

愛媛県地域防災計画

(津波災害対策編)

平成26年度修正

愛媛県防災会議

愛媛県地域防災計画
(津波災害対策編)
策定・修正履歴

平成24年10月 策定

平成26年3月 修正

平成26年11月 修正

愛媛県地域防災計画（津波災害対策編）目次

第1編 総論

第1章 計画の主旨	1
1-1-1 計画の目的	
1-1-2 計画の性格	
1-1-3 計画の構成	
1-1-4 基本方針	
第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
1-2-1 県	
1-2-2 市町	
1-2-3 関係機関	
1-2-4 県民・事業者	
第3章 津波発生条件	9
1-3-1 地形・地質	
1-3-2 中央構造線断層帯	
1-3-3 南海トラフ	
1-3-4 安芸灘～伊予灘～豊後水道	
1-3-5 地震想定	
第4章 地震防災緊急事業五箇年計画	22
1-4-1 地震防災緊急事業五箇年計画	

第2編 災害予防対策

第1章 津波災害予防対策の基本的考え方	23
2-1-1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	
第2章 防災思想・知識の普及	24
2-2-1 県の活動	
2-2-2 市町の活動	
2-2-3 関係機関の活動	
2-2-4 普及の際の留意点	
第3章 県民の津波防災対策	29
2-3-1 県民の果たすべき役割	
2-3-2 県、市町の活動	
2-3-3 自主防災組織等の活動	
2-3-4 地域における自主防災活動の推進	
第4章 事業者の津波防災対策	31
2-4-1 事業者の果たすべき役割	
2-4-2 県、市町の活動	
第5章 ボランティアの防災対策	33
2-5-1 県の活動	
2-5-2 市町の活動	
2-5-3 県警察の活動	
2-5-4 日本赤十字社愛媛県支部の活動	
2-5-5 ボランティアの果たすべき役割	
第6章 津波避難訓練の実施	35
2-6-1 県の活動	
2-6-2 市町の活動	
2-6-3 訓練実施の留意点	
第7章 業務継続計画の策定	36
2-7-1 業務継続計画の概要	
2-7-2 県の業務継続計画	
2-7-3 市町の業務継続計画	

第8章 津波に強い地域づくり	37
2-8-1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方	
2-8-2 津波に強い地域の形成	
2-8-3 海岸保全施設等の整備	
2-8-4 避難関連施設の整備	
2-8-5 公共施設等の津波対策	
2-8-6 ライフラインの耐浪化	
2-8-7 危険物等施設の安全確保	
2-8-8 文化財の保護	
第9章 津波避難体制の整備	42
2-9-1 伝達体制の整備	
2-9-2 津波警戒等の周知徹底	
2-9-3 避難場所等の指定及び周知等	
2-9-4 津波からの防護・避難のための施設の整備等	
2-9-5 住民等の避難誘導体制	
2-9-6 迅速な救助	
2-9-7 交通対策	
2-9-8 県自らが管理又は運営する施設に関する津波対策	
第10章 孤立地区対策	50
2-10-1 県の活動	
2-10-2 市町の活動	
第11章 県民生活の確保対策	51
2-11-1 食料及び生活必需品等の確保	
2-11-2 飲料水の確保	
2-11-3 医療救護体制の確保	
2-11-4 防疫・衛生活動の確保	
2-11-5 保健衛生活動体制の整備	
2-11-6 し尿処理体制の確保	
2-11-7 ごみ処理体制の確保	
2-11-8 災害廃棄物処理体制の整備	
第12章 要配慮者の支援対策	61
2-12-1 県の活動	
2-12-2 市町の活動	
2-12-3 社会福祉施設等管理者の活動	
第13章 広域応援体制の整備	63
2-13-1 全県的な消防相互応援体制の整備	
2-13-2 全県的な防災相互応援体制の整備	
2-13-3 他県との広域応援体制の整備	
2-13-4 緊急消防援助隊の編成	
2-13-5 警察災害派遣隊の編成	
2-13-6 広域防災拠点の整備	
第14章 情報通信システムの整備	65
2-14-1 情報収集・連絡体制の整備	
2-14-2 通信施設の整備	
2-14-3 防災情報システムの拡充整備	
2-14-4 航空消防防災システムの整備	
2-14-5 津波発生時の職員参集システムの整備	
2-14-6 放送施設	
第15章 災害復旧・復興への備え	68
2-15-1 平常時からの備え	
2-15-2 複合災害への備え	
2-15-3 災害廃棄物の発生への対応	
2-15-4 各種データの整備保全	
2-15-5 罹災証明書交付体制の整備	
2-15-6 復興対策の研究	

第3編 災害応急対策

第1章 災害発生直前の対策	70
3-1-1 津波警報等の伝達	
3-1-2 避難指示・勧告	
第2章 防災関係機関の活動	76
3-2-1 県の活動	
3-2-2 市町の活動	
3-2-3 関係機関の活動	
第3章 情報の収集・連絡及び活動体制の確立	84
3-3-1 情報活動の強化	
3-3-2 災害情報等の収集連絡	
3-3-3 情報の収集	
3-3-4 情報の伝達	
3-3-5 報告及び要請事項の処理	
第4章 広報活動	89
3-4-1 県の活動	
3-4-2 市町の活動	
3-4-3 関係機関の活動	
3-4-4 県民が必要な情報を入手する方法	
3-4-5 広聴活動	
第5章 避難活動	92
3-5-1 避難の勧告及び指示	
3-5-2 避難の方法	
3-5-3 避難道路の確保	
3-5-4 避難所等への市町職員等の配置	
3-5-5 避難所における市町職員等の役割	
3-5-6 避難状況の報告	
3-5-7 避難所の設置及び避難生活	
第6章 緊急輸送活動	97
3-6-1 実施機関	
3-6-2 県の活動	
3-6-3 従事命令等による輸送の確保	
3-6-4 市町及び関係機関の活動	
第7章 交通応急対策活動	102
3-7-1 陸上交通	
3-7-2 海上交通	
第8章 災害拡大防止活動	106
3-8-1 消防活動	
3-8-2 水防活動	
3-8-3 人命救助活動	
3-8-4 学校における災害応急対策	
3-8-5 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施	
3-8-6 帰宅困難者への対応	
第9章 地域への救援活動	112
3-9-1 物資の確保・供給の実施	
3-9-2 飲料水の確保・供給	
3-9-3 燃料の確保	
3-9-4 医療救護活動	
3-9-5 下水処理・し尿処理の実施	
3-9-6 生活系ごみ処理の実施	
3-9-7 災害廃棄物処理の実施	
3-9-8 防疫・衛生活動	
3-9-9 保健衛生活動	
3-9-10 死体の搜索及び処理	

3-9-11	災害時における動物（犬、猫等）の管理	
3-9-12	死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理	
3-9-13	応急仮設住宅の確保等	
第10章	応急教育活動	128
3-10-1	応急教育計画の作成	
3-10-2	高等学校及び中等教育学校（後期課程）生徒の災害応急対策への協力	
第11章	要配慮者に対する支援活動	130
3-11-1	県の活動	
3-11-2	市町の活動	
第12章	孤立地区に対する支援活動	131
3-12-1	県の活動	
3-12-2	市町の活動	
第13章	応援協力活動・ボランティア等への支援	132
3-13-1	行政機関の応援活動	
3-13-2	ボランティア等の支援活動	
3-13-3	自衛隊の活動	
3-13-4	海上保安庁の支援	
3-13-5	外国からの応援活動	
第14章	通信放送施設の確保及び放送事業者の活動	141
3-14-1	通信施設	
3-14-2	放送施設	
3-14-3	放送事業者	
第15章	ライフラインの確保	142
3-15-1	水道施設	
3-15-2	下水道施設	
3-15-3	工業用水道施設	
3-15-4	電力施設	
3-15-5	ガス施設	
3-15-6	電信電話施設	
3-15-7	応急金融対策	
第16章	公共土木施設等の確保	147
3-16-1	道路施設	
3-16-2	海岸保全施設	
3-16-3	河川管理施設	
3-16-4	砂防等施設	
3-16-5	港湾施設	
3-16-6	漁港施設	
3-16-7	空港施設	
3-16-8	鉄道施設	
3-16-9	農業用ダム、ため池及び用水路	
3-16-10	災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等	
3-16-11	情報システム	
3-16-12	都市公園施設	
第17章	危険物施設等の安全確保	150
3-17-1	危険物施設	
3-17-2	高圧ガス施設	
3-17-3	毒物・劇物貯蔵施設	
3-17-4	火薬類製造施設・貯蔵施設	
第18章	社会秩序維持活動	152
3-18-1	県の活動	
3-18-2	県警察の活動	
3-18-3	市町の活動	

第4編 災害復旧・復興対策

第1章	災害復旧対策	154
------------	---------------	------------

4-1-1	激甚災害の指定	
4-1-2	被災施設の復旧等	
4-1-3	都市の復興	
第2章	復興計画	157
4-2-1	復興計画の作成	
4-2-2	防災まちづくりを目指した復興	
4-2-3	復興財源の確保	
第3章	被災者の生活再建支援	160
4-3-1	要配慮者の支援	
4-3-2	義援物資、義援金の受入れ及び配分	
4-3-3	災害弔慰金等の支給	
4-3-4	被災者の経済的再建支援	
4-3-5	恒久住宅対策	
4-3-6	生活再建支援策等の広報	
4-3-7	中小企業を対象とした支援	
4-3-8	雇用対策	
4-3-9	農林漁業者を対象とした支援	
4-3-10	地域経済の復興と発展のための支援	

第 1 編 総 論

第 1 章 計画の主旨

1-1-1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、愛媛県の地域に係る津波防災対策について定め、これを推進することにより、県民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とする。

特に、この計画の中で、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第 92号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下、「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定め、本県における地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、津波は主に地震により引き起こされるものであることから、「地震災害対策編」と合わせて震災対策に活用すべきものである。

1-1-2 計画の性格

この計画は、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに県民が、津波防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

1-1-3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は、次の 4 編による。

(1) 第 1 編 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、津波の想定及び地震防災緊急事業五箇年計画等の計画の基本となる事項を示す。

(2) 第 2 編 災害予防対策

平常時の教育、訓練、津波に強いまちづくり、津波避難体制の整備などの予防対策を示す。

(3) 第 3 編 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第 4 編 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

1-1-4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、県民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、県民、自

主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成 18 年 12 月 19 日条例第 58 号）（以下「防災条例」という。）及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図るものとする。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、本県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項及び防災関係者の連携協力の確保に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図る

第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1-2-1 県

- (1) 県地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 津波防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他県民の津波災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 津波防災のための装備・施設等の整備
- (8) 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (11) 避難勧告、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の津波災害応急対策の連絡調整
- (21) その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

1-2-2 市町

- (1) 市町地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 津波浸水想定区域を有する市町においては、津波からの防護、安全な避難路、避難場所の確保及び円滑な避難等に関する措置
- (3) 津波防災に関する組織の整備
- (4) 防災思想・知識の普及
- (5) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (6) 自主防災組織の育成指導その他住民の津波災害対策の促進
- (7) 防災訓練の実施
- (8) 津波防災のための施設等の整備
- (9) 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (10) 被災者の救出、救護等の措置
- (11) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (12) 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び避難所の開設
- (13) 消防、水防その他の応急措置
- (14) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (15) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (16) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (17) 災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検
- (18) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (19) 緊急輸送の確保

- (20) 災害復旧の実施
- (21) その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

1-2-3 関係機関

1 指定地方行政機関

- (1) 四国管区警察局
 - ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
 - イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること
 - ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること
 - エ 管区内各警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること
 - オ 警察通信の確保及び統制に関すること
 - カ 津波警報の伝達に関すること
- (2) 四国総合通信局
 - ア 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること
 - イ 災害における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常無線通信の運用監理に関すること
 - ウ 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること
 - エ 災害時における通信機器の供給の確保に関すること
 - オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること
- (3) 四国財務局（松山財務事務所）
 - 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 中国四国厚生局（四国厚生支局）
 - 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 愛媛労働局
 - ア 事業場に対する津波災害対策の周知指導に関すること
 - イ 事業場等の被災状況の把握に関すること
- (6) 中国四国農政局
 - ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること
 - イ 自ら管理又は運営する施設・設備に関すること
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対し金融業務の円滑な実施のための指導に関すること
 - エ 津波防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること
 - オ 津波防災に関する情報の収集及び報告に関すること
 - カ 災害時の食料の供給に関すること
 - キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること
- (7) 四国森林管理局愛媛森林管理署
 - 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
- (8) 四国経済産業局
 - ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
 - イ 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること
 - ウ 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関すること
- (9) 中国経済産業局
 - 電気の供給の確保に必要な指導に関すること
- (10) 中国四国産業保安監督部
 - 電気事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること
（但し、今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域）、越智郡上島町に限る。）
- (11) 中国四国産業保安監督部（四国支部）
 - ア 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること
 - イ 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関すること
 - ウ 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関すること

- (12) 四国地方整備局（松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所）
管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう務める。
- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐浪性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - ウ 所掌に係る災害復旧事業に関すること
 - エ 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること
 - オ 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること
 - カ 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること
- (13) 四国運輸局（愛媛運輸支局）
- ア 陸上輸送に関すること
 - (ア) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること
 - (イ) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関すること
 - イ 海上輸送に関すること
 - (ア) 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関すること
 - (イ) 旅客航路事業者の行う津波災害応急対策の実施指導に関すること
- (14) 大阪航空局（松山空港事務所）
- ア 空港（航空通信、無線施設等を含む）及び航空機の保安に関すること
 - イ 災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保に関すること
- (15) 大阪管区気象台（松山地方気象台）
- ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の通知、津波予報、津波情報等の伝達に関すること
 - イ 津波に関する普及啓発活動及び防災訓練に対する協力に関すること
 - ウ 異常な自然現象（潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講じること
- (16) 第六管区海上保安本部（松山海上保安部、今治海上保安部、宇和島海上保安部）
- ア 海難救助及び人員・物資等の輸送並びに津波警報等の船舶に対する伝達に関すること
 - イ 航路障害物の除去その他海上における全般的な安全の確保と治安の維持に関すること
 - ウ 危険物の保安、流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること
- (17) 中国四国防衛局
- ア 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
 - イ 災害時における米軍部隊との連絡調整

2 自衛隊（陸上自衛隊第14特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

- (1) 被害状況の把握に関すること
- (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関すること
- (5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関すること
- (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること
- (7) 危険物の保安及び除去に関すること

3 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（四国支社）

- ア 郵便業務の運営の確保に関する事
- イ 郵便局の窓口業務の維持に関する事
- (2) 日本銀行（松山支店）
 - ア 通貨の円滑な供給の確保及び損傷通貨の引換えに関する事
 - イ 被災地における現金供給のための緊急輸送・通信手段の活用に関する事
 - ウ 金融機関の業務運営確保及び非常金融措置実施のためのあつ旋・指導に関する事
 - エ 被害状況の実態把握と復旧融資円滑化のための金融機関の指導に関する事
 - オ 各種金融措置の広報に関する事
- (3) 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事
 - イ 被災者に対する救援物資の配付に関する事
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事
 - エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関する事
- (4) 日本放送協会（松山放送局）
 - ア 県民に対する防災知識の普及に関する事
 - イ 津波情報及びその他津波に関する情報の正確迅速な提供による県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
 - ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事
 - エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関する事
- (5) 西日本高速道路株式会社（四国支社）
 - 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関する事
- (6) 本州四国連絡高速道路株式会社（しまなみ尾道管理センター、しまなみ今治管理センター）
 - 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路等の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関する事
- (7) 電源開発株式会社（西日本支店高松事務所）
 - 電力施設の保全及び復旧に関する事
- (8) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
 - ア 鉄道施設等の保全に関する事
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事
 - ウ 災害時における旅客の安全確保に関する事
 - エ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事
- (9) 西日本電信電話株式会社（愛媛支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - ア 電気通信施設の整備に関する事
 - イ 災害時における通信の確保に関する事
 - ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関する事
 - エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関する事
 - オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関する事
- (10) 日本通運株式会社（松山支店、新居浜支店、今治支店、西予支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社 松山支店、松山東支店、今治支店、新居浜営業所、四国中央営業所、大洲営業所、宇和島営業所、松山引越センター）、佐川急便株式会社（四国中央店、松山店、宇和店、新居浜店、大洲店、今治店、東予店、松山空港営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
 - 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事
- (11) 四国電力株式会社（松山支店、新居浜支店、宇和島支店）、中国電力株式会社（広島支社）
 - ア 電力施設等の保全に関する事
 - イ 電力供給の確保に関する事
 - ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関する事
 - エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (12) KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置に関する事
- (13) 独立行政法人国立病院機構（本部中国四国ブロック事務所）

- ア 災害時における国立病院機構の医療班の派遣又は派遣準備に関すること
- イ 広域災害における国立病院機構からの医療班の派遣に関すること
- ウ 災害時における国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること

4 指定地方公共機関

- (1) 伊予鉄道株式会社
 - ア 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
 - イ 災害時における旅客の安全確保に関すること
 - ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報に関すること
- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること
- (3) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - ア 検案時の協力に関すること
 - イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること
- (4) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、今治シーエーティービー株式会社、宇和島ケーブルテレビ株式会社、株式会社ハートネットワーク、株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸、株式会社四国中央テレビ、西予CATV株式会社、一般財団法人八西CATV、株式会社愛媛新聞社
 - ア 津波防災に関するキャンペーン番組、津波防災メモのスポット、ニュース番組等による県民に対する防災知識の普及に関すること
 - イ 津波に関する情報の正確、迅速な提供に関すること
 - ウ 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること
 - オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること
- (5) 四国ガス株式会社
 - ア ガス施設等の保全に関すること
 - イ ガス供給の確保に関すること
 - ウ 被害施設の応急対策及び復旧に関すること
- (6) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）
 - ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (7) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること
 - イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること

5 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者

- (1) 土地改良区
 - 土地改良施設の整備及び保全に関すること
- (2) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合
 - ア 共同利用施設等の保全に関すること
 - イ 被災組合員の援護に関すること
 - ウ 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- (3) 商工会議所、商工会
 - ア 被災商工業者の援護に関すること
 - イ 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
- (4) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
 - ア 危険物施設等の保全に関すること
 - イ プロパンガス等の供給の確保に関すること
- (5) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設利用者等の安全確保に関すること
 - イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること

- (6) 愛媛県警備業協会
災害時の道路交差点での交通整理支援に関する事

1-2-4 県民・事業者

1 県民

- (1) 県民
 - ア 自助の実践に関する事
 - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関する事
 - ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関する事
- (2) 自主防災組織
 - ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関する事
 - イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関する事
 - ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関する事
 - エ 県又は市町が実施する防災対策への協力に関する事

2 事業者

- (1) 事業者
 - ア 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関する事
 - イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関する事
 - ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関する事
 - エ 災害応急対策の実施に関する事
 - オ 県又は市町が実施する防災対策への協力に関する事

第3章 津波発生の条件

1-3-1 地形・地質

本県は、四国の北西部に位置し、四国中央部を東西に走る四国山地と、瀬戸内海から豊後水道にまたがる約 1,700km の海岸線に囲まれた細長い区域と、瀬戸内海、豊後水道に点在する大小の島々などによって形成されている。面積は約 5,678 K m² で全都道府県の 25 位に位置している。

また、本県の地質は、阿波池田から四国中央市、西条市、松山市南方の砥部町を経て伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。

外帯には、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が帯状構造で分布する。このうち、三波川帯は、結晶片岩類からなる地層で構成されている。秩父帯は、中・古生代の地層からなり、主に砂岩、頁岩、粘板岩、チャート、石灰岩、玄武岩質凝灰岩層からなっている。また、四万十帯は、秩父帯の南側に位置し、砂岩、頁岩の地層からなっている。なお、三波川帯と秩父帯との間には、御荷鉾緑色岩類と呼ばれる火山砕屑岩、火山岩が分布している。

※資料 愛媛県の地質概要（資料編 1-5）

1-3-2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯である。

文部科学省の地震調査委員会では、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成 7-12 年度）、和歌山県（平成 10 年度）、徳島県（平成 9-11 年度）、愛媛県（平成 8-11 年度）及び地域地盤環境研究所（平成 19 年度）によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

1 断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、地震調査委員会による長期評価では、佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象としている。全体として長さは約 290 km で、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

2 断層帯の過去の活動

四国東端の鳴門市付近から愛媛県伊予市を経て伊予灘の佐田岬北西沖付近に至る範囲では、16 世紀に最新活動があったと推定される。この時には、鳴門市付近から佐田岬北西沖付近まで同時に活動したと推定されるが、複数の区間に分かれて活動した可能性もある。また、一つ前の活動では、石鎚断層及びこれより東側の区間（讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部）、石鎚山脈北縁の岡村断層からなる区間、川上断層及びこれより西側の区間（石鎚山脈北縁西部-伊予灘）の 3 つに分かれて活動したと推定される。

岡村断層は、その東半分が讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部の区間と並走し、また、西半分が石鎚山脈北縁西部-伊予灘の区間と並走する。各区間の 1 回の活動に伴う右横ずれ量は、讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部で 6-7m 程度、石鎚山脈北縁の岡村断層で 6m 程度、石鎚山脈北縁西部-伊予灘で 2-3m 程度であった可能性がある。それぞれの区間の平均的な活動間隔は、東側の讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部では、約 1 千-1 千 6 百年、中央の岡村断層では、約 1 千-2 千 5 百年、西側の石鎚山脈北縁西部-伊予灘では、約 1 千-2 千 9 百年であった可能性がある。

3 断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら 3 つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

セグメント区分と想定地震規模

セグメント名	石鎚山脈北縁西部－伊予灘	石鎚山脈北縁（岡村断層）	讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
構成断層	米湊・伊予・伊予灘東部・伊予灘西部	岡村	石鎚・畑野・寒川・佐野池田
長さ	約 130km	約 30km	約 130km
マグニチュード	8.0 程度 もしくはそれ以上	7.3－8.0 程度	8.0 程度 もしくはそれ以上
ずれの量	2－3m 程度	6m 程度	6－7m 程度
最新活動時期	16 世紀	16 世紀	16 世紀
再来間隔	約 1,000－2,900 年	約 1,000－2,500 年	約 1,000－1,600 年
地震後経過率(T/R)	0.1－0.5	0.2－0.5	0.3－0.5
発生確率 (30 年以内)	ほぼ 0－0.3%	ほぼ 0－0.3%	ほぼ 0－0.3%
断層面	高角度北傾斜 (深さ 2km 以浅)	北傾斜 30°－40° (深さ 5km 以浅)	北傾斜 30°－40° (深さ 5km 以浅)

※資料 愛媛県内の主な活断層（資料編 1－7）

1－3－3 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

1 南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約 700km の細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの巨大地震」である。この「最大クラスの巨大地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9 クラスとなる。

2 過去の地震について

歴史記録より、南海トラフでは、白鳳（天武）地震（684 年）から現在までの 1,400 年間に、M8 クラスの大地震が少なくとも 9 回起きていることが分かっている。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると見なせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707 年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854 年）の間は 147 年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東

海・南海地震とその後に発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔を求めると、88.2年となる。現時点（2013年1月1日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に約70年が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

3 南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854年）では、震源域が異なる。また、宝永地震（1707年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946年）や安政南海地震（1854年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684年）より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707年）クラスの大地震は、300～600年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いと、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりや正確に把握することは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約2,000年前の津波堆積物とその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

4 次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後30年以内の地震発生確率は70%程度となる。

なお、最大クラスの巨大地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものと考えられる。

1-3-4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ40～60km）が破裂する（ずれる）ことによってM6.7～M7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の芸予地震（M6.7）である。

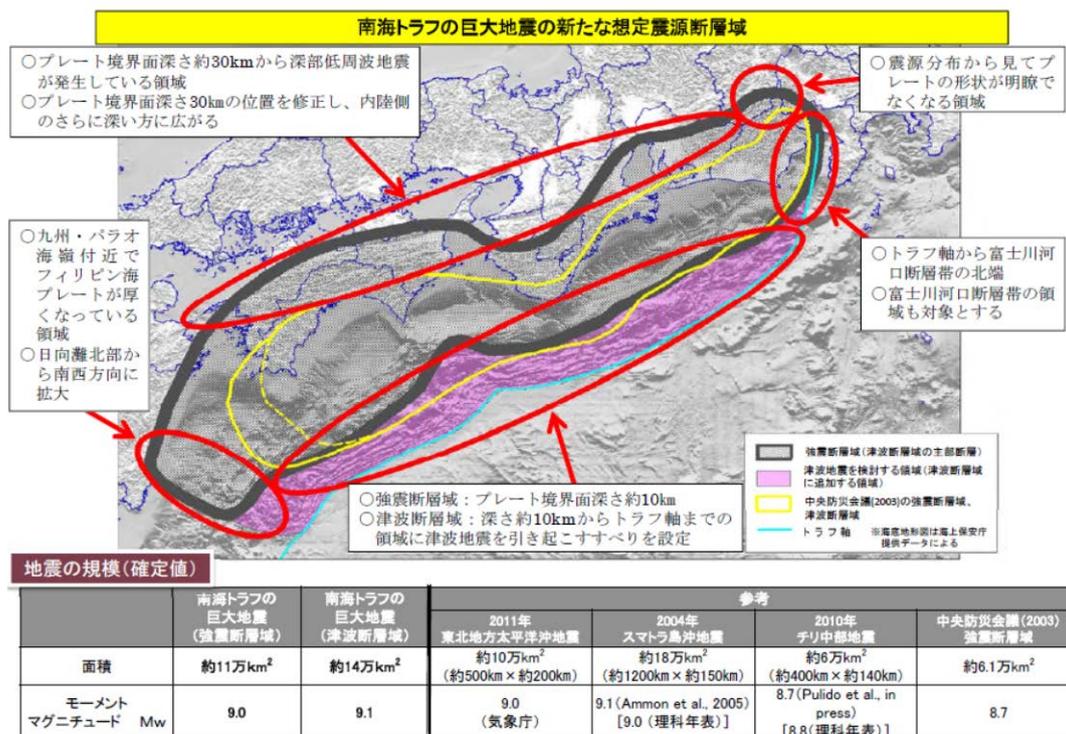
1-3-5 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の強震断層域にほぼ全域が含まれているほか、本県を

横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成 12～13 年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成 25 年 6 月 10 日に震度分布、津波浸水想定等、平成 25 年 12 月 26 日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域



※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」平成 25 年 3 月 31 日公表

1 目的

本県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、県や市町の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、県民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを促進することを目的とする。

2 調査の内容

- (1) 地震動・液状化・土砂災害の想定
- (2) 津波の想定
- (3) 建物被害
- (4) 屋外転倒、落下物の発生
- (5) 人的被害
- (6) ライフライン被害
- (7) 交通施設被害
- (8) 生活支障
- (9) その他被害
- (10) 経済被害(直接被害)
- (11) 被災シナリオ

3 前提条件

- (1) 季節、時刻等の想定シーン
季節・発生時刻については、被害様相が異なる特徴的な次の3シーンにより検討した。さらに、火災による被害は、風速によって被害の様相が異なるため、平均風速と強風時の風速により検討を行った。

(2) 想定地域単位

震度分布、液状化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

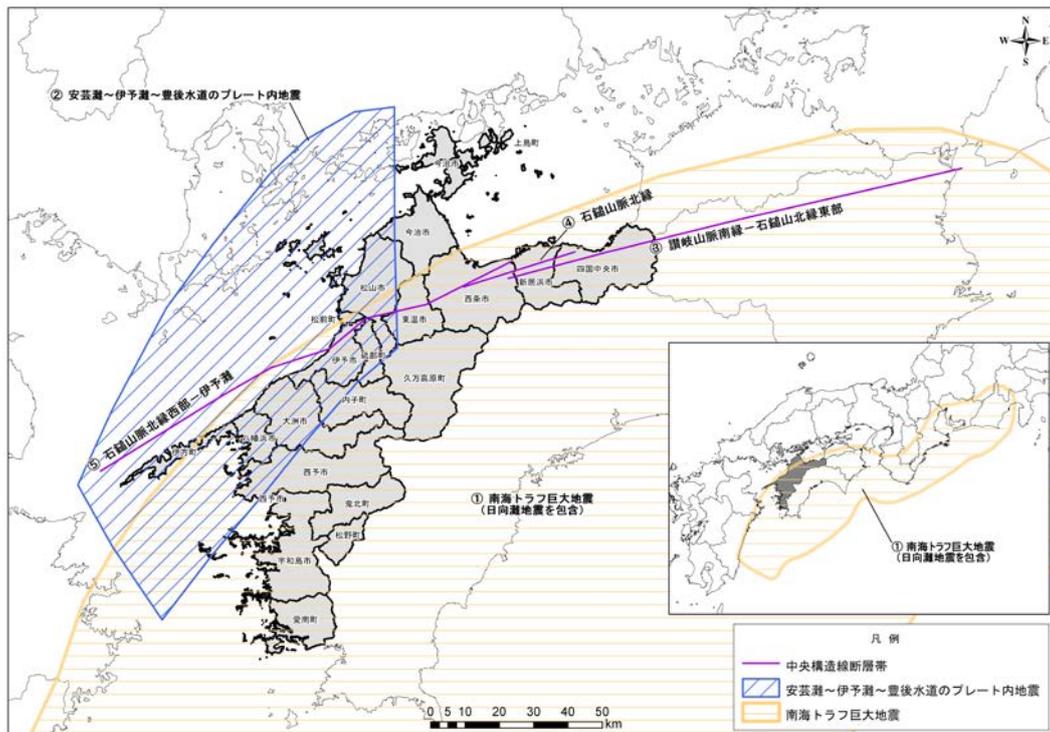
津波高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する機会が多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 想定地震

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

名称	マグニチュード
①南海トラフ巨大地震	9.0 (津波:9.1)
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (芸予地震)	7.4
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (中央構造線断層帯)	8.0
④石鎚山脈北縁 (岡村断層) の地震 (中央構造線断層帯)	7.3
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘 (中央構造線断層帯)	8.0



5 想定結果

(1) 地震動

各想定地震における市町別最大震度

市町名	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道の プレート内地震		讃岐山脈南縁 －石鎚山脈北 縁東部の地震	石鎚山脈北縁 の地震	石鎚山脈北縁 西部－伊予灘 の地震
	想定地震 ①	想定地震 ②	想定地震 ②'	想定地震 ③	想定地震 ④	想定地震 ⑤
松山市	7	6 強	6 弱	6 弱	5 強	6 強
今治市	6 強	6 弱	5 強	6 弱	6 弱	6 強
宇和島市	7	5 強	6 弱	4	3	5 強
八幡浜市	7	6 弱	6 強	4	4	6 弱
新居浜市	7	5 強	5 弱	7	7	6 強
西条市	7	6 弱	5 強	6 強	6 強	7
大洲市	7	6 弱	6 弱	4	4	6 強
伊予市	7	6 弱	5 強	5 弱	5 弱	6 強
四国中央市	7	5 弱	4	7	6 強	6 弱
西予市	7	6 弱	6 強	4	4	6 弱
東温市	6 強	5 強	5 強	5 強	5 弱	6 強
上島町	6 強	5 強	4	6 強	5 強	5 強
久万高原町	6 強	5 強	5 弱	5 強	5 強	6 弱
松前町	7	6 弱	6 弱	5 強	5 弱	6 強
砥部町	6 強	5 強	5 強	5 弱	5 弱	6 弱
内子町	6 強	5 強	5 強	4	4	6 弱
伊方町	7	6 弱	6 強	4	4	7
松野町	6 強	5 弱	5 弱	3	3	5 弱
鬼北町	7	5 弱	5 強	4	4	5 弱
愛南町	7	5 弱	6 弱	3	3	5 弱

(2) 津波

ア) 津波到達時間

市町名	最短津波到達時間 (分)						最高津波水位
	±20 cm	+1m※	+2m	+3m	+5m	+10m	
四国中央市	5	231	—	—	—	—	404
新居浜市	11	235	—	—	—	—	451
西条市	5	222	—	—	—	—	461
上島町	5	355	—	—	—	—	421
今治市	4	161	—	—	—	—	448
松山市	4	115	198	—	—	—	199
松前町	5	113	134	—	—	—	185
伊予市	4	25	126	—	—	—	181
大洲市	4	28	134	—	—	—	155
八幡浜市※	5(4)	51(32)	56(135)	59	66	—	72
伊方町	4	46	47	50	50	58	59
西予市	4	48	55	56	74	—	81
宇和島市	4	19	28	32	37	—	48
愛南町	4	14	18	19	23	30	35

※八幡浜市は宇和海側の数値を記載。なお、()内に伊予灘側の数値を参考記載。

※+1m：津波水位から初期潮位を引いた波高が+1mになった時間 (+2m 以上も同様)

イ) 最高津波水位及び浸水面積

市町名	最高津波水位			浸水面積 (ha)
	(T. P. m)	うち朔望平均満潮位 (m)	うち津波波高 (m)	
四国中央市	3.6	1.8	1.8	631
新居浜市	3.4	1.9	1.5	955
西条市	3.4	1.9	1.5	3,360
上島町	3.1	1.9	1.2	136
今治市	3.3	1.9	1.5	1,407
松山市	3.9	1.8	2.1	1,041
松前町	4.2	1.8	2.4	488
伊予市	4.3	1.8	2.5	277
大洲市	3.9	1.6	2.3	93
八幡浜市	9.1	1.0	8.1	477
伊方町	21.3	1.0	20.3	321
西予市	9.3	1.0	8.3	358
宇和島市	10.1	1.1	9.0	1,662
愛南町	16.7	1.1	15.6	788
県計	—	—	—	11,995

(3) 被害想定

被害想定総括表 (1/6)

地震名	南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	南海トラフ巨大地震 (西側ケース)	安芸灘～伊予灘～豊後水 道のプレート内地震 (北側ケース1)
想定シーン	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ	12,469棟	107,554棟	6,161棟	13,210棟
	液状化	7,595棟	10,642棟	7,615棟	7,634棟
	土砂災害	392棟	662棟	360棟	409棟
	津波	28,876棟	27,413棟	28,519棟	29,182棟
	火災	10,789棟	97,357棟	8,694棟	11,116棟
	合計	60,121棟	243,628棟	51,349棟	61,551棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	10,671箇所	33,868箇所	10,092箇所	11,072箇所
	自動販売機	106箇所	389箇所	117箇所	114箇所
	屋外落下物	12,527件	141,651件	4,526件	13,360件
死者数	建物倒壊	734人	6,210人	351人	788人
	屋内収容物移動等	うち42人	うち364人	うち28人	うち44人
	土砂災害	32人	53人	29人	33人
	津波	8,227人	8,184人	8,234人	8,225人
	火災	159人	1,585人	0人	119人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 3人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)
	合計	9,152人	16,032人	8,615人	9,165人
負傷者数	建物倒壊	8,565人	46,048人	7,036人	8,708人
	屋内収容物移動等	うち861人	うち5,584人	うち656人	うち890人
	土砂災害	39人	66人	36人	41人
	津波	419人	412人	420人	419人
	火災	136人	944人	0人	111人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 30人)	0人(冬18時 111人)	0人(冬18時 31人)	0人(冬18時 31人)
合計	9,159人	47,470人	7,491人	9,279人	
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	1,820人	18,516人	961人	1,855人
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	718人	718人	718人	718人
	要捜索者	8,646人	8,596人	8,654人	8,644人
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人
	直後	354,302人	1,081,300人	361,158人	315,612人
	1日後	341,466人	1,055,933人	347,744人	304,767人
	1週間後	266,859人	907,477人	265,500人	241,923人
	1ヶ月後	100,136人	392,624人	81,665人	101,601人
下水道支障人口	処理人口	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人
	直後	419,308人	558,695人	421,918人	423,567人
	1日後	319,670人	465,160人	320,767人	322,703人
	1週間後	124,264人	176,300人	124,509人	125,393人
	1ヶ月後	16,570人	16,781人	16,213人	16,650人
停電軒数	電灯軒数	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸
	直後	151,900戸	684,396戸	140,679戸	158,223戸
	1日後	50,456戸	383,730戸	33,797戸	58,474戸
	2日後	33,708戸	274,321戸	22,872戸	39,966戸
	1週間後	20,688戸	40,516戸	20,153戸	21,416戸
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線
	直後	170,182回線	865,819回線	163,287回線	177,786回線
	1日後	120,550回線	785,706回線	93,512回線	112,577回線
	1週間後	13,289回線	138,614回線	1,413回線	15,943回線
	1ヶ月後	5,092回線	79,599回線	57回線	8,149回線
ガス供給停止戸数 (都市ガス)	供給戸数	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸
	直後	14,022戸	71,677戸	16,814戸	16,091戸
	1日後	12,402戸	70,057戸	15,194戸	14,471戸
	1週間後	7,980戸	60,337戸	7,447戸	8,394戸
	1ヶ月後	7,980戸	26,068戸	7,447戸	8,394戸
ガス供給停止戸数 (L.Pガス)	供給戸数	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸
	容器転倒	8,042戸	14,384戸	7,964戸	8,340戸
	ガス漏洩	5,627戸	10,110戸	5,562戸	5,832戸

被害想定総括表 (2/6)

地震名		安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース2)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース1)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース2)	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース1)	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース2)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風 (市町毎平均+2σ)
風速						
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ	335棟	88棟	49棟	22,292棟	28,851棟
	液状化	4,442棟	2,785棟	1,809棟	3,782棟	4,627棟
	土砂災害	172棟	197棟	162棟	40棟	50棟
	津波	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
	火災	44棟	27棟	16棟	23,798棟	23,682棟
	合計	4,994棟	3,096棟	2,036棟	49,911棟	57,210棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	3,932箇所	1,715箇所	870箇所	6,917箇所	8,818箇所
	自動販売機	39箇所	5箇所	3箇所	71箇所	96箇所
	屋外落下物	173件	39件	20件	31,872件	44,635件
死者数	建物倒壊	19人	5人	3人	1,262人	1,618人
	屋内収容物移動等	うち8人	うち2人	うち1人	うち86人	うち113人
	土砂災害	14人	16人	13人	3人	4人
	津波	0人	0人	0人	0人	0人
	火災	0人	0人	0人	687人	751人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 0人)	0人(冬18時 0人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)
	合計	33人	21人	16人	1,953人	2,374人
負傷者数	建物倒壊	1,126人	524人	361人	8,515人	10,939人
	屋内収容物移動等	うち253人	うち111人	うち50人	うち1,332人	うち1,765人
	土砂災害	17人	20人	16人	4人	5人
	津波	0人	0人	0人	0人	0人
	火災	0人	0人	0人	331人	279人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 19人)	0人(冬18時 6人)	0人(冬18時 2人)	0人(冬18時 28人)	0人(冬18時 34人)
合計	1,143人	544人	378人	8,850人	11,223人	
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	97人	11人	6人	4,286人	5,513人
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	0人	0人	0人	0人	0人
	要捜索者	0人	0人	0人	0人	0人
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人
	断水人口					
	直後	42,807人	27,764人	17,331人	224,061人	275,668人
	1日後	40,811人	25,360人	15,856人	220,288人	269,256人
	1週間後	25,453人	13,281人	7,844人	197,465人	233,603人
1ヶ月後	4,670人	920人	465人	89,805人	104,929人	
下水道支障人口	処理人口	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人
	支障人口					
	直後	131,714人	90,035人	56,019人	113,145人	149,041人
	1日後	111,250人	75,882人	47,242人	95,629人	125,817人
	1週間後	40,132人	27,723人	17,076人	34,691人	45,350人
1ヶ月後	1,144人	739人	530人	1,141人	1,257人	
停電軒数	電灯軒数	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸
	停電軒数					
	直後	41,622戸	7,933戸	4,447戸	86,887戸	119,501戸
	1日後	3,701戸	455戸	272戸	17,410戸	28,745戸
	2日後	348戸	0戸	0戸	6,944戸	12,701戸
1週間後	0戸	0戸	0戸	63戸	188戸	
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線
	不通回線数					
	直後	55,146回線	9,989回線	5,791回線	126,215回線	162,408回線
	1日後	18,928回線	572回線	0回線	100,808回線	133,867回線
	1週間後	0回線	0回線	0回線	8,127回線	15,481回線
1ヶ月後	0回線	0回線	0回線	0回線	4,550回線	
ガス供給停止戸数 (都市ガス)	供給戸数	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸
	停止戸数					
	直後	7,870戸	1,499戸	748戸	9,809戸	11,905戸
	1日後	6,250戸	1,089戸	538戸	8,189戸	10,285戸
	1週間後	2,714戸	1,089戸	538戸	641戸	1,220戸
1ヶ月後	2,714戸	1,089戸	538戸	641戸	1,220戸	
ガス供給停止戸数 (LPガス)	供給戸数	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸
	停止戸数					
	容器転倒	5,506戸	3,753戸	2,509戸	4,725戸	5,580戸
ガス漏洩	3,897戸	2,685戸	1,805戸	3,343戸	3,946戸	

被害想定総括表 (3/6)

地震名		石鐘山脈北縁の地震 (ケース1)	石鐘山脈北縁の地震 (ケース2)	石鐘山脈北縁西部-伊予灘の地震 (ケース1)	石鐘山脈北縁西部-伊予灘の地震 (ケース2)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時 強風
風速		(市町毎平均+2σ)	(市町毎平均+2σ)	(市町毎平均+2σ)	(市町毎平均+2σ)
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ	15,926棟	11,034棟	19,571棟	11,757棟
	液状化	3,295棟	3,402棟	6,573棟	5,740棟
	土砂災害	30棟	30棟	296棟	293棟
	津波	0棟	0棟	0棟	0棟
	火災	19,228棟	16,878棟	35,326棟	19,993棟
	合計	38,478棟	31,344棟	61,766棟	37,783棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	6,189箇所	5,953箇所	15,923箇所	13,476箇所
	自動販売機	59箇所	68箇所	252箇所	231箇所
	屋外落下物	22,749件	12,533件	18,413件	9,452件
死者数	建物倒壊	930人	646人	1,139人	689人
	屋内収容物移動等	うち63人	うち43人	うち84人	うち62人
	土砂災害	2人	3人	24人	24人
	津波	0人	0人	0人	0人
	火災	558人	202人	39人	0人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 1人)	0人(冬18時 2人)	0人(冬18時 2人)
	合計	1,491人	850人	1,202人	713人
負傷者数	建物倒壊	6,429人	6,317人	15,686人	11,810人
	屋内収容物移動等	うち975人	うち701人	うち1,452人	うち1,109人
	土砂災害	3人	3人	30人	30人
	津波	0人	0人	0人	0人
	火災	273人	166人	41人	0人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時 26人)	0人(冬18時 23人)	0人(冬18時 65人)	0人(冬18時 58人)
	合計	6,705人	6,486人	15,757人	11,840人
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	3,136人	2,137人	3,943人	2,656人
津波被害に伴う要救助者・捜索者	要救助者	0人	0人	0人	0人
	要捜索者	0人	0人	0人	0人
上水道断水人口	給水人口	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人	1,320,513人
	断水人口				
	直後	160,680人	169,735人	485,120人	393,239人
	1日後	156,630人	164,993人	462,835人	372,063人
	1週間後	135,493人	138,134人	338,539人	257,985人
1ヶ月後	64,789人	57,237人	82,885人	55,930人	
下水道支障人口	処理人口	770,090人	770,090人	770,090人	770,090人
	支障人口				
	直後	106,646人	109,685人	232,531人	215,483人
	1日後	90,149人	92,383人	196,006人	181,712人
	1週間後	32,781人	33,614人	70,981人	65,550人
1ヶ月後	985人	923人	1,587人	1,576人	
停電軒数	電灯軒数	806,261戸	806,261戸	806,261戸	806,261戸
	停電軒数				
	直後	80,398戸	88,833戸	319,275戸	274,468戸
	1日後	21,174戸	18,422戸	56,590戸	48,445戸
	1週間後	126戸	63戸	982戸	982戸
固定電話不通回線数	回線数	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線	1,036,900回線
	不通回線数				
	直後	115,134回線	117,251回線	410,032回線	351,563回線
	1日後	92,530回線	91,059回線	347,219回線	288,299回線
	1週間後	13,275回線	8,767回線	6,665回線	6,112回線
1ヶ月後	2,344回線	0回線	3,690回線	3,690回線	
ガス供給停止戸数 (都市ガス)	供給戸数	74,740戸	74,740戸	74,740戸	74,740戸
	停止戸数				
	直後	9,400戸	9,967戸	47,860戸	44,236戸
	1日後	7,780戸	8,347戸	46,240戸	42,616戸
	1週間後	578戸	714戸	36,520戸	32,896戸
1ヶ月後	578戸	714戸	9,917戸	9,622戸	
ガス供給停止戸数 (LPGガス)	供給戸数	440,567戸	440,567戸	440,567戸	440,567戸
	停止戸数				
	容器転倒	4,052戸	4,039戸	9,037戸	8,272戸
	ガス漏洩	2,865戸	2,853戸	6,305戸	5,764戸

被害想定総括表 (4/6)

地震名		南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	南海トラフ巨大地震 (西側ケース)	安芸灘～伊予灘～豊後水 道のプレート内地震 (北側ケース1)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km
	津波浸水域	35箇所	31箇所	35箇所	35箇所	0箇所
	津波浸水域外	111箇所	197箇所	107箇所	112箇所	48箇所
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km
	津波浸水域	23箇所	23箇所	23箇所	30箇所	0箇所
	津波浸水域外	411箇所	747箇所	394箇所	407箇所	203箇所
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所
	国際拠点港湾	—	—	—	—	—
	重要港湾	58箇所	306箇所	56箇所	41箇所	12箇所
漁港被害箇所数	地方港湾	38箇所	221箇所	27箇所	38箇所	5箇所
	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
	漁港(1種～4種)	377箇所	1,008箇所	263箇所	504箇所	15箇所
避難者数(避難所内外)	1日後	265,106人	436,750人	259,889人	265,958人	10,493人
	1週間後	136,191人	466,888人	129,426人	130,153人	18,150人
	1ヶ月後	152,028人	558,902人	134,805人	152,504人	13,894人
帰宅困難者	帰宅困難者数	142,726人	142,726人	142,726人	142,726人	142,222人
	居住ゾーン外への外出者数	135,387人	135,387人	135,387人	135,387人	134,883人
物資不足量	食糧不足量	1,810,153食	3,970,992食	1,750,883食	1,787,444食	88,395食
	給水不足量	1,497,500ℓ	7,805,399ℓ	1,528,752ℓ	1,532,716ℓ	220,318ℓ
	毛布不足量	306,998枚	514,090枚	301,219枚	308,376枚	0枚
医療対応力不足数	入院	1,764人	13,702人	997人	1,838人	0人
	外来	2,700人	19,936人	1,670人	2,980人	0人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	11,973世帯	60,013世帯	10,542世帯	12,181世帯	1,861世帯
仮設トイレ不足量	1日後	582基	916基	572基	583基	7基
	1週間後	306基	917基	289基	294基	27基
	1ヶ月後	152基	559基	135基	152基	13基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	488.9万t	1,734.1万t	425.5万t	498.5万t	52.9万t
	津波堆積物	686.1万t	686.1万t	686.1万t	686.1万t	-
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数	909人	894人	901人	896人	865人
	台数	1,913台	1,901台	1,907台	1,902台	1,816台
災害時要援護者(避難所内)	1日後	40,055人	62,984人	39,186人	40,202人	1,342人
	1週間後	22,030人	62,704人	20,571人	21,409人	1,897人
	1ヶ月後	11,085人	38,476人	9,575人	11,192人	865人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	6棟	97棟	5棟	5棟	1棟
文化財の被災可能性	揺れ	0施設	16施設	0施設	0施設	0施設
	火災	1施設	4施設	0施設	1施設	0施設
	津波	1施設	1施設	1施設	1施設	0施設
孤立の可能性がある集落	農業集落	14集落	242集落	1集落	41集落	0集落
	漁業集落	4集落	26集落	1集落	22集落	0集落
ため池被害	危険度ランクA	137箇所	657箇所	122箇所	147箇所	20箇所
	危険度ランクB	357箇所	982箇所	293箇所	392箇所	137箇所
	危険度ランクC	2,106箇所	961箇所	2,185箇所	2,061箇所	2,443箇所
漁業施設	漁船被害数	10,448隻	10,448隻	10,448隻	10,448隻	0隻
	漁場被害面積	68.4km ²	68.4km ²	68.4km ²	68.4km ²	0.0km ²
重要施設	使用可能	1,717施設	869施設	1,747施設	1,696施設	2,188施設
	一部制限	878施設	1,014施設	871施設	881施設	567施設
	支障有	312施設	1,024施設	289施設	330施設	152施設
農地被害	液状化被害面積	88.7km ²	172.6km ²	92.1km ²	95.9km ²	52.3km ²
	津波被害面積	36.6km ²	36.6km ²	36.6km ²	36.6km ²	-
経済被害額	直接被害額	5.79兆円	16.15兆円	5.42兆円	5.83兆円	1.14兆円
	建物	3.91兆円	11.13兆円	3.63兆円	3.93兆円	0.54兆円
	家庭用品等	0.88兆円	2.83兆円	0.81兆円	0.89兆円	0.15兆円
	ライフライン	0.43兆円	0.91兆円	0.43兆円	0.44兆円	0.30兆円
	交通施設	0.30兆円	0.58兆円	0.29兆円	0.29兆円	0.02兆円
	その他公共土木施設	0.17兆円	0.33兆円	0.17兆円	0.17兆円	0.12兆円
	災害廃棄物処理	0.11兆円	0.38兆円	0.09兆円	0.11兆円	0.01兆円

被害想定総括表 (5/6)

地震名		安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (北側ケース2)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース1)	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース2)	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース1)	讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (ケース2)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	44箇所	35箇所	25箇所	45箇所	56箇所
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	193箇所	125箇所	88箇所	171箇所	205箇所
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所
	国際拠点港湾	—	—	—	—	—
	重要港湾	9箇所	1箇所	0箇所	137箇所	158箇所
漁港被害箇所数	地方港湾	4箇所	5箇所	4箇所	12箇所	14箇所
	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
	漁港(1種～4種)	13箇所	22箇所	17箇所	86箇所	100箇所
避難者数(避難所内外)	1日後	8,596人	4,740人	3,004人	54,924人	63,502人
	1週間後	14,904人	8,238人	5,090人	93,894人	112,606人
	1ヶ月後	12,695人	5,616人	3,447人	115,985人	134,457人
帰宅困難者	帰宅困難者数	142,693人	135,288人	133,742人	121,278人	122,635人
	居住ゾーン外への外出者数	135,354人	127,949人	126,403人	113,939人	115,296人
物資不足量	食糧不足量	69,030食	28,347食	6,629食	587,567食	703,751食
	給水不足量	247,881ℓ	69,666ℓ	20,864ℓ	1,573,479ℓ	1,779,283ℓ
	毛布不足量	0枚	0枚	0枚	41,011枚	51,083枚
医療対応力不足数	入院	0人	0人	0人	2,541人	3,368人
	外来	0人	0人	0人	3,412人	4,300人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	1,569世帯	893世帯	520世帯	12,368世帯	14,167世帯
仮設トイレ不足量	1日後	5基	3基	2基	105基	120基
	1週間後	23基	10基	7基	155基	186基
	1ヶ月後	12基	5基	3基	115基	134基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	43.5万t	27.1万t	17.8万t	343.6万t	405.2万t
	津波堆積物	—	—	—	—	—
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数	879人	841人	756人	750人	775人
	台数	1,853台	1,785台	1,533台	1,291台	1,338台
災害時要援護者(避難所内)	1日後	1,088人	628人	410人	7,727人	8,936人
	1週間後	1,524人	951人	605人	10,917人	13,070人
	1ヶ月後	775人	380人	239人	8,139人	9,390人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	23棟	37棟
文化財の被災可能性	揺れ	0施設	0施設	0施設	1施設	0施設
	火災	0施設	0施設	0施設	1施設	0施設
	津波	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設
孤立の可能性がある集落	農業集落	0集落	0集落	0集落	2集落	2集落
	漁業集落	0集落	0集落	0集落	0集落	0集落
ため池被害	危険度ランクA	17箇所	28箇所	17箇所	55箇所	102箇所
	危険度ランクB	122箇所	33箇所	27箇所	63箇所	84箇所
	危険度ランクC	2,461箇所	2,539箇所	2,556箇所	2,482箇所	2,414箇所
漁業施設	漁船被害数	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻
	漁場被害面積	0.0ka	0.0ka	0.0ka	0.0ka	0.0ka
重要施設	使用可能	2,343施設	2,608施設	2,727施設	2,527施設	2,388施設
	一部制限	452施設	240施設	153施設	236施設	321施設
	支障有	112施設	59施設	27施設	144施設	198施設
農地被害	液状化被害面積	35.8km ²	16.4km ²	8.7km ²	35.1km ²	45.3km ²
	津波被害面積	—	—	—	—	—
経済被害額	直接被害額	0.95兆円	0.59兆円	0.38兆円	3.33兆円	3.94兆円
	建物	0.43兆円	0.26兆円	0.18兆円	2.25兆円	2.64兆円
	家庭用品等	0.12兆円	0.07兆円	0.05兆円	0.53兆円	0.63兆円
	ライフライン	0.27兆円	0.17兆円	0.10兆円	0.25兆円	0.32兆円
	交通施設	0.02兆円	0.01兆円	0.01兆円	0.10兆円	0.12兆円
	その他公共土木施設	0.10兆円	0.07兆円	0.04兆円	0.11兆円	0.14兆円
	災害廃棄物処理	0.01兆円	0.01兆円	0.00兆円	0.08兆円	0.09兆円

被害想定総括表 (6/6)

地震名		石鐘山脈北縁の地震 (ケース1)	石鐘山脈北縁の地震 (ケース2)	石鐘山脈北縁西部－伊予 灘の地震 (ケース1)	石鐘山脈北縁西部－伊予 灘の地震 (ケース2)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)	強風 (市町毎平均+2σ)
道路施設被害箇所数 (緊急輸送道路)	道路総延長	1,723km	1,723km	1,723km	1,723km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	35箇所	36箇所	92箇所	85箇所
鉄道施設被害箇所数	線路総延長	323.8km	323.8km	323.8km	323.8km
	津波浸水域	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	津波浸水域外	145箇所	144箇所	401箇所	371箇所
港湾施設被害箇所数	総係留施設数	933箇所	933箇所	933箇所	933箇所
	国際拠点港湾	—	—	—	—
	重要港湾	70箇所	60箇所	94箇所	76箇所
	地方港湾	1箇所	1箇所	65箇所	62箇所
漁港被害箇所数	総係留施設数	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所	2,049箇所
	漁港(1種～4種)	47箇所	41箇所	182箇所	187箇所
避難者数(避難所内外)	1日後	42,642人	36,180人	77,155人	51,334人
	1週間後	69,538人	70,103人	165,917人	123,251人
	1ヶ月後	85,093人	79,976人	157,962人	107,387人
帰宅困難者	帰宅困難者数	122,635人	122,635人	142,222人	142,222人
	居住ゾーン外への外出者数	115,296人	115,296人	134,883人	134,883人
物資不足量	食糧不足量	448,626食	419,338食	978,700食	704,881食
	給水不足量	1,110,0420	1,233,8830	2,711,4090	1,632,0640
	毛布不足量	26,188枚	19,280枚	55,360枚	27,187枚
医療対応力不足数	入院	1,771人	1,320人	1,913人	920人
	外来	2,101人	2,036人	3,756人	2,305人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	9,815世帯	7,932世帯	16,835世帯	12,437世帯
仮設トイレ不足量	1日後	80基	63基	140基	81基
	1週間後	115基	116基	277基	205基
	1ヶ月後	85基	79基	158基	107基
災害廃棄物発生量	災害廃棄物	260.5万t	209.4万t	405.9万t	253.7万t
	津波堆積物	-	-	-	-
エレベータ内閉じ込め	閉じ込め者数	778人	782人	873人	870人
	台数	1,360台	1,362台	1,820台	1,824台
災害時要援護者(避難所内)	1日後	6,167人	5,206人	10,028人	6,493人
	1週間後	8,334人	8,343人	18,156人	13,227人
	1ヶ月後	6,177人	5,773人	10,369人	6,874人
人工造成地による建物被害	全壊棟数	23棟	23棟	17棟	12棟
文化財の被災可能性	揺れ	0施設	0施設	0施設	1施設
	火災	0施設	0施設	0施設	0施設
	津波	0施設	0施設	0施設	0施設
孤立の可能性がある集落	農業集落	0集落	0集落	2集落	0集落
	漁業集落	0集落	0集落	0集落	0集落
ため池被害	危険度ランクA	34箇所	38箇所	175箇所	128箇所
	危険度ランクB	63箇所	70箇所	367箇所	321箇所
	危険度ランクC	2,503箇所	2,492箇所	2,058箇所	2,151箇所
漁業施設	漁船被害数	0隻	0隻	0隻	0隻
	漁場被害面積	0.0km ²	0.0km ²	0.0km ²	0.0km ²
重要施設	使用可能	2,582施設	2,564施設	1,777施設	1,923施設
	一部制限	206施設	229施設	667施設	628施設
	支障有	119施設	114施設	463施設	356施設
農地被害	液状化被害面積	34.8kn ²	37.8kn ²	85.9kn ²	70.5kn ²
	津波被害面積	-	-	-	-
経済被害額	直接被害額	2.52兆円	2.31兆円	5.02兆円	3.63兆円
	建物	1.69兆円	1.52兆円	3.18兆円	2.13兆円
	家庭用品等	0.41兆円	0.38兆円	0.87兆円	0.65兆円
	ライフライン	0.23兆円	0.24兆円	0.55兆円	0.50兆円
	交通施設	0.05兆円	0.04兆円	0.13兆円	0.12兆円
	その他公共土木施設	0.09兆円	0.09兆円	0.19兆円	0.17兆円
	災害廃棄物処理	0.06兆円	0.05兆円	0.09兆円	0.06兆円

第4章 地震防災緊急事業五箇年計画

1-4-1 地震防災緊急事業五箇年計画

南海トラフ及び中央構造線活断層を震源とする地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」により地震防災緊急事業を実施する。事業実施年度は、平成23年度から平成27年度までの5年間である。

南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等の具体的な整備目標及びその達成の期間については、地震防災緊急事業五箇年計画によるものとする。

なお、南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等のうち、地震防災対策特別措置法に定めがない施設（「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に規定する津波防護施設等）については、別途、個別計画において具体的な整備目標及び達成期間を設定し、計画的な整備を行う。

第2編 災害予防対策

津波による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐浪性確保及び県民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本編においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

第1章 津波災害予防対策の基本的考え方 【危機管理課】

2-1-1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

2 過去に遡った津波の想定

県は、津波の想定に当たっては、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査し、古文書等の史料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を行う。

3 津波想定に係る留意点

県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

第2章 防災思想・知識の普及

【私学文書課、消防防災安全課、危機管理課、産業政策課、建築住宅課、生涯学習課、保健体育課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、県、市町及び関係機関は、県民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県、市町及び関係機関は、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、津波及び防災に関する知識の普及・啓発活動を住民等に対して行う。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

2-2-1 県の活動

津波防災対策の円滑な実施を確保するため、県職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、県民を対象に啓発活動を行う。

1 県職員に対する教育

県職員としての確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 津波に関する基礎知識
- (2) 県地域防災計画（津波災害対策編）と津波防災対策に関する知識
- (3) 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における津波防災対策
- (7) 家庭の津波対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (8) 津波対策の課題その他必要な事項

なお、上記(3)、(4)及び(5)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知しておく。

また、各部局等は、所管事項に関する津波防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

県教育委員会は、市町教育委員会及び県立学校長に対し、県職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が津波に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等をもとに、学校安全計画及び災害に関

防災条例第34条

する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、津波に関する基礎的知識を修得させるとともに、津波発生時の対策（避難場所・避難経路・避難方法の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校、中等教育学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努める。

3 県民に対する防災知識の普及

県は、津波発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催などにより、津波及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 津波に関する基礎知識

- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性 など

(イ) 津波警報等に関する知識

(イ) 津波が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識

- ・沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと など

(エ) 防災関係機関等が講じる津波防災対策等に関する知識

(オ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識

(カ) 津波浸水予測範囲に関する知識

(キ) 津波想定の不確実性

防災条例第9条第1項、第23条
第2項及び第46条

- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ・特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- ・避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること
- ・津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る など
- (ク) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ケ) 非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭における防災対策に関する知識
- (コ) 応急手当等看護に関する知識
- (ク) 避難生活に関する知識
- (シ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (ス) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (セ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (リ) 防災士の活動等に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- (イ) 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、ビデオテープの利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施
- (カ) インターネット（ホームページ）の活用
- (キ) 各種ハザードマップ等の利用
- (ク) 視覚的周知
 - ・過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(2) 社会教育を通じた啓発

県及び県教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて津波防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の津波防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

県民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じた啓発

県は、各種団体に対し、研修会、講演会、ビデオテープの貸出し等を通じて津波防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 自動車運転者に対する啓発

県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、津波発生時において自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。

(5) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、津波警報等の活用や、津波発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

(6) えひめ防災週間及び津波防災の日等における啓発

県は、えひめ防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、普及・啓発を図る。

(7) 相談コーナーの設置

県は、それぞれの機関において所管する事項について、県民の津波防災対策に関する相談に積極的に応じる。

なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談コーナーを次のとおり設置する。

ア 総括的な事項

県民環境部防災局危機管理課、地方局総務企画部総務県民課及び総務企画部支局総務県民室

イ 建築に関する事項

土木部道路都市局建築住宅課、地方局建設部建築指導課

(8) 津波浸水想定の設定

県は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定する。

2-2-2 市町の活動

市町は、職員が的確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるための教育を行う。

また、住民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の津波被害を最小限にとどめるため、地域の津波浸水予測範囲や避難路、避難所等を記載した津波ハザードマップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。

なお、啓発内容及び方法については、概ね県の例に準じ、地域の実情に合わせたものとする。

防災条例第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 2 項

2-2-3 関係機関の活動

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する津波防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

(2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

防災条例第 23 条

2-2-4 普及の際の留意点

(1) 津波ハザードマップの活用

ハザードマップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、ハザードマップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

(2) 津波防災意識の向上のための防災教育

どのような状況であっても一目散に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(3) 災害教訓の伝承

県及び市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

※資料 愛媛県防災対策基本条例（資料編 2 2 - 1）

第3章 県民の津波防災対策 【危機管理課】

津波による被害を軽減するためには、県民一人ひとりが、津波や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、県及び市町は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

防災条例第4条、第7条及び第8条

2-3-1 県民の果たすべき役割

県民は、津波災害から自らを守る（自助）とともにお互いに助け合う（共助）という意識と行動のもとに、平常時及び津波発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

防災条例第9条から第12条まで

- (1) 津波防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 地域の避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- (4) 地域の防災マップの作成や、防災に関する行事にも積極的に参画し、住民の意見を反映させるとともに、津波浸水予測範囲の把握等に努める。
- (5) 負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策に努める。
- (6) 飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトーパー等日用品や医薬品など生活必需品を備蓄するとともに、避難の際にすぐに持ち出せる非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備をしておく。（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。）また、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (7) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (8) 市町や地域で行う避難訓練に積極的に参画し、避難時の課題や自分で何ができるかを考え、それらをさらなる訓練の充実につなげる。
- (9) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (10) 地域行事を活発に行うなど、日頃から地域の交流や支え合いを大切にし、地域の活性化や地域防災力の向上につなげる。
- (11) 隣近所と津波発生時の協力について話し合う。
- (12) 避難行動要支援者は、市町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努める。

2-3-2 県、市町の活動

1 防災意識の啓発

市町は、県民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、市町に積極的に協力する。

防災条例第23条

2 防災情報の提供

県及び市町は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、

防災条例第24条第1項

県民に提供する。

2-3-3 自主防災組織等の活動

防災条例第 25 条

自主防災組織等は、「自分たちの命は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて、平常時には防災知識の普及や啓発、地域の安全や設備の点検、防災訓練等を実施する。災害が発生した際には、被害を防止し軽減するため、実際に防災活動にあたる「実働部隊」として、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火・被災者の救出・避難誘導・避難所の運営などの役割を担う。そのうえで、次のような対策を実践する。

- (1) 若いリーダーの育成。
- (2) 組織の編成と役割分担の明確化と住民への周知。
- (3) 定期的な研修や訓練実施による組織力の向上、活性化。
- (4) 行政と住民を繋ぐ役割の強化。
- (5) 発災時の自主防災組織等の活動により、そのメンバーが被害に遭うようなことがないようにルールづくりをする。
- (6) 避難行動要支援者の避難支援に対する取り組みの促進。
- (7) 消防団や近隣の自主防災組織とも交流を促進し、連携を図る。
- (8) 自治会活動やまちづくり活動など、地域の絆の強化を図ることによって、持続可能な防災活動を目指す。

2-3-4 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町に提案する。

市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた市町は、必要があると認めるときは市町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

市町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、市町地域防災計画において、当該市町の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

- ※資料 1 自主防災組織の現況 (資料編 1 8-1)
2 愛媛県防災対策基本条例 (資料編 2 2-1)

第4章 事業者の津波防災対策 【危機管理課、産業政策課、経営支援課、技術企画室】

津波による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、津波発生時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、津波発生時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

県及び市町は、事業者が行う津波防災対策への支援に努める。

防災条例第6条

2-4-1 事業者の果たすべき役割

事業者は、津波から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び津波発生時において、概ね次のような防災措置を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 津波発生時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び津波発生時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、津波発生時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- (5) 津波発生時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の津波防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 予想津波に対する復旧計画の策定に努める。
- (9) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

防災条例第19条から第22条まで

2 災害発生時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。
- (2) 地域住民自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

防災条例第38条及び第39条

2-4-2 県、市町の活動

1 防災意識の啓発

防災条例第23条

市町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、市町に協力する。

また、県及び市町は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズ等にも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

このほか、県は、消防学校において事業者の自衛消防隊員を対象とした防災教育を推進する。

2 防災情報の提供

県及び市町は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

防災条例第 24 条第 1 項

- ※資料 1 愛媛県防災対策基本条例 (資料編 2 2 - 1)
- 2 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 (資料編 1 2 - 1 1)
- 3 災害時における被災者への支援活動に関する協定 (資料編 1 2 - 1 2)

第5章 ボランティアの防災対策

【保健福祉課、県警本部、日本赤十字社】

大規模な津波災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア、コーディネーター等の養成や地域のボランティア団体、NPOのネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

防災条例第26条及び第32条

2-5-1 県の活動

1 ボランティアセンターへの支援

県は、愛媛県社会福祉協議会と連携し、同協議会が行うボランティアセンター運営のため、次の支援等を行う。

- (1) 情報誌の発行等を通じ、県民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、ボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア団体相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

防災条例第26条及び第32条

2-5-2 市町の活動

1 災害救援ボランティアの養成・登録等

市町は、社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について、調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア団体相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

防災条例第26条及び第32条

2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市町は、災害に備えた避難所を指定する際に、災害救援ボランティア

の活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についても、配慮する。

2-5-3 県警察の活動

県警察は、市町と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の自主防犯組織に対し、訓練の実施や資機材の整備等に関し助成その他の支援を行う。

2-5-4 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、救援物資の搬入出・配分及び炊き出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国赤十字社・赤新月社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素より防災ボランティアを養成、登録する。

また、日本赤十字社が通常行う活動分野以外のサービスの提供を希望するボランティアについても、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう災害救助法第15条第2項に基づき、県、市町、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

2-5-5 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助
- (3) 外国人、災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃
- (5) 炊き出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

- ※資料
- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | ボランティアセンター事業概念図 | (資料編18-3) |
| 2 | ボランティア等の応援活動 | (資料編18-4) |
| 3 | 愛媛県防災対策基本条例 | (資料編22-1) |

第6章 津波避難訓練の実施 【危機管理課、県警本部】

2-6-1 県の活動

県は、市町が実施する津波避難訓練が効果的に行われるよう、モデル訓練の実施など、市町を支援するとともに、情報伝達訓練や広域応援要請訓練などを積極的に実施する。

防災条例第7条

2-6-2 市町の活動

市町は、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練、避難所運営訓練を積極的に実施する。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

津波防災の日（11月5日）や防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

2-6-3 訓練実施の留意点

防災条例第15条

県、市町及び公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

県及び市町は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

また、救助・救急関係機関、県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

なお、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫するものとする。

第7章 業務継続計画の策定 【危機管理課ほか全部局】

県、市町及び事業者は、津波による浸水が想定される施設等における災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。

2-7-1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

2-7-2 県の業務継続計画

県は、平常時から災害に備えて災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、県民の生命・身体・財産を守ることを目的に、災害応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

このような活動を行う一方で、それ以外の県の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、県は、災害時においても県の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定し、迅速な復旧体制を構築する。

また、業務継続計画は、当該計画に基づいた訓練等を定期的に行うとともに、訓練等の成果を検証し、検証した結果に基づき適宜計画の見直しを図ることにより、持続的改善を行うものとする。

2-7-3 市町の業務継続計画

市町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

第8章 津波に強い地域づくり

【技術企画室、港湾海岸課、河川課、都市計画課、建築住宅課、農地整備課、漁港課、危機管理課、消防防災安全課、文化財保護課】

2-8-1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

県及び市町は、海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設(漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く)の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

県、市町及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用する。

県、市町及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

また、県、市町及び施設管理者は、老朽化した海岸保全施設等について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2-8-2 津波に強い地域の形成

県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定するとともに、市町の津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画策定を促進する。

市町は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努める。

県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域(※1)、津波災害特別警戒区域(※2)や災害危険区域(※3)の指定について、必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。

市町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

市町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町地域防災計画において、当該区域ごとに、警報及び注意報等、津波に関する情報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等について定めるも

防災条例第33条第3項

のとする。

また、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について市町地域防災計画に定めるときは、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、警報及び注意報等の伝達に関する事項を定めるものとする。

市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

津波災害警戒区域をその区域に含む市町は、市町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

※1 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条）

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域

※2 津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条）

警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域

※3 災害危険区域（建築基準法第39条）

災害津波等による危険の著しい区域を、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する災害防止上必要な制限を行うために地方公共団体が定める。

2-8-3 海岸保全施設等の整備

本県の海岸総延長は約 1,700 kmに及び、全国第5位の延長を有している。海岸の特徴は、佐田岬半島を境に宇和海と瀬戸内海に分かれ、瀬戸内海沿岸は比較的緩慢な曲線となっているが、宇和海沿岸は典型的なリアス式海岸であり、津波が増幅されやすい地形を呈している。

また、海岸保全施設には全般的に老朽化した施設や堤防の嵩上げの必要な箇所が多い。このため、海岸管理者は、津波等により被害が生じる恐れがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局・水産庁）、国土交通省（水管理・国土保全局・港湾局）所管の海岸の整備促進に努め、住民の生命と財産を守る。

なお、海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。

- (1) 海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く）の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。
- (2) 津波による被害を軽減するため、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し、多重防御を図るものとする。
- (3) 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水

門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。

- (4) 海岸保全施設等の整備にあたっては、地震・津波により施設が被災した場合でも、その応急復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとっておくとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理するものとする。
- (5) 老朽化した海岸保全施設等については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (6) 津波防護施設については、市町が作成する津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められた施設を対象に、具体的な整備目標及びその達成期間を定め計画的に整備するものとする。

2-8-4 避難関連施設の整備

(1) 避難場所

市町は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

- 1) 避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。
- 2) 避難場所は、できるだけ海面の状況が確認できる場所を選定する。
- 3) 津波や火災等により、避難場所が孤立するおそれのある場所においては、長時間の避難に備え、必要最低限の水や食糧、雨や寒さ等への対策に努める。
- 4) さらに高いところへの移動が困難な避難場所においては、想定以上の津波のことを考え、浮き輪や救命胴衣、ロープ等を備え、助かるための最大限の対策をするよう努める。
- 5) 1) の避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

県は、市町が行う避難場所の指定に関する助言及び指導を行う。

(2) 津波避難ビル等の整備・指定

市町は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

また、市町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(3) 避難路の確保

市町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

- 1) 整備にあたっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。
- 2) 避難路の整備に当たっては、以下のことを十分考慮するものとする。

る。

- ・避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生、夜間や荒天時の避難 等
- ・避難場所が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回 する必要があることや、避難路の途中で危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうること

2-8-5 公共施設等の津波対策

(1) 浸水危険性の低い場所への施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。

- ・建築物の耐浪化
- ・非常用電源の設置場所の工夫
- ・情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄や燃料調達体制の整備など施設の防災拠点化

また、行政庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

さらに、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策にも努める。

(2) 浸水危険性の低い場所への誘導

(1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

2-8-6 ライフラインの耐浪化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(1) 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(2) 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(3) 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

(4) 下水道施設

下水道施設については、生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。

また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

(5) ガス施設

ガス施設についても、耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

2-8-7 危険物等施設の安全確保

県及び市町は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく愛媛県石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

1 高圧ガス施設

(1) 「最大クラスの津波」への対応

事業者は、津波到達前に高圧ガス施設等の安全な停止操作などにより設備内の高圧ガスを安全な状態にする他、高圧ガス容器等の流出防止対策等高圧ガスによる二次災害の発生を抑制するための最大限の措置を講じるとともに、あらかじめ避難場所を設定し、従業員等の避難の方法を定めておく。

(2) 「比較的頻度の高い津波」への対応

事業者は、津波到達前の限られた時間で、高圧ガスを安全な状態にすることや、配管が損傷しても大量漏えいを防止するため、緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進を行うとともに、補助電源等の動力によるバックアップ機能を保有する等の設備的な対応を講じる。

また、高圧ガス容器の平時からの転倒対策を確実に行う。

(3) 津波による被害を最小化するための手順の策定、訓練の実施

事業者は、津波到達までの設備の安全な停止のための手順を策定するとともに、津波に対する対応・避難の訓練を定期的実施する。

2-8-8 文化財の保護

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の災害時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、県教育委員会は、市町教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

(1) 文化財等の補強工事の実施

(2) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施

(3) 安全な公開方法と避難方法・避難場所の設定

(4) 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

(5) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備

第9章 津波避難体制の整備

【総務管理課、危機管理課、保健福祉課、観光物産課、国際交流課、農地整備課、漁港課、河川課、港湾海岸課、砂防課、道路建設課、道路維持課、都市整備課、県立病院課、保健体育課、海上保安部】

2-9-1 伝達体制の整備

防災条例第27条

- (1) 県及び市町は、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

国及び地方公共団体は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

港湾等の管理者は、各々が管理する港湾における潮位情報の伝達体制を強化するため、潮位計の改修及び潮位情報提供システムの整備に努め、住民への適切かつ迅速な情報提供及び市町との情報の共有化を図る。

- (2) 沿岸市町は、住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保する。また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示等の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、直ちに海面監視を開始するよう、監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておく。監視場所の選定にあたっては、対応にあたる者の安全確保に留意する。
- (3) 沿岸市町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。県は、市町による発令基準の策定や見直しを支援する。また、市町は避難勧告等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。
- (4) 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、共同で津波警報伝達等の訓練を実施する。

2-9-2 津波警戒等の周知徹底

県及び沿岸市町は、一般住民等に対して広報紙等を活用し、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るとともに、津波の危険や避難方法等

について広く周知啓発する。

- (1) 県及び市町は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等も参考に、津波危険予想図を作成する等、住民への広報に努める。
- (2) 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識等の整備に努める。
- (3) 津波浸水想定地域の住民に対して、強い地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市町等からの指示を受ける前でも、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難場所等へ避難することなど、住民のとるべき行動について周知徹底を図る。

2-9-3 避難場所等の指定及び周知等

1 避難場所及び避難所の指定

市町は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、市町地域防災計画に定めておく。

また、市町が県管理都市公園を避難場所、避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。

なお、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

(1) 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津難避難ビル等を活用するものとし、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

ア 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。

イ 被災が想定されない安全区域内に立地していること。

ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。

エ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。

オ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

(2) 指定避難所

被災者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概

ね次のとおりである。

なお、市町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。

なお、避難者の必要面積は、1名につき2㎡以上を目安とする。

イ 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

オ なるべく被災地に近く、かつ集団的に被災者等を収容できること。

2 避難所の設備及び資機材の配備

市町は、指定避難所として指定された建築物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、市町は指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

さらに、市町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

3 避難場所等の周知

沿岸市町は、避難場所への避難路を指定するとともに、標識等の設置などにより、日頃から住民に対し周知徹底を図る。

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者と協議して、避難場所等を記載した標識等を設置するとともに、関係団体の協力を得て避難対策等の防災対策を推進する。
- (2) 突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための津波避難ビルの確保に努める。
- (3) 津波危険予測図等に基づき避難場所や避難路等を示した津波ハザードマップを作成し、住民に配布・周知を行う。
- (4) 津波からの避難は限られた時間で行う必要があるため、住民が主体となった津波避難訓練を実施する。
- (5) 避難に時間を要する避難行動要支援者向けの支援プランの策定を行う。
- (6) 市町は、避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、マニュアルを策定するよう努める。
- (7) 市町は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

2-9-4 津波からの防護・避難のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市町は、地震が発生した場合、水門や陸閘等の操作にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、的確な操作を行うものとし、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市町は、必要に応じ次の事項について定め、各種整備を行うものとする。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

愛媛県河川堤防等点検マニュアル

愛媛県河川用機械設備点検マニュアル

海岸保全施設維持管理マニュアル

愛媛県水門・樋門・陸閘定期点検マニュアル

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

愛媛県海岸保全基本計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

愛媛県水防計画

エ 津波により孤立が懸念される地域の臨時ヘリポート、港湾、漁港等の整備の方針・計画

オ 同報無線の整備等の方針・計画

- (3) 急傾斜地崩壊防止施設等の管理者は、施設の背後地等が緊急時の避難場所として利用可能な場合、住民が安全に避難できるよう階段工等の整備に努める。

- (4) 県管理都市公園の管理者は、市町が作成する避難計画を補完するため、都市公園の避難施設としての活用について検討するとともに、都市公園利用者を含めた円滑な避難誘導を支援する施設等の整備に努める。

- (5) 道路管理者は、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の道路において、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施する。

ア 道路防災対策及び改良整備

道路管理者は、津波発生時における避難路を確保するため、耐震点検等で対応が必要とされた橋梁、法面等及び未改良区間について、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施する。

イ 円滑な避難誘導支援対策

道路管理者は、津波警報発令時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努める。あわせて、落下、倒壊の恐れのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努める。

ウ 津波被害軽減のための防災意識の向上対策

道路管理者は、道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立てるため、標識柱等の道路施設に海拔情報を付加する。

エ 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

2-9-5 住民等の避難誘導體制

津波による危険が予想される市町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波による浸水想定区域、避難対象地域、避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

愛媛県津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域（字、町丁目）において、南海トラフ地震特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難を内容とする南海トラフ地震防災対策計画を策定するとともに訓練等の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、地方公共団体は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、県警察と調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

県及び市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避し、安全を確保するため、これらの者の避難に要する時間に配慮した上で、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難行動要支援者、外国人、出張者及び旅行者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

県及び市町は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

また、県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2-9-6 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

県は、市町の消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める取組みについて、必要に応じて、適切な助

言等を行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

県は、緊急消防援助隊運用要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

県は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実

県は、市町の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

2-9-7 交通対策

(1) 道路

県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用することが想定される区間について交通規制の内容をあらかじめ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

県警察は、災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進する。

また、災害時における交通誘導及び地域の安全確保等については「災害時における交通誘導及び地域の安全確保等の業務に関する協定」に基づき、(一社)愛媛県警備業協会の協力を得ながら実施する。

道路管理者は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について、(一社)愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

(2) 海上及び航空

ア 第六管区海上保安本部(松山海上保安部、今治海上保安部及び宇和島海上保安部)及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため必要な船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講じる。

また、港湾管理者は、海上漂流物の効果的な回収体制の構築等について、関係者が協力して検討を進めていくものとする。

なお、港湾ターミナルの管理者は、乗客及びターミナル内に滞在する者等の避難誘導計画等を定める。

イ 空港管理者は、津波来襲のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲の恐れがある旨を周知する。

また、乗客及び空港内に滞在する者等の避難誘導計画等を定め

る。

(3) 鉄道

鉄道管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高くなると予想される区間がある場合等における運行の停止やその他運行上の措置を講じる。

また、乗客や駅構内に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

2-9-8 県自らが管理等を行う施設等に関する津波対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

<留意事項>

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるよう、伝達方法を明示すること。

- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ロ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (ハ) 出火防止措置
- (ニ) 水、食料等の備蓄
- (ホ) 消防用設備の点検、整備
- (ヘ) 非常用発電装置の整備、県防災通信システム（地上系・衛星系）、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

- (イ) 学校、高等技術専門校、研修所等にあつては、
 - ・当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - ・当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校）これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設等にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置を取る。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合はその施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ロ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 市町地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

ウ 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定に関し、県有施設の活用等も含め協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断する。

- | | | | |
|-----|---|---------------------|-----------|
| ※資料 | 1 | 津波予報、地震津波情報 | (資料編 2-4) |
| | 2 | 津波予報及び地震、津波情報の伝達系統図 | (資料編 2-5) |
| | 3 | 障害時における津波予報 | (資料編 2-6) |
| | 4 | J-ALERTシステムの概要 | (資料編 5-5) |

第10章 孤立地区対策 【危機管理課】

津波が発生した場合に、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されることで孤立する恐れのある地区については、市町は衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

防災条例第27条第2項、第28条第5項

2-10-1 県の活動

県は、災害時の孤立地区発生に備え、四国総合通信局等関係機関と連携し効果的な通信手段の研究を行うとともに、市町に対し次の措置を行う。

- (1) 情報収集手段の確保に関して必要な支援や助言
- (2) 物資輸送手段の確保に関して必要な支援や助言

2-10-2 市町の活動

市町は、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。

- (1) 孤立が予想される地域の事前把握
- (2) 孤立の危険性に関する住民への周知
- (3) 外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信設備等の非常用電源の確保
- (4) 臨時ヘリポートの整備等による孤立時における緊急救出手段の確保
- (5) 孤立地域に対する集団避難の勧告・指示の検討
- (6) 孤立を想定した食糧等の備蓄

※資料 愛媛県防災対策基本条例（資料編2-2-1）

第11章 県民生活の確保対策

【危機管理課、環境政策課、循環型社会推進課、保健福祉課、医療対策課、健康増進課、業務衛生課、経営支援課、県立病院課、日本赤十字社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、公益社団法人愛媛県接骨師会、四国経済産業局、中国四国農政局松山地域センター】

津波が発生した場合の県民の生活や安全を確保するため、食料や生活物資等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、市町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

防災条例第29条

2-11-1 食料及び生活必需品等の確保

大規模な津波災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から食料及び生活必需品等の確保について次の措置を行う。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な津波災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、県、市町は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するとともに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

1 四国経済産業局

- (1) 緊急に必要な生活必需品の調達先に関する情報提供
- (2) 生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関等との調整及び情報提供

2 中国四国農政局

応急用食料・物資の供給が行えるように各関係機関との連絡体制を構築する。

3 県の活動

- (1) 大規模災害発生時、市町が行う被災者援護等を支援するための緊急援護物資の備蓄
- (2) 県内における緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の調達可能量の定期的な調査
- (3) 県内における緊急物資調達計画の策定
- (4) 大量調達可能な小売業者等との災害時応援協定の締結の促進
- (5) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- (6) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (7) 市町が行う緊急物資備蓄の推進
- (8) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (9) 県民が行う家庭内備蓄等の推進
- (10) 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施及び物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用を図るための体制を整備

- (11) 被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制を整備
- (12) 県は、多種・多様な企業・団体との災害時応援協定の締結の促進に努める。

4 市町の活動

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の推進
- (3) 市町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 市町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 住民が行う家庭内備蓄等の推進
- (9) 給食計画の策定

5 県民の活動

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- (3) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (4) 緊急物資の共同備蓄の推進

2-1 1-2 飲料水の確保

1 県の活動

- (1) 民間企業との協定の締結等により、飲料水の確保に努める。
- (2) 県民及び市町が実施する水の確保対策の啓発を行う。

2 市町の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 県民（家庭）における貯水
 - ア 貯水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。（うち3日分程度を非常持出用として準備）
 - イ 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
 - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。
- (2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - イ 災害発生時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽の水は、水質検査を実施して、市町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

2-11-3 医療救護体制の確保

大規模な津波災害が発生した際には、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市町が行う。被災地の市町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 県は、市町を応援・補完する立場から、市町から要請があった場合、又は医療救護の必要があると認めた場合に、救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し医療救護を実施する。
- (3) 災害の発生に伴い、県民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は、発生する恐れがあるときは、県は、市町の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するため、健康危機管理体制を確保し、県内外の関係機関との総合的な調整を行う。
- (4) 県及び市町は、地震被害想定調査における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領に基づき、救護所の設置、救護班の編成、災害派遣医療チーム（DMAT）の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (5) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

2 災害医療コーディネータの設置

- (1) 県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、避難所における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入れ状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを以下のとおり設置する。
 - ア 愛媛県全体の医療救護活動を統括するコーディネータとして、災害対策本部内に統括コーディネータを置く。
 - イ 各二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、災害基幹拠点病院及び災害拠点病院に災害拠点病院コーディネータを置く。
 - ウ 市町内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、公立病院コーディネータを置く。
- (2) 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内における医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について予め検討を行う。

〔災害医療コーディネータの設置一覧〕

区分	二次医療圏等	病院区分	設置病院名
統括コーディネータ	全 県	災害基幹拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院コーディネータ	宇 摩	災害（基幹）拠点病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今 治		県立今治病院
	松 山		県立中央病院、松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲		市立八幡浜総合病院
	宇 和 島		市立宇和島病院
公立病院コーディネータ	新居浜・西条	公立病院	西条市立周桑病院
	松 山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、西予市立宇和病院
	宇 和 島		鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院

3 医療救護活動の調整

- (1) 県は、県単位、地域単位で医療救護活動に係る調整等を円滑かつ迅速に行うため、災害（基幹）拠点病院等に災害医療コーディネータを設置する。
- (2) 災害医療コーディネータは、災害時に以下の業務を行う。
 - ア 医療救護班の受入れ・派遣調整
 - イ 医療機関間の患者受入れ・搬送調整
 - ウ 医療機関の医療活動支援に係る調整
 - エ 医薬品等の調達・供給調整 等
- (3) 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について予め検討を行う。

4 初期医療体制

- (1) 市町地域防災計画への記載事項等

市町は、災害発生後の電話や道路交通等の混雑・不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、市町地域防災計画に次の事項を記載するとともに、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、予め検討を行い、初期医療体制を確立する。

 - ア 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
 - イ 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
 - ウ 管内の医療機関の協力により、救護班を編成する。
 - エ 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
 - オ 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。
- (2) 救護班の種類及び編成

県は、災害時に速やかに救護班を派遣する体制を整備するため、あらかじめ救護班の種類及び編成を定めるとともに、既に締結している協定に基づき、県医師会等の協力を得ながら医療救護活動を行う。

 - ア 救護班の種類

- (ア) 県立病院の職員による救護班
- (イ) 日本赤十字社愛媛県支部所属職員による救護班
- (ウ) 愛媛県医師会会員による救護班
- (エ) 愛媛県歯科医師会会員による救護班
- (オ) 愛媛大学医学部附属病院、四国がんセンター、愛媛病院及び愛媛労災病院（以下「旧国立医療機関」という。）の職員による救護班
- (カ) 公的医療機関の職員による救護班

イ 救護班の編成

救護班の編成単位は、概ね医師 1～2 名、保健師、看護師 4～5 名、事務職員（自動車運転手を含む。） 1～2 名とする。ただし、愛媛県歯科医師会会員による救護班にあつては、概ね歯科医師 1 名、歯科衛生士又は歯科技工士 1 名、事務職員 1 名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体が別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、召集連絡方法を定めておく。

5 後方医療機関

(1) 救護病院等

ア 県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を收容するため、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）を選定する。なお、救護病院として全ての病院を選定し、救護診療所は、旧町村の区域で病院がなくかつ公立の診療所がある場合に 1 箇所程度選定する。

イ 県は、救護病院等の收容可能患者数をあらかじめ把握する。

ウ 救護病院等は、災害が発生した際に速やかに救護班を派遣できる体制を整備する。

エ 救護病院等は、入院患者の移送及び通院患者への適切な対応を含めた災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成に努めるとともに、職員に周知徹底を図るほか、防災訓練の実施や参加により実効性の向上に努める。

オ 救護病院等は、津波に対する安全性の確保に配慮するとともに、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるように努める。また、災害による交通・通信の遮断を想定し、他地域からの支援が得られるまでの間の救護活動に必要な医薬品、診療材料、医療機器等の備蓄に努める。

カ 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、衛星電話等の通信手段の確保をはじめ、災害医療コーディネータが行う地域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

(2) 災害（基幹）拠点病院

ア 県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、救護病院の中から災害拠点病院を二次医療圏ごとに原則 1 箇所（松山圏域にあつては 2 箇所）指定する。災害拠点病院は、災害に耐えられる機能や構造を有し、救護所等から搬送された入院治療を要する傷病者を受け入れるとともに、救護班の派遣や地域の医療機関へ応急用資器材等の貸出しを行う機能を有するものとする。

イ 県は、災害基幹拠点病院を県内に 1 箇所指定する。災害基幹拠点病院は、災害拠点病院としての機能を強化し、災害医療に関して中

- 心的な役割を担うとともに、訓練・研修機能を有するものとする。
 そのため、県及び統括コーディネータと一体となり、災害拠点病院と連携し、県全体の医療救護の調整を行い、実施するものとする。
- ウ 災害（基幹）拠点病院は、災害医療コーディネータが行う圏域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。
- エ 災害（基幹）拠点病院は、災害発生時における多数の患者の発生に対応するため、入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度の受入れが可能なスペースの確保と簡易ベッド等の整備に努める。
- オ 災害（基幹）拠点病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班が携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の設定）・タッグ等の整備に努め、災害時における救護班の編成及び傷病者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築する。
- カ 災害（基幹）拠点病院は、平常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等の保有と、3日分程度の燃料の確保に努める。また、平常時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証する。
- キ 災害（基幹）拠点病院は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。
- ク 災害（基幹）拠点病院は、衛星電話の保有等、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段の保有に努める。
- ケ 災害（基幹）拠点病院は、3日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。
- コ 県は、災害（基幹）拠点病院について、津波に対する安全性の確保に配慮するとともに、衛星電話、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設や設備の整備を推進する。

区 分	二次医療圏等	病 院 名
災害基幹 拠点病院	全 県	県立中央病院
災害拠点 病院	宇 摩	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条	県立新居浜病院
	今 治	県立今治病院
	松 山	松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲	市立八幡浜総合病院
	宇 和 島	市立宇和島病院

(3) 三次救急医療施設

- ア 三次救急医療施設は、重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を災害時においても確保するため、施設の耐震性及びライフライン維持機能の強化を図り、医薬品等医療資機材の備蓄に努める。
- イ 災害時に多発する多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者に対する診療機能の充実に努める。

区 分	病 院 名
三次救急 医療施設	東予救命救急センター（県立新居浜病院）
	県立中央病院救命救急センター
	南予救命救急センター（市立宇和島病院）
	愛媛大学医学部附属病院

6 広域的救護活動の調整

- (1) 県は災害医療コーディネータとともに、市町の行う医療救護活動の総合調整と市町だけでは対応が困難な場合の応援・補完を行うため、広域的な救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣のほか、医薬品や医療機材の搬送、重症・重篤患者の受入れを調整するなどにより、医師等の医療関係者の不足及び医薬品、医療機材の不足に対処する。
- (2) 県は、自ら十分な医療活動が実施できない場合は、他県や国に対し、救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣及び傷病者の受入れを要請するとともに、他県等からの派遣の受入れ等を調整する。
- (3) 保健所は災害医療コーディネータとともに、被災地域において、医療救護活動に必要な情報を収集・提供するとともに、県、市町、関係団体等との連携を図りながら、被災者に対する健康管理、防疫活動等の総合的な調整を行う。

7 広域医療搬送

県は、被災地域内で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行う広域医療搬送の円滑かつ迅速な実施に向け、国や関係機関と連携し、広域医療搬送拠点や航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）の設置場所や運営方針、協力・連携機関等に係る計画を予め定める。

8 災害情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

9 難病患者等の状況把握

県及び市町は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

10 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

- (1) 県は、緊急援護物資備蓄の一環として、医薬品等を保健所に分散備蓄するほか、救護班及び後方医療機関が行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保に関して、関係機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。
- (2) 市町は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

11 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

- (1) 県及び市町は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血

者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

- (2) 災害（基幹）拠点病院は、地域の医療機関等と連携し、定期的な訓練の実施に努める。

1 2 県民及び自主防災組織が実施すべき事項

県民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

県民は、献血者登録に協力する。

2-11-4 防疫・衛生活動の確保

津波災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を確保する。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

1 県が実施すべき事項

- (1) 防疫の実施について、国及び他の都道府県と協議する。
- (2) 詳細な感染症対応マニュアルを作成する。
- (3) 予防教育や広報活動により、食品衛生及び感染症予防に関する普及啓発を図る。
- (4) 食品衛生・消毒方法を指導する。

2 市町が実施すべき事項

- (1) 防疫実施計画を作成する。
- (2) 防疫用薬剤の調達計画を作成する。
- (3) 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (4) 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

2-11-5 保健衛生活動体制の整備

津波災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

1 情報収集体制の整備

県及び市町は、地震災害時に保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

2 保健衛生活動に関する体制整備

県及び市町は、津波発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

2-11-6 し尿処理体制の確保

1 県が実施すべき事項

- (1) 緊急援護物資備蓄の一環として、ポータブルトイレ及びトイレ用品を備蓄する。
- (2) 民間事業者と締結した協定に基づき災害時の仮設トイレの確保を行う。

- (3) 公益社団法人愛媛県浄化槽協会と締結した協定に基づき、浄化槽の緊急点検及び応急復旧等を行う。

2 市町が実施すべき事項

- (1) 被害想定に基づき発生するし尿の応急処理計画を定める。
- (2) し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を備蓄する。

3 県民が実施すべき事項

- (1) し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレの設置場所を選定する。

2-11-7 ごみ処理体制の確保

1 県が実施すべき事項

「愛媛県廃棄物応急処理計画作成指針」に基づき市町に対し、ごみ処理体制の確保を要請する。

2 市町が実施すべき事項

- (1) 被害想定に基づき発生する廃棄物の応急処理計画を定める。
- (2) 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。
- (3) ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備する。

3 県民が実施すべき事項

- (1) ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

2-11-8 災害廃棄物処理体制の整備

1 県が実施すべき事項

- (1) 「愛媛県災害廃棄物処理マニュアル」により、市町に対し、災害廃棄物の処理方針を周知する。
- (2) 一般社団法人えひめ産業廃棄物協会と締結した協定に基づき、適正に災害廃棄物を処理する。
- (3) 廃棄物関係民間事業者に関する情報のデータベース化を図る。

2 市町が実施すべき事項

市町は、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努めるものとし、県はその整備に協力する。

※資料	1 緊急援護物資	(資料編10-1)
	2 緊急援護物資管理及び輸送体制	(資料編10-2)
	3 市町備蓄物資一覧表	(資料編10-3)
	4 米穀の調達に関する協定書	(資料編10-5)
	5 災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(資料編10-6)
	6 災害時における自動車等の燃料の調達に関する協定	(資料編10-7)
	7 災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(資料編10-8、9)
	8 災害時における救援物資提供に関する協定	(資料編10-16)

9	災害時における物資の保管等に関する協定	(資料編 11 - 30)
10	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定	(資料編 17 - 1)
11	中国・四国広域応援協定	(資料編 17 - 4)
12	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	(資料編 17 - 5)
13	救護班の編成と収容施設一覧表	(資料編 7 - 1)
14	災害時の医療救護に関する協定 (愛媛県医師会)	(資料編 7 - 2)
15	災害時の医療救護に関する協定 (愛媛県看護協会)	(資料編 7 - 3)
16	災害時の医療救護に関する協定 (愛媛県歯科医師会)	(資料編 7 - 4)
17	災害時の医療救護に関する協定 (愛媛県薬剤師会)	(資料編 7 - 5)
18	災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定	(資料編 7 - 6)
19	災害時の柔道整復師支援活動に関する協定 (愛媛県接骨師会)	(資料編 7 - 7)
20	日本赤十字社愛媛県支部救護班の編成と資器材保有状況	(資料編 7 - 8)
21	災害時における被災者支援に関する協定 (愛媛県薬事振興会)	(資料編 7 - 9)
22	災害時における医療ガス等の供給に関する協定	(資料編 7 - 10)
23	災害時における廃棄物処理の協力に関する協定	(資料編 9 - 6)
24	愛媛県廃棄物応急処理計画作成指針	(資料編 9 - 7)
25	愛媛県災害廃棄物処理マニュアル	(資料編 9 - 8)
26	災害時における仮設トイレの供給に関する協定	(資料編 9 - 9)
27	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定	(資料編 9 - 10)

第 1 2 章 要配慮者の支援対策

【危機管理課、保健福祉課、健康増進課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課、特別支援教育課】

県、市町及び社会福祉施設等管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の避難支援計画の策定など避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、市町は、計画等の策定にあたっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

防災条例第 28 条第 6 項

2-12-1 県の活動

県は、市町及び社会福祉施設等管理者と連携して、施設利用者の受入れや介護職員等の派遣体制の整備など、広域的な観点に基づいた要配慮者の支援対策を行う。

2-12-2 市町の活動

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

イ 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

ウ 市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ 市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

地域住民の協力のもとに避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを作成する。

(3) 避難体制の確立

避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておく。

また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の特性を踏まえるとともに、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の

配慮を要する者のための福祉避難所の設置を検討するなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

(4) 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

2-12-3 社会福祉施設等管理者の活動

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

市町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・訓練の充実

市町の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(4) 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

第13章 広域応援体制の整備 【消防防災安全課、危機管理課、県警本部】

県、市町及びその他関係機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、県、市町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

防災条例第30条

2-13-1 全県的な消防相互応援体制の整備

県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

2-13-2 全県的な防災相互応援体制の整備

県内各市町長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努める。

2-13-3 他県との広域応援体制の整備

県は、四国、中四国及び全都道府県の各知事とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結するとともに具体的な応援・受援計画を整備する。

なお、県が締結している広域応援協定等は次のとおりである。

- (1) 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定
- (2) 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目
- (3) 愛媛県広域応援計画・受援計画
- (4) 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
- (5) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- (6) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目
- (7) 原子力災害時の広域応援に関する協定

2-13-4 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援については、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、本県の緊急消防援助隊の部隊編成は、次のとおりとする。

なお、今後とも、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

- (1) 指揮隊
- (2) 救助部隊
- (3) 救急部隊
- (4) 後方支援部隊
- (5) 消火部隊
- (6) 特殊災害部隊
- (7) 特殊装備部隊

- (8) 航空部隊
- (9) 水上部隊

2-13-5 警察災害派遣隊の編成

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、被災地又は被災が予想される地域において活動する警察災害派遣隊を次のとおり編成し、実践的な訓練、装備資機材の充実を通じて、広域的応援体制の整備を図る。

- (1) 即応部隊
- (2) 一般部隊

2-13-6 広域防災拠点の整備

県は、大規模災害が発生した場合に、広域的な応援活動が円滑に実施されるように、防災関係機関が応急対策活動を行うための展開拠点となる施設及び他県から輸送される救援物資の中継拠点となる施設をあらかじめ広域防災拠点として指定するとともに、その整備に努める。

広域防災拠点は、次の事項に留意のうえ、東予、中予、南予それぞれの地域に分散して指定する。

- (1) 交通アクセスに優れていること
- (2) 被災が想定されない安全区域内にあること
- (3) 活動に必要な敷地や建物を有すること
- (4) 建物については、耐震性等安全な構造を有すること
- (5) 地方本部や市町、関係機関等との連携に優れていること
- (6) 一定期間の継続使用が可能であること
- (7) 他の防災関係の指定とできるだけ重複していないこと

※資料	1	愛媛県消防広域相互応援協定書	(資料編 4-2)
	2	愛媛県消防広域相互応援計画	(資料編 4-3)
	3	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定	(資料編 17-1)
	4	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目	(資料編 17-2)
	5	愛媛県広域応援計画・受援計画	(資料編 17-3)
	6	中国・四国広域応援協定	(資料編 17-4)
	7	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	(資料編 17-5)
	8	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目	(資料編 17-6)
	9	四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ	(資料編 17-7)
	10	災害復旧技術専門家派遣制度	(資料編 17-8)
	11	緊急消防援助隊受援計画	(資料編 17-9)
	12	緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画	(資料編 17-10)
	13	広域防災拠点	(資料編 17-13)
	14	愛媛県防災対策基本条例	(資料編 22-1)

第14章 情報通信システムの整備 【消防防災安全課、危機管理課、情報政策課、 県警本部】

県、市町及びその他防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から大規模津波災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図る。

また、大規模津波等の災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

2-14-1 情報収集・連絡体制の整備

県、市町及びその他防災関係機関は、大規模津波等の災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

1 県の役割

- (1) 機動的な情報収集活動を行うため、消防防災ヘリコプター及びヘリコプターテレビ電送システム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等の運用管理及びに県警ヘリコプターとの連携に努めるなど、各機関において多様な情報収集手段を活用できる体制の整備、画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- (3) 地上の災害の影響を受けない衛星通信の利用を図るため、県と市町等を結ぶ衛星通信ネットワークの運用管理に努める。
- (4) 緊急時における総理大臣官邸、内閣府等、国との通信手段を確保するため、中央防災無線網に接続する通信回線の運用管理に努める。
- (5) 地震観測体制を強化するため設置している震度情報ネットワークシステムや、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの運用管理に努める。
- (6) 被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努める。

2 市町の役割

- (1) 防災行政無線をはじめ多様な通信手段の整備を図るとともに、その運用管理に努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- (3) アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- (4) 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。

3 防災関係機関の役割

- (1) 愛媛県非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- (3) 災害時に有効な衛星携帯電話等移動通信系の整備を図る。
- (4) NTTの災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努める。

2-14-2 通信施設の整備

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線（戸別受信機も含む）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び耐浪性のある堅固な場所へ設置する。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保する。
- (3) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

2-14-3 防災情報システムの拡充整備

1 基本方針

大規模津波の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる情報通信ネットワークを構築するとともに、消防防災ヘリコプターテレビ電送システム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による被災地映像や四国地方整備局からの映像情報の収集などにより、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの拡充整備に努める。

2 県の対応

県、市町、防災機関等をブロードバンド回線で接続し、被災現場の映像や大容量の気象情報等を配信する通信システムの運用に努め、広域調整を踏まえた災害対応支援機能の整備を図る。

また、県、市町、消防機関を衛星回線（地域衛星通信ネットワーク）で接続して代替の通信経路の確保に努めるほか、インターネット等を利用し、防災情報を必要に応じ県民に提供できるよう努める。

また、衛星インターネットの導入によりインターネットへの接続回線の多ルート化に努める。

さらに、県や市町等において被害情報等の共有化を図るための、地理情報システム（GIS）の活用にも努める。

3 市町の対応

防災関係機関との防災情報の共有化を推進する。

4 県民の対応

防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

2-14-4 航空消防防災システムの整備

1 消防防災ヘリコプターの活用

消防防災ヘリコプターにより、津波発生時における情報収集や応急対策等を効果的に実施するとともに、「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」及び「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、救急・救助・消火等の消防活動を迅速かつ的確に行う。

2 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

市町は、孤立の恐れがある地域を対象にヘリコプター離着陸場の確保及び整備拡充に努め、災害時における、緊急輸送施設としても活用できるようあらかじめ関係機関と協議を行っておくとともに、必要に応じて、通信機器等の機材の備蓄に努める。

3 県警察、自衛隊及び海上保安庁との連携

津波災害情報の収集・伝達、被災地への救援物資輸送、消火、救急救助活動等については、県警察、自衛隊及び海上保安庁のヘリコプターと密接な連絡を行いながら、その連携強化に努める。

2-14-5 津波発生時の職員参集システムの整備

県及び市町は、勤務時間外における地震津波に対する初動体制を確立するため、気象庁が発表する地震津波情報等を受信して、防災関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行う「防災メール」等の運用に努める。

2-14-6 放送施設

放送施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、施設全般について、早期復旧を図るほか、被害原因の調査に基づく施設改良に努め、平常時から適切に次の措置を講じる。

- (1) 放送設備・局舎防災設備基準の設定及びこれに基づく措置
- (2) 電源設備障害時の措置
- (3) 送受信施設及び空中線設備障害時の措置
- (4) 建設途上の施設障害時の措置
- (5) 施設復旧措置
- (6) その他必要な措置

※資料	1	愛媛県震度情報ネットワークシステム	(資料編 5-4)
	2	J-ALERTシステムの概要	(資料編 5-5)
	3	愛媛県防災通信システム(地上系・衛星系)回線構成図	(資料編 6-1)
	4	愛媛県非常通信協議会構成員名簿	(資料編 6-2)
	5	市町の非常通信ルート	(資料編 6-3)
	6	アマチュア無線局用レピーター局設置場所	(資料編 6-7)
	7	海上保安部通信系統図	(資料編 6-8)
	8	警察有線電話通信系統図	(資料編 6-9)
	9	大規模災害時等の被災地との通信確保に関する協定	(資料編 6-10)
	10	総務省の災害対策用移動通信機器の貸与制度	(資料編 6-11)
	11	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱	(資料編 16-1)
	12	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理諸規程体系図	(資料編 16-2)
	13	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理フロー	(資料編 16-3)
	14	緊急運航連絡系統図	(資料編 16-4)
	15	愛媛県消防防災航空隊	(資料編 16-5)
	16	愛媛県内飛行場外臨時離着陸場一覧表	(資料編 16-6)
	17	愛媛県内臨時ヘリポート一覧表	(資料編 16-7)
	18	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	(資料編 16-8)

第15章 災害復旧・復興への備え

【危機管理課、循環型社会推進課、情報政策課】

2-15-1 平常時からの備え

県及び市町は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

県及び市町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2-15-2 複合災害への備え

県及び市町等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

県及び市町等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員した後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

県及び市町等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2-15-3 災害廃棄物の発生への対応

建築物の所有者等は、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努める。

県及び市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、県及び市町は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

2-15-4 各種データの整備保全

県及び市町は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

県及び市町は、各種情報システムについて、津波災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2-15-5 罹災証明書交付体制の整備

市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

2-15-6 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第3編 災害応急対策

応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1次的には市町があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。

津波災害は、「避難」を中心とした対応をすることにより、被害の発生を極力減少させることができるなど、他の災害と応急対策が異なるため、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

第1章 災害発生直前の対策 【危機管理課】

3-1-1 津波警報等の伝達

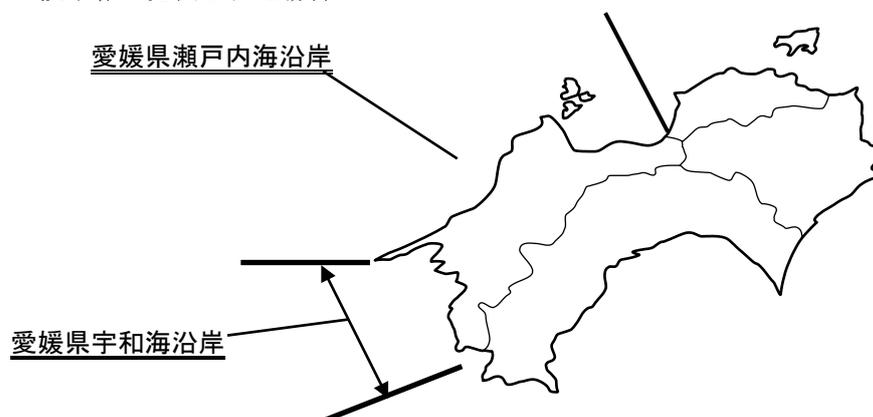
津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施するうえで不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に伝達する。

1 国（気象庁）の津波警報等

(1) 津波警報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。なお、大津波警報については特別警報に位置付けられる。

ア 下の図に示す県内の津波予報区（瀬戸内海沿岸及び宇和海沿岸）に津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合



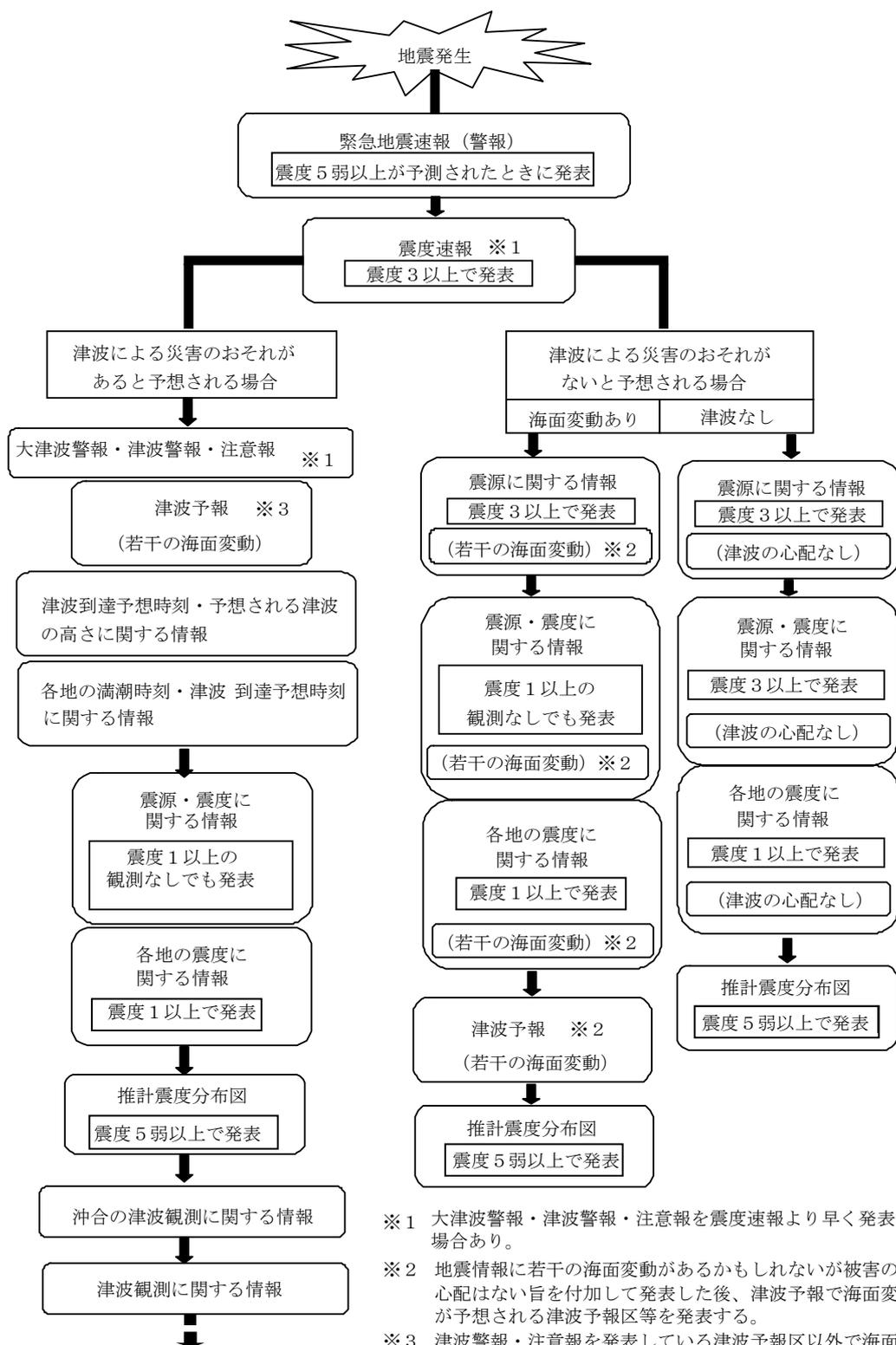
イ その他必要と認める場合

(2) 情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報及び地震解説資料で、内容については資料編「地震・津波に関する情報の解説」による。

(3) 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次のとおりとする。



(4) 情報伝達の留意事項

気象庁（松山地方气象台）は、地震の規模がマグニチュード8を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては、過小推計とならないよう発表し、その後詳細な状況が明らかになった時点で津波高さの予測値についてより確度の高い津波警報等に更新する。

また、津波警報等の発表・伝達に当たって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

(5) 情報の伝達系統

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の伝達系統は資料編「津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統図」のとおりとする。

津波警報等の種類

種 類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の 発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※1
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※2
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 県の活動

県は、次のとおり、津波情報等を受理・伝達・周知する。

- ア 気象庁（松山地方気象台）から伝達される地震情報、津波警報、津波情報等は、県災害対策本部又は県災害警戒本部（災害対策本部又は災害警戒本部設置前においては危機管理課）で受理する。
- イ 各市町及び各防災関係機関に対する地震情報等の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ多様な通信手段により直ちに行う。

3 市町の活動

(1) 津波に対する措置

- ア 「大津波警報」又は「津波警報」が発表されたとき
 - ただちに住民、漁協、港湾関係者等及び海浜の遊客に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難の勧告・指示を伝達する等必要な措置をとる。
- イ 「津波注意報」が発表されたとき
 - (ア) 海面の監視及び情報の収集を行う。その結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、住民に対して避難の勧告・指示等必要な処置をとる。
 - (イ) 住民、漁協、港湾関係者等に適切な手段により伝達し、テレビ・ラジオ・市町の情報に注意するよう呼びかける。
 - (ウ) 海浜の遊客（釣り人・サーファー・遊泳者等）に対し避難の伝達に努める。
- ウ 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表だが震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき
 - (ア) 海面の監視
 - 対応にあたる者の安全が確保されることを前提に、気象庁（松山地方気象台）から大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は海面の状態を監視する。
 - (イ) 報道の聴取
 - 地震を感じてから少なくとも1時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビ報道を聴取する。
 - (ウ) 避難勧告・指示等
 - 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市町長は住民に対して避難の勧告・指示等必要な処置をとる。また、海浜の遊客に対して避難の伝達に努める。

(2) 津波情報等の受理・伝達・周知

- ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震に関する情報等は、市町災害対策本部（災害対策本部設置前においては防災担当課）において受理する。
- イ 受理した情報については、防災行政無線（同報系）、コミュニティFM、緊急速報メール、消防無線、有線放送、広報車等を活用して、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達するものとする。

3-1-2 避難指示・勧告

沿岸地域の市町長は、迅速・的確な避難指示等を行う。

- (1) 大津波警報又は津波警報が出された時は、即座に避難勧告又は避難指示を発令する。
- (2) 強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。
- (3) 津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（エリアメール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 地震発生時に首長と連絡がとれない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難勧告等が発令する。
- (5) 「地域ごとの津波避難計画」を策定する。

第2章 防災関係機関の活動 【危機管理課】

県内に大規模な地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、県、市町等防災関係機関は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

3-2-1 県の活動

1 地震発生時の緊急配備体制

県は、津波が発生し、又は発生する恐れがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じた配備体制をとる。

なお、勤務時間外に迅速な対応を図るため、気象庁が発表する地震津波情報等を受信して、「愛媛県防災メール」により携帯電話等で防災担当職員等に参集を呼びかける。

2 職員の動員計画

- (1) 本庁各部局及び地方局は、配備要員や参集のための連絡方法等を明記した「危機発生時の職員行動基準」を全職員に配布し常に携帯させることで、動員体制の周知徹底を図る。

特に、夜間や休日等の勤務時間外において、災害発生初期の情報収集や災害対策本部・支部の設置などに迅速に対応するため、あらかじめ本庁又は地方局等の庁舎の近隣に居住する職員の中から配備要員を指名するなど所要の対策を講じておく。

- (2) 配備要員に指名された職員は、勤務時間外においてテレビ、ラジオ等により地震又は津波の発生を覚知した場合は、直ちに自主的に登庁し、配備体制につく。

その他の職員は、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁するよう連絡を受けた場合は、直ちに登庁する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、自己が所属する部局の最寄りの関係機関に参集し、応急活動に従事する。

- (3) 必要に応じ、報道機関に対し関係職員の非常参集の放送を依頼する。

3 災害警戒本部

- (1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

- (ア) 県内で最大震度5弱・5強の揺れを観測したとき
- (イ) 県内沿岸に津波注意報が発表され被害が発生したとき
- (ウ) 県内沿岸に津波警報が発表されたとき
- (エ) その他知事が必要と判断するとき

イ 廃止基準

- (ア) 地震・津波の警戒にあたる必要がなくなったとき
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき

- (2) 組織及び所掌事務

ア 組織

災害警戒本部に、災害警戒室及び各対策部並びに地方本部・支部を置く。

また、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、本部長が特に必要と認めるときは、現地災害警戒本部を設置する。

その他、災害警戒本部の編成及び運営については、別に知事が定めるところによる。

イ 所掌事務

災害警戒本部は、地震災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、気象情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応に係る事務を実施する。

なお、地方本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、地方本部において対処する。

- (3) 災害警戒本部会議の開催

本部長は、必要に応じて災害警戒本部会議を開催し、災害対処方針等について協議する。

- (4) 参集及び配備

災害警戒室及び各対策部並びに各地方本部においては、災害警戒本部が設置された場合、直ちに状況

に応じた人員が参集し、所定の場所において災害応急業務に当たり、地震・津波による被害が明らかとなってきた段階で、業務の必要性にあわせ適切な配備をとる。

災害警戒本部 設置基準	参集基準	配備基準
① 県内で最大震度5弱の揺れを観測したとき ② 県内沿岸に津波注意報が発表され被害が発生したとき ③ 県内沿岸に津波警報が発表されたとき ④ その他知事が必要と判断するとき	災害応急対策を実施するために必要な人員	同左 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
① 県内で最大震度5強の揺れを観測したとき ② その他知事が必要と判断するとき	職員の1/3	情報収集活動及び初期の災害応急対策を実施するために必要な人員

(5) 災害警戒本部地方本部・支部の設置

災害警戒本部が設置された場合、災害警戒本部設置基準による地震の発生等があった地域を所管する地方局・支局に地方本部・地方本部支部を設置する。

4 災害対策本部

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

(ア) 県内で最大震度6弱以上の揺れを観測したとき

(イ) (ア)未満の震度であっても、県内の被害程度が甚だしく、若しくは本県を含め複数の県が被災する広域災害で、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき

(ウ) 県内沿岸に大津波警報が発表されたとき

(エ) その他知事が必要と判断するとき

イ 廃止基準

(ア) 予想される災害の発生がないとき

(イ) 災害応急対策措置が完了したとき

(2) 組織及び所掌事務

ア 組織

災害対策本部に、統括司令部及び各対策部並びに地方本部・支部を置く。

また、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、本部長が特に必要と認めるときは、現地本部を設置する。

その他、災害対策本部の編成及び運営については、愛媛県災害対策本部条例（昭和37年条例第50号）及び愛媛県災害対策本部要綱の定めるところによる。

イ 所掌事務

災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

なお、地方本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、地方本部において対処する。

また、現地本部をおいた場合は、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な事務は、現地本部において対処する。

(ア) 地震被害情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

(イ) 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成

(ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施及び混乱防止に必要な広報

(エ) 災害予防及び災害応急対策に関する関係機関相互の連絡調整

(オ) 水防その他の応急措置

(カ) 被災者の救助、救護、その他の保護

(キ) 施設及び設備の応急復旧

(ク) 防疫その他の保健衛生

- (ケ) 避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示
- (コ) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地域における社会秩序の維持
- (ク) 緊急輸送の確保及び調整
- (シ) 国その他の防災関係機関に対する、災害予防や災害応急対策の実施又は支援の要請要請、資料・情報の提供等の協力要請
- (ス) その他の災害の発生の防衛又は拡大の防止
- (セ) ボランティア等への支援

おって、国の非常災害対策本部（又は緊急災害対策本部）が設置され、国の現地対策本部が置かれた場合は、愛媛県災害対策本部は、国の現地対策本部との合同会議を活用する等、当該現地対策本部との連携を図りながら、適切な災害応急対策の実施に努める。

(3) 災害対策本部会議の開催

ア 本部長（知事）は、災害対策本部を設置した場合、災害対策本部会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。

イ 災害対策本部の設置場所は、県庁第1別館3階災害対策室とするが、庁舎の被災状況に応じて、第2別館6階会議室、本館4階正庁、中予地方局庁舎内、その他本部長が指定する施設の順に、代替場所を選定する。

(4) 参集及び配備

ア 地震・津波により災害対策本部が設置された場合、直ちに全職員が参集し、所定の場所において災害応急業務に当たる。

災害対策本部 設置基準	参集基準	配備基準
① 県内で最大震度6弱以上の揺れを観測したとき ② ①未満の震度であっても、県内の被害程度が甚だしく、若しくは本県を含め複数の県が被災する広域災害で、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき ③ 県内沿岸に大津波警報が発表されたとき ④ その他知事が必要と判断するとき	全職員	県の組織をあげて大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員

イ 本部長は、災害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときは、災害対策の支援業務に従事する職員を指揮監督し、必要に応じて地方本部・支部や市町へ派遣する。

(5) 災害対策本部地方本部・支部の設置

ア 災害対策本部が設置された場合、各地方局に地方本部を、各支局に地方本部支部を設置する。

ただし、各地方本部・支部で所管する地域において、災害対策本部設置基準による地震の発生等がない場合は当該地方本部・支部を設置しないことができる。

(6) 情報連絡体制の確保

ア 統括司令部は、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、定期的に記者発表を行うなど、報道機関との連携強化に努める。

イ 統括司令部は、災害対策業務の円滑な運営を図るため、必要に応じて災害対策室の入口に守衛を配置する。

ウ 統括司令部は、災害対策本部の通信回線の優先確保に努める。

(7) 防災会議の開催等

ア 災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、愛媛県防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、災害復旧に関する連絡調整を行う。

イ この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲の者とする。

ウ 防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。

エ 防災会議の運営に当たっては、災害対策本部会議との継続性の確保について配慮する。

3-2-2 市町の活動

1 市町災害対策本部の設置

市町長は、管内に津波による被害が発生し、又は発生する恐れがあるときに、市町災害対策本部を設置し、職員を動員して対処するものとし、次により組織の整備を図る。

また、市町の災害対策本部が被災した場合の代替施設を地域防災計画に規定しておく。

- (1) 市町の災害対策本部の組織及び運営については、それぞれの市町の災害対策本部条例等の定めるところによるほか、津波災害の特性を考慮して市町地域防災計画（津波災害対策編）等の整備も検討する。
- (2) 勤務時間外に大規模災害が発生し、交通機関の途絶等により災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ市町長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。このため、あらかじめ地震規模や勤務時間外等に対応する職員の参集基準を明確にしておく。
- (3) 市町災害対策本部長である市町長の不在時を想定し、事前に代理者を指定しておく。
- (4) 確実な情報収集・伝達が可能となるよう市町内地域ごとの担当職員をあらかじめ定めておく。
- (5) 災害予防及び災害応急対策の実施に当たり、市町災害対策本部は必要に応じ、関係機関相互との連携の確保に努める。

2 市町災害対策本部の所掌事務

- (1) 市町災害対策本部が所掌する主な事務は、次のとおりである。
 - ア 津波被害や、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
 - イ 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成
 - ウ 災害予防及び災害応急対策の実施及び住民の混乱防止に必要な広報
 - エ 消防、水防その他の応急措置
 - オ 被災者の救助、救護、その他の保護
 - カ 施設及び設備の応急復旧
 - キ 防疫その他の保健衛生
 - ク 避難準備情報、避難勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示
 - ケ 緊急輸送の実施
 - コ 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
 - サ 県災害対策本部（県災害警戒本部）への報告及び必要な要請
 - シ 県災害対策本部（県災害警戒本部）との災害応急対策の連携
 - ス 防災関係機関に対する、資料・情報の提供等の協力要請
 - セ 自主防災組織との連携及び指導
 - ソ ボランティア等への支援
- (2) 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。
 - ア 消防本部（消防本部を設置していない場合の消防団本部を含む。）及び消防署
 - (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
 - (ウ) 地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達
 - (エ) 火災予防の広報
 - イ 消防団、水防団
 - (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
 - (ウ) 一時避難場所の安全確保及び避難路の確保
 - (エ) 地域住民等の避難場所への誘導
 - (オ) 住民等の危険区域からの避難の確認
 - (カ) 自主防災組織との連携、指導、支援

3-2-3 関係機関の活動

1 指定地方行政機関

- (1) 四国管区警察局
 - ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整
 - イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
 - ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制
 - エ 管区内各県警察の相互援助の調整
- (2) 四国総合通信局
 - ア 電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用・監理
 - イ 災害対策本部等からの要請による災害対策用無線機の無償貸与
 - ウ 地方公共団体等からの要請による災害対策用移動電源車の貸与
- (3) 四国財務局（松山財務事務所）
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費査定立会
 - イ 農林水産業施設災害復旧事業費査定立会
 - ウ 有価証券の受渡に関する措置
 - エ 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を指導
 - (ア) 災害関係の融資
 - (イ) 預貯金の払戻及び中途解約
 - (ウ) 手形交換、休日営業等
 - (エ) 保険金の支払及び保険金の払込猶予
 - (オ) 営業停止等における対応
 - オ 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付
 - カ 地方公共団体に対する短期資金の貸付
 - キ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
- (4) 中国四国厚生局（四国厚生支局）
 - 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
- (5) 愛媛労働局
 - ア 事業所等の被災状況の把握
 - イ 二次災害発生の恐れがある事業所に対する災害防止の指導
- (6) 中国四国農政局
 - ア 生鮮食料品等の情報の収集、供給対策の実施の推進及び連絡調整
 - イ 被災農林漁業者等に対する資金の融通、指導
 - ウ 食料の供給及び緊急引渡しの措置
- (7) 四国森林管理局愛媛森林管理署
 - 県、市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給
- (8) 四国経済産業局
 - ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
 - イ 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保
 - ウ 電気、ガスの復旧促進
- (9) 中国経済産業局
 - 電気の供給の確保に必要な指導
- (10) 中国四国産業保安監督部
 - 電気の復旧促進に関する措置（但し、今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域）、越智郡上島町に限る）。
- (11) 中国四国産業保安監督部（四国支部）
 - ア 電気、ガスの復旧促進に関する措置
 - イ 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害の応急対応に関する措置
- (12) 四国地方整備局（松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所）
 - 管轄する河川、道路、港湾等について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。
 - ア 施設対策等
 - (ア) 河川管理施設等の対策等
 - (イ) 道路施設対策等
 - (ウ) 営繕施設対策等

- (エ) 電気通信施設対策等
- イ 災害対策用建設機械等の出勤及び管理
- ウ 他機関との協力
- エ 広報
- オ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
- カ 海上の流出油災害に対する防除等の措置
- (13) 四国運輸局（愛媛運輸支局）
 - ア 陸上輸送に関すること
 - (7) 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置
 - (4) 県からの要請に対する車両等の調達があつせん
 - イ 海上輸送に関すること
 - (7) 県内の海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請
 - (4) 県内の船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
- (14) 大阪航空局（松山空港事務所）
 - ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置
 - イ 遭難航空機の捜索及び救助
- (15) 大阪管区気象台（松山地方気象台）
 - ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の通知、津波予報、津波情報、地震情報等の伝達
 - イ 異常な自然現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたときの適切な措置
- (16) 第六管区海上保安本部（松山海上保安部、今治海上保安部、宇和島海上保安部）
 - ア 在港船舶等に対する津波警報等の伝達周知
 - イ 海難船舶等の人命の安全確保
 - ウ 主要港湾等の被害調査
 - エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置
 - オ 海洋汚染の防止、船舶交通の障害となる物の除去に関する措置
 - カ 船舶交通安全のための水路の測量及び応急航路標識、信号の設置
 - キ 人命の救護に必要な緊急輸送
 - ク 沿岸周辺海域における治安の維持
 - ケ 沿岸周辺における関係機関との連携

2 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（四国支社）
 - ア 郵便物の送達の確保
 - イ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便料金免除
 - ウ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分
 - エ 郵便局の窓口業務の維持に関すること
- (2) 日本銀行（松山支店）
 - ア 通貨の円滑な供給の確保及び損傷通貨の引換え
 - イ 被災地における現金供給のための緊急輸送・通信手段の活用
 - ウ 金融機関の業務運営確保及び非常金融措置実施のためのあつせん・指導
 - エ 被害状況の実態把握と復旧融資円滑化のための金融機関の指導
 - オ 各種金融措置に関する広報
- (3) 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - ア 医療、助産及び死体処理に関する応急応援
 - イ 被災者に対する救援物資の配布
 - ウ 義援金品の募集・配分
 - エ 救助に関する協力奉仕者等の連絡調整

- (4) 日本放送協会（松山放送局）
 - ア 災害時の混乱防止及び災害の復旧に資するための適時適切な関連番組の編成
 - イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施
 - ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報等の適時適切な放送
- (5) 西日本高速道路株式会社（四国支社）
 - ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡
 - イ 緊急輸送道路確保のための応急復旧作業の実施
 - ウ 県公安委員会が行う緊急輸送道路確保に関する交通規制への協力
 - エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
 - オ 高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの救助・救命活動への支援
- (6) 本州四国連絡高速道路株式会社（しまなみ尾道管理センター、しまなみ今治管理センター）
 - ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡
 - イ 緊急輸送道路確保のための応急復旧作業の実施
 - ウ 県公安委員会が行う緊急輸送道路確保に関する交通規制への協力
 - エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
 - オ 高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの救助・救命活動への支援
- (7) 電源開発株式会社（西日本支店高松事務所）
 - 施設及び設備の被害、復旧の状況の把握と防災関係機関への通報
- (8) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
 - ア 災害時における応急救護活動
 - イ 応急復旧用資材等の確保
 - ウ 危険地域の駅の旅客等に対する避難場所への避難誘導
 - エ 鉄道施設の早期復旧
- (9) 西日本電信電話株式会社（愛媛支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保
 - イ 被害施設・設備の早期復旧
 - ウ 災害用伝言ダイヤルサービス「171」、iモード災害用伝言板サービスの提供及び普及
- (10) 日本通運株式会社（松山支店、新居浜支店、今治支店、西予支店）、福山通運株式会社（四国福山通運株式会社 松山支店、松山東支店、今治支店、新居浜営業所、四国中央営業所、大洲営業所、宇和島営業所、松山引越センター）、佐川急便株式会社（四国中央店、松山店、宇和店、新居浜店、大洲店、今治店、東予店、松山空港営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
 - 緊急輸送車両の確保及び運行による災害応急対策の実施
- (11) 四国電力株式会社（松山支店、新居浜支店、宇和島支店）、中国電力株式会社（広島支社）
 - ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
 - イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、感電及び漏電防止に関しラジオ、テレビ等を利用した広報
 - ウ 被害施設設備の早期復旧
- (12) KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
 - ア 地震情報の伝達
 - イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
 - ウ 災害用伝言板サービスの提供及び普及
- (13) 独立行政法人国立病院機構（本部中国四国ブロック事務所）
 - 被災地における医療救護活動の実施
 - ア 災害時における国立病院機構の医療班の編成、連絡調整並びに派遣の実施
 - イ 広域災害における国立病院機構からの医療班の派遣・輸送手段の確保
 - ウ 災害における国立病院機構の被災情報収集、通報

3 指定地方公共機関

- (1) 伊予鉄道株式会社
 - 被害発生の防衛及び拡大防止のための緊急措置の実施

- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施
- (3) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - ア 検死時の協力
 - イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施
- (4) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、今治シーエーティービー株式会社、宇和島ケーブルテレビ株式会社、株式会社ハートネットワーク、株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸、株式会社四国中央テレビ、西予CATV株式会社、一般財団法人八西CATV、株式会社愛媛新聞社
 - ア あらかじめ県と協定を締結している機関は、災害時における放送要請に関する協定に基づく放送の実施
 - イ 地震情報や国、県、市町、防災関係機関等の地震災害応急対策実施状況の報道
 - ウ 県の広報、県内各地の状況、防災措置の状況等の報道
- (5) 四国ガス株式会社
 - ア 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流出防止のための緊急遮断
 - イ 利用者へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
 - ウ 必要に応じた代替燃料の供給
 - エ 災害応急復旧の早期実施
- (6) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）
 - ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力
- (7) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア活動体制の整備
 - イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資

- ※資料
- 1 愛媛県災害対策本部条例（資料編20-1）
 - 2 愛媛県災害対策本部要綱（資料編20-5）
 - 3 愛媛県防災会議条例（資料編21-1）
 - 4 愛媛県防災会議委員名簿（資料編21-4）
 - 5 防災関係機関及び連絡窓口（資料編21-6）

第3章 情報の収集・連絡及び活動体制の確立 【危機管理課】

津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、津波の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行う。

3-3-1 情報活動の強化

1 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

(1) 県の活動

県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも消防防災ヘリコプターによる偵察やヘリコプターテレビ電送システム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報等により、概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を消防庁へ報告するとともに、必要に応じて関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(2) 市町の活動

市町は、津波による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

ただし、通信の途絶等により県へ連絡できない場合は、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

2 情報活動における連携強化

- (1) 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と各地方本部又は支部、地方本部又は支部と市町災害対策本部の各相互間のルートの基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。
- (2) 情報活動の連携強化のため、警察署は、必要に応じて地方本部及び市町災害対策本部に警察官を派遣するものとし、地方本部も必要に応じて市町災害対策本部に職員を派遣する。

3 報道機関との情報活動の連携

日本放送協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ及び株式会社エフエム愛媛は、災害対策基本法に基づき、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定により正確、迅速な情報の伝達を行う。

4 国の非常災害対策本部（又は緊急災害対策本部）との連携

非常災害対策本部（又は緊急災害対策本部）に対する報告、要請等は、県災害対策本部においてとりまとめて実施する。

また、非常災害現地対策本部（又は緊急災害現地対策本部）が設置された場合には、県災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。

5 異常現象発見者の通報義務

異常な引潮や、海面の急激な盛り上がり等、津波が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市町長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市町長に、また市町長は、松山地方气象台、県（危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

3-3-2 災害情報等の収集連絡

1 県の活動

被害状況及び災害応急対策に関し、収集・伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

なお、被害状況を早期に把握するため、消防防災ヘリコプターテレビ電送システム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ、震度情報ネットワークシステム、潮位観測システム、四国地方整備局からの映像情報等の活用に努める。また、県や市町等における被害情報等の共有化を図るための、地理情報システム（GIS）の活用にも努める。

- ア 被害状況
- イ 火災の発生状況と延焼拡大状況
- ウ 市町及び防災関係機関の災害応急対策実施状況及び災害対策本部設置状況
- エ 交通規制等道路交通状況
- オ ガス、水道、電気、電話等ライフライン関連施設の状況
- カ 住民の避難状況
- キ 県が実施する応急対策の活動状況
- ク 自衛隊活動状況
- ケ 緊急等輸送実施状況
- コ 後方医療機関の活動状況
- サ その他

2 市町の活動

(1) 津波情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される津波に関する情報等は、市町災害対策本部（災害対策本部設置前においては防災担当課）において受理する。

イ 受理した情報については、防災行政無線（同報系）、コミュニティFM、緊急速報メール、消防無線、有線放送、広報車、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（公共情報コモンズ）等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民に対して周知徹底を図る。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況により被害概況を早期に把握するとともに、市町職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなどにより、迅速かつ正確な情報の収集に努める。

- ア 被害状況
- イ 避難の勧告、指示若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示又は警戒区域設定状況
- ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 避難所の設置状況及び住民の避難生活状況
- キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- ク 観光客等の状況
- ケ 県の実施する応急対策の実施状況

3 防災関係機関

(1) 県災害対策本部（県災害警戒本部）から伝達される津波に関する情報等の受理については、あらかじめ受信方法や受領者等を定めておく。

(2) 収集すべき情報の主なものは、次のとおりである。

- ア 被害状況
- イ 災害応急対策実施状況
- ウ 復旧見込等

3-3-3 情報の収集

1 県の活動

- (1) 多様な通信手段の使用
情報の収集は、県防災通信システム（地上系・衛星系）、衛星携帯電話、衛星インターネット等、多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。
- (2) 職員派遣等による収集
 - ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）及び地方本部は、必要に応じ市町に職員を派遣し、又は関係機関を通じ市町の応急対策実施状況及び管内被災状況等に関する情報収集を行う。
 - イ 地方本部構成機関についても、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況等に関する情報の収集に努め、所属地方本部又は支部及び関係部局へ連絡する。
 - ウ 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾及び漁港等の被害状況の情報を収集する。
なお、職員の派遣が困難な場合は、建設業協会等に対して別に定める協定等に基づき、公共土木施設等の被害状況の情報の収集を要請する。
- (3) 参集途上の職員による収集
勤務時間外において津波が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。
- (4) 防災関係機関からの収集
防災関係機関から県防災通信システム（地上系）や専用回線等により被害情報の収集を行う。

2 市町の活動

市町災害対策本部は、防災行政無線（同報系）、消防無線、衛星携帯電話等により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

- (1) 職員派遣による収集
地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
- (2) 自主防災組織等を通じた収集
被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関や諸団体のほか自主防災組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は、住民組織の長等から直ちに市町長に通報がなされるよう市町地域防災計画において体制を整えておく。
- (3) 参集途上の職員による収集
勤務時間外において津波が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。
- (4) 県への応援要請
被害が甚大な市町において、情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術が必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。
- (5) 防災関係機関からの収集
情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と充分連絡をとる。

3 ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害が予想される場合、県、県警察、自衛隊、第六管区海上保安本部及びヘリコプターを所有する各機関は、次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察活動を実施し、その結果を県災害対策本部（県災害警戒本部）に通報する。

- (1) 火災発生場所、延焼の状況
- (2) 津波等の発生状況
- (3) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- (4) 建築物の被害状況（概括）
- (5) 公共機関及び施設の被害状況
- (6) 住民の動静、その他

3-3-4 情報の伝達

県と市町の間情報の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。

内閣総理大臣官邸及び緊急災害対策本部等と直接通信連絡を行う必要がある場合には、中央防災無線を用いる。

また、県民に広く伝達する場合は、情報を報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者に提供し、ラジオ、テレビ、ポータルサイト等を用いて周知徹底を図る。

市町は、防災行政無線（同報系）、コミュニティFM、緊急速報メール、消防無線、有線放送、広報車又は自主防災組織、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民への伝達を行う。

3-3-5 報告及び要請事項の処理

1 報告責任者

県及び市町等の防災関係機関は、災害報告のため、あらかじめ報告責任者を定めておく。

2 県の活動

(1) 国（総務省消防庁経由）及び防災関係機関に対する報告・要請

ア 国（総務省消防庁）に対する被害状況及び講じた措置の報告並びに必要な措置の要請は、県災害対策本部（県災害警戒本部）より消防防災無線電話等により行う。

また、防災関係機関に対し災害対策本部から必要な措置の要請を行う。

イ 災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は、次のとおりである。

(ア) 災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

(ロ) (ア)及び(イ)に定める災害になる恐れのある災害

(ハ) 地震が発生し県内で震度4以上を記録したもの

なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲でその第一報を県から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告する。

なお、第一報は、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、当該災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で行うとともに、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化に応じ、逐次、第二報以降の情報収集・伝達を行う。

区分		平日 (9:30~18:15) 総務省消防庁広域応援室	左記以外 総務省消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7552	03-5253-7553
消防防災無線	電話	63-90-49013	63-90-49102
	FAX	63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	64-048-500-90-49013	64-048-500-90-49102
	FAX	64-048-500-90-49033	64-048-500-90-49036

ウ 県災害対策本部統括司令部（災害警戒本部災害警戒室）は、各対策部、各地方本部（支部）及び関係機関からの情報をとりまとめ、本部長、各対策部及び関係機関に対し、逐次報告又は通報する。

(2) 各対策部の活動

各対策部は、部内各班で収集した情報を、「中間報告・最終報告様式」にとりまとめ、統括司令部（災害警戒室）に通知する。また、必要に応じて、収集した情報を各班に関係する指定地方行政機関に通報する。

(3) 各地方本部・支部の活動

- ア 地方本部長（支部長）は災害の発生を覚知したときは、各班長を通じて積極的に情報収集にあたるものとし、必要に応じ、調査班を編成する等、総合的な被害調査に努める。
- イ 地方本部長（支部長）は、管内市町から情報収集及び状況調査について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力する。
- ウ 地方本部長（支部長）は、管内市町長からの災害即報を「中間報告・最終報告様式」によりとりまとめ、直ちに県本部に対し報告する。

3 市町の活動

- (1) 市町災害対策本部は、被害状況、要請事項や市町の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。
 ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、当該市町の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部（県災害警戒本部）にも報告する。
 情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。
 - ア 緊急要請事項
 - イ 被害状況
 - ウ 市町の災害応急対策実施状況
 なお、消防機関への通報が殺到した場合及び当該市町の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、把握できた範囲で、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町は第一報後も引き続き報告を行う。
- (2) 防災関係機関は、被害状況、要請事項、災害応急対策実施状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し、報告又は要請を行う。

※資料	1	災害情報報告	(資料編5-1)
	2	災害対策基本法施行令第22条に基づく協定（緊急放送要請）	(資料編5-2)
	3	地震・津波に関する情報の解説	(資料編2-4)
	4	地震・津波に関する情報の伝達系統	(資料編2-5)
	5	障害時における津波予報の伝達様式	(資料編2-6)
	6	震度観測地点一覧表	(資料編2-7)
	7	総務省の災害対策用無線機無償貸与制度	(資料編6-11)

第4章 広報活動 【広報広聴課、危機管理課】

津波による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、県民や地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者が行う。

3-4-1 県の活動

1 広報事項

津波の規模、態様に応じて、報道機関、市町及び防災関係機関との連携を密にして、次の事項を主として広報を実施する。

- (1) 災害対策本部（災害警戒本部）の設置
- (2) 災害の概況
- (3) 津波等に関する情報及び注意の喚起
- (4) 津波発生時の注意事項
- (5) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (6) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- (7) 流言飛語防止等の県民への呼びかけ
- (8) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (9) 不足物資やボランティア募集情報等の受援情報の県外発信
- (10) 災害復旧の見込み

2 広報実施方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にして次の方法によるものとするが、災害の規模、態様に応じて最も有効な方法とみられる方法による。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行う。

- (1) 報道機関による広報
ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に対し、情報及び資料を提供し、広報について協力を要請する。
なお、甚大な被害が発生し、災害対策本部（災害警戒本部）を設置した場合には、必要に応じて記者発表を行うなど、一元的に実施する。
- (2) 一般広報
 - ア 広報紙（臨時を含む）等による広報
 - イ 県提供のテレビ及びラジオの広報番組を活用した広報
 - ウ 広報車（広報設備のある車両）等（航空機、ヘリコプター等を含む）による広報
 - エ 市町等の広報体制を活用した広報等
 - オ 相談窓口等の設置
 - カ 県のホームページ等を活用した広報
- (3) その他適当な方法
その他活用できるあらゆる媒体を通じて広報活動を行う。

3 市町からの広報要請の処理

市町から広報の要請を受けた場合には、報道機関等の協力を得てこれを実施する。

4 県民からの問い合わせ等の処理

復旧状況等の問い合わせに対応するため、地方局総務県民課に窓口を設置する。

5 報道機関からの災害記録写真の収集

災害対策本部（災害警戒本部）が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて、提供を依頼する。

6 国会、中央省庁等に対する広報

災害対策本部（災害警戒本部）は、災害の規模により、国会、中央省庁等に対して広報する必要があると認めた場合は、東京事務所を通じ、直接災害情報資料を提供して広報に努める。

3-4-2 市町の活動

1 広報事項

市町は、管内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

主な広報事項は次のとおりである。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況
- (3) 津波等に関する情報及び注意の喚起
- (4) 津波発生時の注意事項
- (5) 避難準備情報、避難勧告、避難指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示
- (6) 避難場所及び避難所
- (7) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) 防疫に関する事項
- (10) 医療救護所の開設状況
- (11) 被災者等の安否情報
- (12) 不安解消のための住民に対する呼び掛け
- (13) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (14) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (15) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (16) 災害復旧の見込み
- (17) 被災者生活支援に関する情報

2 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ策定した支援プランに基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- (1) 防災行政無線（同報系）、有線放送等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 広報紙の掲示、配布
- (5) 広域避難所への広報班の派遣
- (6) 自主防災組織を通じた連絡
- (7) 総合案内所、相談所の開設
- (8) インターネット（ホームページ）、携帯電話等を活用した情報提供

3 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

3-4-3 関係機関の活動

1 広報事項

防災関係機関は、各防災業務計画等の定めるところにより、次の事項について災害の状況に応じ適宜適切な災害広報を実施する。

- (1) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）及び鉄道、道路等の被害状況

- (2) 災害応急対策状況及び復旧見込

2 広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。
この場合、県及び市町との連携を密にする。

3-4-4 県民が必要な情報を入手する方法

県民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

1 情報源と主な情報内容

- (1) ラジオ、テレビ、インターネット、CATV
知事、市町長の放送要請事項、津波警報等の地震情報、交通機関運行状況等
- (2) 防災行政無線（同報系）、コミュニティFM、緊急速報メール、消防無線、有線放送、広報車、ソーシャルメディア、ワンセグ放送
主として市町内の情報、指示、指導等
- (3) 自主防災組織を通じての連絡
主として市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (4) サイレン等
津波警報、火災発生の通報
- (5) 県や市町のホームページ
各種警報、避難勧告等の発令状況、被害情報、道路情報等

3-4-5 広聴活動

県、市町及び各防災関係機関は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

3-4-6 安否情報の提供

県及び市町は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

※資料 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定（緊急放送要請）（資料編5-2）

第5章 避難活動 【危機管理課】

大規模地震発生時においては、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市町等は、避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

なお、住民に対し避難を求めるにあたっては、自らの身の安全を確保しつつ、地域の防災活動に参加することをあわせて啓発する。

3-5-1 避難の勧告及び指示

震災時に同時多発の火災が拡大延焼するなど、その地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告及び指示を行う。

また、津波警報等が発表された場合は、迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客等の観光客、船舶等に伝達するとともに、津波による被害が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難勧告若しくは指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行い、安全な避難誘導を行う。

なお、避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

1 避難勧告等の基準

(1) 市町長

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき避難準備情報を提供する。

さらに、市町の区域において災害が発生する恐れがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告を行い、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの場合、市町長は、直ちに地方本部長又は支部長を通じて知事（災害対策本部長）に報告する。

(2) 警察官又は海上保安官

市町長が避難の指示若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができないと認めるとき、又は市町長から要請があったときは、住民に対して避難の指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにこれらの指示をした旨を市町長に通知する。

(3) 知事又はその命を受けた職員

知事又はその命を受けた職員は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の勧告若しくは指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。

(4) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講じる。

2 避難準備情報、勧告又は指示の内容

避難準備情報の提供、勧告又は指示の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

3 避難勧告等の伝達方法

避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示又は屋内での退避等の安全確保措置の指示を行った場合、市町は直ちに勧告又は指示が出された地域の住民に対して、防災行政無線（同報系）等により放送、広報車等による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。避難勧告等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定められた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運業者等に協力を求める。

また、市町は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ策定した避難行動要支援者支援プランに基づき避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

ア 市町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市町長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により市町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む。）警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市町長に通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 市町長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、立入の制限、退去又は立入禁止の措置を講じる。

イ 市町長、警察官及び海上保安官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

5 指定行政機関等による助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言する。

3-5-2 避難の方法

沿岸部で強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間にわたる揺れを感じたときは、迷うことなく自主的に周囲の人に声をかけながら高い場所に避難する。

ア 住民等は、非常用持出品を持って、協力してあらかじめ定められた避難場所へ避難する。

イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、地域の要配慮者の避難誘導・救出・救護・消火・情報収集を行う。

ウ 住民等は、津波による危険が迫り、避難場所の安全が十分確保できない場合には、さらに高台を目指して避難する。

エ 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

オ 避難場所へ避難した住民等は、避難が長期に及ぶ場合、自主防災組織等、市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、避難所へ避難する。

3-5-3 避難道路の確保

市町は、避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

3-5-4 避難所等への市町職員等の配置

市町が設定した避難場所及び避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

3-5-5 避難所における市町職員等の役割

1 市町職員

避難所に配置された市町職員は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- (1) 被災者の収容
- (2) 被災者に対する食料、飲料水の配給
- (3) 被災者に対する生活必需品の供給
- (4) 負傷者に対する医療救護
- (5) 津波・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- (6) 避難した者の掌握
- (7) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容

2 避難所の所有者又は管理者

市町が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

3-5-6 避難状況の報告

市町災害対策本部は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、県災害対策本部又は県災害警戒本部（地方本部又は支部経由）をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部又は県災害警戒本部に依頼する。

さらに、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町に提供するものとする。

3-5-7 避難所の設置及び避難生活

1 基本方針

市町は収容を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

避難生活の運営に当っては、要配慮者や被災時の男女のニーズの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する

2 市町の活動

(1) 避難所の開設

市町は、避難が必要になった場合、直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、住民の自主避難にも配慮し、避難所の早期開設を検討する。

なお、健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 避難生活及び設置場所

ア 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

市町は、「市町地域防災計画」に定めた指定避難所を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

(7) 津波や山・崖崩れの危険のない地域に設置する。

(イ) 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

① 学校、体育館、公民館等の公共建築物

② あらかじめ協定した民間の建築物

③ 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

(ロ) 要配慮者については、その状況に応じて収容するための社会福祉施設等の確保や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等の借上げを行うほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。

(エ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。

(オ) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。

(3) 設置期間

市町長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(4) 避難所の運営

ア 市町は、自主防災組織や学校等避難施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難生活の運営に当っては、要配慮者に配慮する。

エ 自主防災組織は、避難所の運営に関して市町に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

オ 市町は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。

カ 市町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ク 市町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。

ケ 市町は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。

コ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

サ 市町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、避難所の早期解消に努める。

シ 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。

ス 避難所の運営に当たっては、避難所で生活する避難者だけでなく、在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

3 県の活動

県災害対策本部（県災害警戒本部）は、市町の報告により、避難所の開設状況を把握しておくとともに、男女のニーズの違いに配慮しながら、必要に応じて野外収容施設の資機材の調達や設置、緊急援護物資の供給にあたる。

また、被害の様相が深刻で、被災市町に避難所を設置することができないとき、又は市町に適当な建物若しくは場所がない場合、県は関係市町と協議し、隣接市町に被災住民の収容を委託するほか、隣接市町の建物若しくは土地を借上げて避難所を設置する。

避難所に収容された被災者のうち、住家が滅失して他に居住する住家がなく、自己の資力では新たに住宅を確保することができない者に対しては、県が応急仮設住宅を設置し供与する。

さらに、県は、被災者の避難や収容状況等に鑑み、区域外への広域的な避難や収容の必要があると判断した場合には、四国4県、中四国9県及び全国都道府県との広域応援協定に基づき各県に支援を要請するほか、必要に応じて国に支援を要請し、国が作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

- ※資料
- | | | |
|---|--------------------------|---------------|
| 1 | 災害時におけるテントの供給等に関する協定 | (資料編 1 2 - 6) |
| 2 | 都市公園現況表 | (資料編 1 2 - 7) |
| 3 | 四国4県広域応援協定 | (資料編 1 7 - 1) |
| 4 | 中国・四国広域応援協定 | (資料編 1 7 - 4) |
| 5 | 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定 | (資料編 1 7 - 5) |

第6章 緊急輸送活動

【交通対策課、危機管理課、産業政策課、経営支援課、漁港課、港湾海岸課、道路維持課、自衛隊】

緊急輸送は、県民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。

県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は災害時における応援協定を締結している各県に協力を要請する。

3-6-1 実施機関

被災者や災害応急対策要員の移送及び災害救助応急対策用資機材の輸送は、それぞれの機関において行う。

ただし、実施機関において処理できないときは、市町災害対策本部にあっては、県地方本部又は支部を通じ、車両、その他の確保又は輸送移送について、県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し応援等の要請を行う。要請を受けた県災害対策本部（県災害警戒本部）は、関係機関に連絡して処置する。

3-6-2 県の活動

1 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、次のものである。

- (1) 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者
- (2) 医療（助産）救護を必要とする者
- (3) 医療品、医療資機材
- (4) 食料、飲料水等の救護用物資
- (5) 応急復旧資機材
- (6) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- (7) その他知事が必要と認めるもの

2 緊急輸送の段階別対応

- (1) 第一段階（被災直後）

自衛隊のヘリコプターによる輸送支援を中心に次の輸送を行う。

 - ア 災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医療品等
 - イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
 - ウ 災害の拡大を防止するための人員及び資機材
 - エ ヘリコプターの燃料
- (2) 第二段階（被災後1日～6日程度の間）

ヘリコプター、航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用して次の輸送を行う。

 - ア 第一段階の輸送の続行
 - イ 緊急処置を必要とする患者等
 - ウ 食料等生命の維持に必要な緊急物資
 - エ 輸送路確保のための必要な人員及び資機材
 - オ 旅行者等
- (3) 第三段階（被災後7日間程度以降）

陸上及び海上の輸送を中心に次の輸送を実施する。なお陸上交通が不可能な地域に対しては空中輸送を継続する。

 - ア 災害復旧に必要な人員、資機材
 - イ 生活必需品

3 緊急輸送体制の確立

輸送施設や交通施設の被害状況及び復旧状況のほか、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立し、緊急輸送計画を作成する。

- (1) 陸上輸送体制

ア 陸上輸送路の確保

- (7) 道路管理者、警察及び自衛隊は、連携して、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握するとともに、災害対策本部に連絡する。
- (イ) 災害対策本部長（災害警戒本部長）は、道路施設被害等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。
- (ウ) 道路管理者、警察及び自衛隊は、連携して選定された緊急輸送ルートの確保に努める。
- (エ) あらかじめ指定している緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替道路の設定等を実施する。

イ 輸送手段の確保

災害発生に伴い、県が緊急に自動車等の必要が生じた場合は、自衛隊、四国運輸局愛媛運輸支局及び防災関係機関等の協力を得て、調達、あっせんをする。

ウ 協力機関

- (7) 愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会
愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会は、平素から各加入会社の車両台数の実態を把握するとともに、被災者移送等の必要が生じたときは、県の要請に基づき乗合乗用自動車等の供給に協力する。
- (イ) 愛媛県トラック協会、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合
愛媛県トラック協会、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合は、平素から各加入会社の車両台数の実態を把握するとともに、災害発生時に被災者、物資等の輸送の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき貨物自動車等の供給に協力する。
- (ウ) 愛媛県レンタカー協会
愛媛県レンタカー協会は、平素から各加入会社の車両台数の実態を把握するとともに、災害発生時に応急対策実施のために自動車等の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき自動車等の供給に協力する
- (エ) 鉄道会社
鉄道会社は、災害発生時に被災者、救援物資並びに復旧用資機材等の運送の必要が生じたときは、県の要請に基づき、車両等の供給に協力する。

エ 集積所及び要員の確保

- (7) 地方本部（支部）、市町ごとの物資集積所は緊急輸送計画により別に定める。
 - (イ) 物資拠点施設として民間施設の利用を図り、物資の集積配分業務を円滑に行うため、災害時応援協定を締結している愛媛県トラック協会や倉庫業者へ物流専門家の派遣を要請するとともに、必要に応じ物資の集積場所に県職員を派遣する。
 - (ウ) 大規模災害時には、あらかじめ指定した広域防災拠点に県外からの物資集積を図り、各市町の物資拠点への中継を行う。
また、訓練を通じて保管・搬出管理等の実効性を高めるものとする。
- (2) 海上輸送体制

ア 海上輸送路の確保

- (7) 港湾及び漁港の管理者、市町、自衛隊並びに海上保安部は、連携して利用可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握するとともに、災害対策本部（災害警戒本部）に連絡する。
- (イ) 災害対策本部長（災害警戒本部長）は、港湾施設の被害等の情報に基づき海上輸送ルートを決める。
- (ウ) 港湾及び漁港の管理者、自衛隊並びに海上保安部は、連携して定められた海上輸送ルートの確保に努める。

イ 輸送手段の確保

災害発生に伴い、県が緊急に船舶等の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部、四国運輸局愛媛運輸支局及び防災関係機関等の協力を得て、調達、あっせんをする。

ウ 協力機関

- (7) 愛媛県旅客船協会
愛媛県旅客船協会は、災害発生時に被災者、救援物資等の輸送の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき、旅客船等の供給に協力する。
- (イ) 愛媛内航海運組合連合会

愛媛内航海運組合連合会は、災害発生時に救援物資等の輸送の必要が生じたときは、県との間に締結した協定に基づき、貨物船等の供給に協力する。

エ 集積場所及び要員の確保

(7) 港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。

(4) 物資の集積配分業務を円滑に行うため、必要に応じ物資の集積場所に県職員を派遣する。

(3) 航空輸送体制

ア 航空輸送施設の確保

(7) 災害対策本部（災害警戒本部）は、航空緊急輸送計画を作成するため、自衛隊に要請し松山駐屯地の利用可能状況を把握する。

(4) ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポート及び飛行場外離着陸場で行うことを原則とする。

(5) 地方本部（支部）又は消防防災航空隊は、市町を通じ、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、災害対策本部（災害警戒本部）に報告する。

(6) 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。

なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

イ 輸送の手段

緊急輸送は、自衛隊等の協力を得て次の航空機により行う。

(7) 自衛隊の航空機

(4) 県及び県警察のヘリコプター

ウ 集積場所及び要員の確保

自衛隊との事前の協議に基づき、松山駐屯地内に集積場所を設けるとともに、必要に応じ、連絡調整に当たるため、県職員を派遣する。

(4) 燃料確保対策

ア 自動車、船舶の燃料

(7) 県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ民間事業者等と締結した協定等に基づき確保に努める。

(4) 必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

イ 航空機の燃料

県の所有する防災ヘリコプター及び他県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。

(5) 輸送の調整等

市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があるときは、災害対策本部（災害警戒本部）において調整を行う。

この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位 県民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送

第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

3-6-3 従事命令等による輸送の確保

1 従事命令

知事は、災害応急対策上必要な資機材等を緊急に輸送する必要があると認める場合は、災害対策基本法第71条による従事命令を執行して輸送業者を輸送業務に従事させ、輸送の万全を期する。

2 災害応急対策必要物資の運送要請

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。その際、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに前述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

3 被災者の運送要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。その際、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに前述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

3-6-4 市町及び関係機関の活動

1 市町

災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、原則として市町が行う。

- (1) 市町は、運送業者とあらかじめ緊急輸送に関する協定の締結などにより、震災時における輸送車両等の運用計画または調達計画を定めるとともに、車両や燃料等の調達先を明確にして、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 市町は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県に対し調達、あっせんを要請する。
 - ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準じる。
- (4) 市町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
- (5) 市町は孤立が想定される地区を中心に臨時ヘリポートの確保に努める。

2 防災関係機関

- (1) 防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、県災害対策本部（県災害警戒本部）に必要な措置を要請する。
- (2) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

3 四国運輸局の緊急輸送

四国運輸局愛媛運輸支局は、緊急輸送の要請を受けた場合、関係協会及び支局の管轄地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数等の確認を行う。次いで速やかに関係事業者に出動できるよう体制を整えさせる。

※資料	1	災害対策自動車班編成表	(資料編 1 1 - 2)
	2	自動車出勤計画表	(資料編 1 1 - 3)
	3	海上物資輸送計画	(資料編 1 1 - 5)
	4	海上人員輸送計画	(資料編 1 1 - 6)
	5	災害時における物資等の輸送に関する協定	(資料編 1 1 - 1 7)
	6	災害時の船舶による輸送等に関する協定 (物資)	(資料編 1 1 - 1 8)
	7	災害時の船舶による輸送等に関する協定 (人員等)	(資料編 1 1 - 1 9)
	8	災害時の人員等の輸送に関する協定	(資料編 1 1 - 2 0、2 1)
	9	災害時における物資等の輸送に関する協定	(資料編 1 1 - 2 2)
	1 0	災害時の道路障害物の除去に関する覚書	(資料編 1 1 - 2 3)
	1 1	災害時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定	(資料編 1 1 - 2 4)
	1 2	災害時における自動車等の提供に関する協定	(資料編 1 1 - 2 5、2 6)

- 1 3 災害時における車両等の排除業務に関する協定 (資料編 1 1 - 2 8)
- 1 4 災害時における車両等の排除業務に関する細目協定 (資料編 1 1 - 2 9)
- 1 5 災害時における物資の保管等に関する協定 (資料編 1 1 - 3 0)
- 1 6 愛媛県内飛行場外臨時離着陸場一覧表 (資料編 1 6 - 6)
- 1 7 愛媛県内臨時ヘリポート一覧表 (資料編 1 6 - 7)
- 1 8 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 (資料編 1 6 - 8)
- 1 9 広域防災拠点 (資料編 1 7 - 1 3)

第7章 交通応急対策活動

【交通対策課、危機管理課、漁港課、港湾海岸課、道路維持課、県警本部、第六管区海上保安本部、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、伊予鉄道株式会社】

津波被害発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想されることから、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を道路啓開により速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努めるとともに、代替輸送路として、海上輸送路を確保する。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

3-7-1 陸上交通

1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- (2) 避難のために車両を使用しない。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。
 - ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

2 情報の収集

県は、国土交通省、市町、自衛隊、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、鉄道事業者等に協力を求め、道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

また、四国地方整備局の光ファイバーネットワークへの接続により情報共有を図る。

また、県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

3 陸上交通確保の基本方針

- (1) 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) 公安委員会は、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。
- (3) 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。

また、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

- (4) 公安委員会及び道路管理者は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。
- (5) 道路管理者は、道路の通行規制が行われている場合は、道路利用者に対して道路情報提供装置等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努める。

4 交通規制の実施

(1) 交通規制措置

地震発生時において道路損壊等が発生した場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、警察本部、各警察署及び道路管理者は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

(2) 緊急交通路確保のための交通規制

ア 県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

イ 公安委員会は、緊急交通路での円滑な交通運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

ウ 県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

エ 県警察は、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令等を行う。

オ 県警察は、交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との支援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

カ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

キ 消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

(3) 交通規制実施後の広報

公安委員会は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保する。

5 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

道路管理者は、早急に被害状況を把握し、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送道路を優先して行う。

(3) 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(4) 障害物等の除去及び集積

ア 路上における著しく大きな障害物等の道路啓開による除去について、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

イ アにより除去した障害物は、市町があらかじめ仮集積場として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に集積する。また、適当な集積場所がない場合は、避難路及び緊急輸送道路以外の道路の路端等に集積する。

(5) 警察官等の措置命令

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場

にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ ア及びイを、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ ア及びイを、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

6 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。

イ 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、当該車両の使用者に対し災害対策基本法施行規則第 6 条に規定する標章及び証明書を交付する。

(2) 緊急通行車両の確認事務

ア 災害対策基本法施行令第 33 条に基づく確認事務は、知事に対しては危機管理課、公安委員会に対しては、警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行う。

イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。

7 鉄道確保の措置

鉄道事業者は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ、崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

3-7-2 海上交通

1 情報の収集

県は、運輸局、海上保安部、自衛隊、市町、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾・漁港施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。

2 海上交通の規制

(1) 海上保安部等は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止する。

(2) 海上保安部等は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。

(3) 海上保安部等は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

3 海上交通確保の措置

(1) 海上交通の整理

県は、海上保安部等防災関係機関と相互に連携し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。

(2) 港湾施設等の応急措置

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾や漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急処置を講じる。

(3) 海上保安部は、警報の伝達、海洋汚染の防除、危険物取扱の規制、火災・海難等への適切な措置を講じる。

(4) 海上保安部等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ測量を行い、標識を設置する等船舶交通の安全を確保する。

- (5) 海上保安部等は、航路標識が損壊又は流出したときは速やかに復旧に努める他必要な応急措置を講じる。
- (6) 海上自衛隊等に対する支援要請
知事は、市町又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、海上自衛隊、海上保安部に対し応援を要請する。

※資料	1	緊急通行車両の標章並びに通行証	(資料編 1 1 - 4)
	2	海上保安部所属巡視船艇	(資料編 1 1 - 7)
	3	灯台見廻り船	(資料編 1 1 - 8)
	4	災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定	(資料編 1 1 - 1 6)
	5	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	(資料編 1 1 - 2 7)
	6	災害時における車両等の排除業務に関する協定	(資料編 1 1 - 2 8)
	7	災害時における車両等の排除業務に関する細目協定	(資料編 1 1 - 2 9)

第8章 災害拡大防止活動

【消防防災安全課、危機管理課、河川課、都市計画課、建築住宅課、保健体育課、県警本部】

大規模地震発生時には、津波の発生等により甚大な被害が予想されるため、県、市町はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

3-8-1 消防活動

1 消防活動の基本方針

津波に伴う火災は、津波の大きさ、周辺の施設の状況等により極めて大きな被害となることが予想される。また、津波が収まるまでの間は浸水区域内における消防活動は極めて困難であることから、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市町は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(2) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

(3) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(4) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(5) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(6) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

(7) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(8) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防署（所）及び消防団を指揮し、津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ロ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(ハ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

(ニ) 要救助者の状況

(ホ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、またはその恐れがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

- (ア) 災害時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。
 - (イ) 災害時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行う。
 - (ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。
 - (エ) 災害時は道路交通確保が困難なため、消防署（所）、消防団詰所、警察署（交番、駐在所）、町内会事務所等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。
 - (オ) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。
- (2) 消防団の活動

消防団は、津波災害が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下にはいり、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

地域住民の津波からの円滑な避難の確保等のため、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を行う。

イ 出火防止活動

津波発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

ウ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

エ 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

オ 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

カ 消防団員の安全確保

消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。

(3) 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3 事業所の活動

- (1) 事業所の近隣で津波による火災が発生した場合の措置
 - ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
 - イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
- (2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大する恐れのあるときは、次の措置を講じる。

 - ア 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
 - イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
 - ウ 事業所内への立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

4 自主防災組織の活動

- (1) 初期消火活動

近隣で津波による火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。
- (2) 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

5 県民の活動

近隣で津波による火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で消火活動を行う。

3-8-2 水防活動

地震による津波に対する水防活動は、次のとおりとする。

なお、水防活動のための水防組織については、県及び市町の水防計画の定めによる。

1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- (1) 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者等に対し、避難のため立退きを指示することができる。

なお、水防管理者が立退きを指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。
- (2) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

2 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報

- (1) 水門、閘門等の管理者は水防上必要な津波等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、閘門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門、閘門等の操作責任者は、津波等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門、閘門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門、閘門等の操作責任者は、津波警報等が発令された場合には、安全確保のため直接操作をしないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。
- (4) 水門、閘門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

3 水防作業の安全確保

水防作業時には、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が津波の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

4 水防活動の応援要請

- (1) 地元住民の応援
水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる。
- (2) 警察官の応援
水防管理者は、水防のため必要があると認められるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求める。
- (3) 隣接水防管理団体の応援及び相互協定
ア 水防管理者は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 23 条の規定により、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めることができる。
イ 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して、相互協定し、水防計画に定める。
- (4) 自衛隊の応援
大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、又水防管理者は知事を通じ、陸上自衛隊第 1 4 特科隊長に災害派遣を要請する。

3-8-3 人命救助活動

1 人命救助活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市町長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、市町長が行う救出活動に協力する。
- (3) 県は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。
- (4) 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- (5) 市町は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (6) 自主防災組織や事業所等及び県民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

2 県の活動

知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講じる。

- (1) 県職員を派遣し救出活動を支援する。
- (2) 他の市町長に対し応援を指示する。
- (3) 自衛隊に対し支援を要請する。
- (4) 海上保安部に対し支援を要請する。
- (5) 救出活動の総合調整を行う。

3 県警察の活動 【県警本部】

被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、災害警備用装備資機材を活用して負傷者等の救出活動にあたる。

4 市町の活動

- (1) 職員を動員し負傷者等を救出する。
- (2) 市町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- (3) 市町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。
- (4) 市町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよ

う努める。

5 消防機関の活動 【消防防災安全課】

震災時には広域的に多数の負傷者の発生が予想されるため、消防本部及び消防団は、住民の協力を確保するとともに、郡市医師会、日本赤十字社愛媛県支部、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動にあたる。

また、市町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

6 自主防災組織の活動

(1) 救出・救護活動の実施

崖崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(2) 避難の実施

市町長や警察官等から避難の勧告等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(ア) 市街地……………火災、落下物、危険物

(イ) 山間部、起伏の多いところ…………崖崩れ、地すべり

(ウ) 海岸地域……………津波

イ 避難にあたっては、必要最低限のもののみ携帯する。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織等地域住民が協力して避難させる。

(3) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であることから、自主防災組織としても食料等の配布を行うほか、市町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

7 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

(1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

(2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。

(3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し地域における救出活動を行う。

(4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関や警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。

(5) 救出活動を行うときは、可能な限り市町や消防機関、警察、海上保安部と連絡をとり、その指導を受ける。

8 自衛隊の活動

県の要請に基づき救出活動を実施する。

9 海上保安部の活動

海上保安庁は、海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし、更に可能な場合は必要に応じ、又は非常本部等の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援する。

3-8-4 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していく

とともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを日頃から定めておく。また、避難所を指定する市町の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 緊急避難場所の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

3-8-5 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施

津波により建築物等が被害を受けたときは、その後の人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 県及び市町は、(公社)愛媛県建築士会等建築関係団体の協力を得て、地震被災建築物応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 県及び市町は、被災宅地危険度判定士等により被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (3) 県民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講じる。

3-8-6 帰宅困難者への対応

県、市町及び民間事業者等は連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- (1) 県及び市町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 県及び市町は、都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

※資料	1	重要水防区域総括表	(資料編 4-4)
	2	県水防倉庫資器材保有状況	(資料編 4-5)
	3	自衛隊派遣要請計画	(資料編 17-11)
	4	愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱	(資料編 12-2)
	5	全国被災建築物応急危険度判定協議会規約	(資料編 12-3)
	6	愛媛県震災被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	(資料編 12-8)
	7	愛媛県被災宅地危険度判定協議会規約	(資料編 12-14)
	8	愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱	(資料編 12-15)

第9章 地域への救援活動

【交通対策課、県民生活課、消防防災安全課、危機管理課、環境政策課、循環型社会推進課、保健福祉課、医療対策課、健康増進課、薬務衛生課、経営支援課、農産園芸課、都市整備課、建築住宅課、県立病院課、県警本部、日本赤十字社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、公益社団法人愛媛県栄養士会、公益社団法人愛媛県接骨師会、公益社団法人愛媛県獣医師会】

津波災害においては、津波に家屋が流されるなど、切迫した状況の中で、多くの住民が極度の混乱状態となるおそれがある。

このような混乱状態を解消し、被災者の生活の安定及び社会経済活動の早期回復のため、県、市町、自主防災組織、県民等は、食糧や生活必需品、応急住宅等の確保、医療活動等を積極的に行う。

3-9-1 物資の確保・供給の実施

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者及び男女のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

1 県の活動

- (1) 知事は、市町から緊急物資の調達又はあっせんの要請があったときは、県が備蓄する緊急援護物資の供給を行う。また、被災市町からの要求を待っていても被災市町における救難・救助等の応急措置に支障を来すおそれがあると認められる場合などは、市町の被災状況等に応じ適切にプッシュ型の物資等の供給の要否を判断する。
- (2) 緊急援護物資によっても不足又は供給が困難な物資について、企業や民間団体との応援協定などにより調達又はあっせんに努める。
- (3) 緊急物資の調達先は、原則として、あらかじめ協定を締結した緊急物資保有者とする。これによっても不足するときは、県内の他の緊急物資保有者又は県外の緊急物資保有者から調達する。
- (4) 緊急物資の輸送は事情の許す限り当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。
- (5) 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて協定を締結した緊急物資保有者の緊急物資在庫量の把握を行う。
- (6) 市町の備蓄量を確認するとともに、必要に応じ市町間のあっせん調整を行う。
- (7) 知事は、調達が困難な緊急物資について、国に対し調達又はあっせんに要請する。
- (8) 必要に応じ保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講じる。
- (9) 知事は、他の都道府県知事とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき、緊急物資等の提供及びあっせんに要請する。

2 市町の活動

- (1) 食料や生活必需品の非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。
- (2) 市町は、自らの備蓄物資を供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者から調達する。これによって調達できないときは、他の緊急物資保有者から調達するほか、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあっせんに要請する。
 - ア 調達又はあっせんに必要とする理由
 - イ 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

- エ 連絡課及び連絡責任者
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- カ その他参考となる事項

- (3) 緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。
- (4) 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設けるほか、食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 食料及び生活必需品等の確保は、家庭及び自主防災組織での備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、市町に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織は、市町が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。
- (3) 自主防災組織は必要に応じ炊き出しを行う。

4 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部が備蓄している非常災害用救援物資を、あらかじめ定められた配分基準により、速やかに市町を通じ被災者に分配する。

5 政府所有米穀の調達活動

県は、市町からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省生産局（以下「生産局」という。）に連絡及び要請書を提出する。市町が直接、生産局に連絡した場合は、必ず県に連絡するものとし、県は生産局に連絡する。

3-9-2 飲料水の確保・供給

1 県の活動

- (1) 県は、市町から飲料水の供給・調達について要請があったときは、民間企業との間に締結した協定に基づき調達の要請を行うとともに、隣接市町や広域応援協定締結県、自衛隊、国に対し協力要請する。
- (2) 県は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要ときは広域応援協定締結県又は国に対し調達の要請を行う。
- (3) 災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示・指導を行う。

2 市町の活動

- (1) 飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、備蓄飲料水、給水車等により応急給水を行う。
- (2) 市町は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達あっせんを要請する。
 - ア 給水を必要とする人員
 - イ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ウ 給水する場所
 - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- (3) 自己努力により飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。
- (4) 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20ℓを目標とし、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 地震発生後3日間は、県民自ら貯えた水等により、それぞれ飲料水を確保する。
- (2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。
- (3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

- (4) 市町が実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

3-9-3 燃料の確保

1 県の活動

- (1) 県は、市町から炊き出しに必要な器具やガス等の燃料の要請があったときは、市町間の調整を行い、器具の確保については、大規模小売業者との間に締結した協定に基づき、要請を行う。
ただし、特に緊急の場合は、必要に応じ、これらの大規模小売店以外の被災地直近の小売店及び卸売店等に対し協力を要請する。
また、ガスについては、(一社)愛媛県LPGガス協会に対し、災害時における生活必需物資等の緊急放出に関し協力を要請する。
- (2) 県は、県の行政庁舎、病院等、防災対策上特に重要な施設、または、災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

2 市町の活動

- (1) 市町は、炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又はあっせんを行う。
また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して県に調達のあっせんを要請する。
- ア 必要なプロパンガスの量
 - イ 必要な器具の種類及び個数
- (2) 市町は、市町の行政庁舎、避難所、病院等、防災対策上特に重要な施設、または、災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

3 県民及び自主防災組織の活動

地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保する。

3-9-4 医療救護活動

1 医療救護活動の実施方針

- (1) 医療救護活動の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- (2) 県、市町、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携のもと災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。
- (3) 市町は、当該域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を収容する。
- (4) 県及び災害医療コーディネータは、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集・提供し、市町の医療救護活動について広域的な調整を行う。
- (5) 保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネータと密接に連携し、地域の関係機関との調整を行う。
- (6) 県、市町は、災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。
- (7) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

2 情報の収集・提供

- (1) 県及び災害医療コーディネータは、市町、消防機関、警察、県医師会等との連携のもと以下について情報収集を行い、市町等は県等への情報提供に努める。
- ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
 - イ 避難所、救護所の設置状況
 - ウ 避難所、救護所における医療ニーズ
 - エ 医薬品等医療資機材の需給状況
 - オ 医療施設、救護所等への交通状況
 - カ その他参考となる事項
- (2) 被災地の保健所は、必要に応じて医療施設、避難所、救護所等へ職員を派遣して情報収集を行い、県へ報告する。

- (3) 県及び災害医療コーディネータは、広域災害・救急医療情報システムを活用して、支援を必要とする医療機関及び支援が可能な医療機関についての情報収集を行い、医療機関は県等への情報提供に努める。
- (4) 県及び災害医療コーディネータは、医療救護に関して把握した情報を関係機関に提供するとともに、必要に応じて国への報告を行う。

3 救護所等における活動

(1) 救護所

ア 市町は、災害の発生により医療救護が必要となったときは救護所を設置し、県医師会等と災害時の医療救護活動について締結した協定（以下「災害時の医療救護に関する協定」という。）に基づく救護班の派遣要請を行うなどにより、救護班を確保する。

イ 救護所での医療活動は、市町の指揮の下で救護班が実施する。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護にあたる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。

ウ 救護所において救護班は次の業務を行う。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定
- (イ) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (ウ) 後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- (エ) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (オ) 助産活動
- (カ) 死体の検案
- (キ) 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への収容状況等の報告

(2) 被災地域内の医療機関

ア 施設・設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。

イ 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入れ医療機関及び移送手段の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び市町に支援を要請する。

ウ 市町からの救護班の派遣要請を受けて、又は通信の遮断等の際は自らの判断により、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、市町が設置する救護所へ派遣する。

エ 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たる。

オ 被災地域内の医療機関は、広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネータを通じて、支援・協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力を行う。

(3) 救護病院等

ア 救護所へ救護班を派遣する。

イ 救護所の医療で対応できない重症者及び中等症者を受け入れ、次の活動を行う。

- (ア) 重症者及び中等症者の収容と処置
- (イ) 助産
- (ウ) 死体の検案
- (エ) 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への収容状況等の報告
- (オ) 災害（基幹）拠点病院への患者移送手配
- (カ) その他必要な活動

ウ 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的に地域内の医療救護の調整を行い、実施する。

(4) 災害（基幹）拠点病院

ア 救護所へ救護班を派遣する。

イ 被災地等にDMATを派遣するとともに、他県等から派遣されたDMATの活動拠点として、DMATの受入れ・派遣調整等を行う。

ウ 被災地域の救護所や救護病院等で対処できない重症者及び中等症者を受け入れ、救護病院等と同様の活動を行う。

エ 広域災害・救急医療情報システムの活用により、被災地域の医療機関に関する情報を把握し、支援が可能な医療情報を提供する。

オ 圏域内の医療救護の調整・実施拠点として、災害医療コーディネータと一体的に活動を行う。

(5) 三次救急医療施設

災害（基幹）拠点病院等で対処できない重篤救急患者を受け入れ、救命医療の提供を行う。

4 県の活動

- (1) 市町から救護班の派遣要請があったとき、又は自ら必要と判断したときは、県立病院職員で構成する救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣するとともに、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会、公的医療機関、旧国立医療機関等に対して、救護班等の派遣に係る協力要請を行う。また、必要に応じて他県又は国に対し救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。
- (2) 災害（基幹）拠点病院や日本赤十字社愛媛県支部、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会等で構成する調整会議を開催し、被災地域内の医療ニーズや医療救護の実施状況等に係る情報共有を行うとともに、県外からの救護班の受入れ・派遣調整等をはじめとした医療救護の実施に係る各種要請や調整等を行う。
- (3) 被害状況の推移に応じて、被災地の救護所、救護病院等で医療救護ができないときは、他の二次医療圏の救護病院等、災害（基幹）拠点病院への収容のため必要な調整を行う。また、必要に応じて他県又は国に対して傷病者の受入れを要請する。
- (4) 被災地において医療救護活動を行う人材の確保が必要なときは、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会その他関係団体に対して災害医療ボランティアのあっせんを依頼する。
- (5) 救護班その他の医療救護を行う者が、道路の損壊等のため被災地域へ移動手段を自ら確保することが困難なときは、緊急輸送活動として必要な措置を講じる。
- (6) 市町から医薬品等の供給・調達について要請があったときは、必要に応じて県が備蓄する緊急援護物資を供給するほか、愛媛県赤十字血液センター及び協定を締結した愛媛県薬事振興会加盟の薬事関係団体等から調達を行う。
- (7) 災害の規模、発生地域の状況、避難の期間等を勘案のうえ、必要に応じて、薬剤師会等の関係団体の協力の下、医薬品等の集積場所を設置し集積及び配分を行う。
- (8) 難病患者等が継続して医療を受けられるよう、市町及び関係医療機関と連携し、必要な調整を行う。
- (9) ライフラインの早期復旧が必要な医療機関の状況を把握し、水道、電気、ガス等関係事業者に対し、ライフラインの確保について協力を要請する。
- (10) 保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネータと一体となり、次の活動を行う。
 - ア 被災地域及びその周辺の医療機関の医療提供機能を確認し、医療機関、医師会、市町、県等に対して、患者の受入れ等に関する情報を提供し、協力要請を行う。
 - イ 圏域内の医療機関や医師会等関係団体、市町等で構成する地域災害医療対策会議を開催し、地域内の被災情報の伝達と共有、医療救護の実施に係る各種要請や調整等を行う。
 - ウ 他の地域や都道府県から派遣された救護班や災害医療ボランティアに対して、被災地域の状況等の情報を提供するとともに、救護班等の活動場所（救護所等）の確保等の調整を行う。
 - エ 必要に応じて自ら救護班を編成し、救護所等において医療救護を実施する。
 - オ 市町から要請があったとき、又は自ら必要と判断したときは、被災地に職員を派遣し、市町と連携して救護所・避難所における救護班の受入れ調整や各種要請、機能評価等を行う。
 - カ 必要に応じて、薬剤師会等の関係団体の協力の下、医薬品等の集積場所を設置し集積及び配分を行う。

5 災害医療コーディネータの活動

災害医療コーディネータは、災害時に関係機関と連携し、以下の活動を行う。

(1) 統括コーディネータ

- ア 県内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- イ 県内の医療救護活動の統括及び調整を行う。
- ウ 災害拠点病院コーディネータ、国及び関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

(2) 災害拠点病院コーディネータ

- ア 圏域内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- イ 圏域内におけるDMATや救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。
- ウ 圏域内における医療機関の患者受入れ及び搬送調整を行う。

- エ 圏域内における医療機関の医療活動支援に係る調整を行う。
- オ 圏域内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- カ 統括コーディネータ、他の圏域の災害拠点病院コーディネータ、公立病院コーディネータ及び被災地内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

(3) 公立病院コーディネータ

- ア 立地市町内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- イ 立地市町内におけるDMATや救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。
- ウ 立地市町内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- エ 災害拠点病院コーディネータ及び立地市町内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

6 被災地の市町の活動

- (1) 救護所開設予定施設及び救護病院等の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立する。
- (2) 被災により救護病院等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等として選定する。
- (3) 災害時の医療救護に関する協定に基づき救護班の派遣を要請する。
- (4) 傷病者を最寄りの救護所又は必要に応じて救護病院等に搬送する。
- (5) 救護所・救護病院等が効果的に機能するよう傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行う。
- (6) 救護所・救護病院等の収容状況等を把握するため、必要に応じて職員を配置する。
- (7) 救護所・避難所における医療ニーズ等を経時的に把握し、救護班の受入れ調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、保健所に職員の派遣を要請する。
- (8) 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、保健所を通じて県に調達・あっせんに要請する。
- (9) 輸血用血液を確保する必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。
- (10) 救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、保健所や災害医療コーディネータを通じて県に救護班の派遣を要請する。
 - ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
 - イ 必要な救護班数
 - ウ 医療救護活動を必要とする期間
 - エ 派遣場所
 - オ その他必要事項
- (11) 市保健所は、被災地における医療救護の拠点として、県保健所と同等の活動を行う。
- (12) 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。

7 被災地外の市町の活動

県からの協力要請に基づき、市町立病院・診療所職員で構成する救護班を派遣するとともに、傷病者の受入れを行う。

8 負傷者の搬送

- (1) 被災現場から救護所への負傷者の搬送は、市町が行う。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送する。
- (2) 救護所等の責任者は、後方医療機関に収容する必要がある者の搬送を市町に要請する。
- (3) 救護所等から後方医療機関までの搬送は、市町が県及び防災関係機関との連携・支援のもとに実施する。
- (4) 県は、県内の各消防本部その他の防災関係機関と情報交換を図り、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行う。
- (5) 県は、他の都道府県へ傷病者を搬送する必要があるとき、又は、道路の損壊等のため救急車による搬送が困難なときは、他の都道府県や自衛隊等と調整を行い、ヘリコプターや船艇等による広域的な医療搬送体制を確保する。
- (6) 広域医療搬送を行う場合、県は、予め定めた計画に基づき、国や関係機関と連携し、広域医療搬送拠点や航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置し、運営する。

9 愛媛県医師会等の活動

(1) 愛媛県医師会

ア 県又は市町から援助の要請があったときは、愛媛県医師会において救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努める。

イ 救護病院等以外の愛媛県医師会会員の医療機関に収容して救護を行う必要のある場合は、会員の医療機関に協力を要請する。

ウ 県、市町又は県警本部から死体検案についての援助要請があったときは、会員に対して協力を要請する。

(2) 愛媛県歯科医師会

ア 県又は市町から援助の要請があったときは、愛媛県歯科医師会において救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努める。

イ 愛媛県歯科医師会会員の医療機関に収容して救護を行う必要のある場合は、会員の医療機関に協力を要請する。

ウ 県、市町又は県警本部から援助の要請があったときは、身元不明者の確認のため、歯形の調査を行う。

(3) 愛媛県薬剤師会

ア 県又は市町から援助の要請があったときは、薬剤師等を現地に派遣し、救護活動に努める。

イ 県から援助の要請があったときは、医薬品等の集積場所の設置に協力するとともに、集積場所に薬剤師等を派遣し、医薬品等の集積及び配分に協力する。

(4) 愛媛県看護協会

県又は市町から援助の要請があったときは、看護師等を現地に派遣し、救護活動に努める。

(5) 愛媛県栄養士会

県又は市町から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、支援活動に努める。

(6) 愛媛県接骨師会

県から援助の要請があったときは、柔道整復師等を現地に派遣し、支援活動に努める。

10 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部の医療活動は、救護班による災害現場での応急的災害医療、松山赤十字病院による傷病被災者受入れ及び愛媛県赤十字血液センターによる血液製剤の供給を中心に行う。

(1) 救護班

救護班の編成単位は、医師1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名（事務職員、運転手）とする。被災の状況により、必要な救護要員を増員する。

(2) 救護班の派遣

ア 日本赤十字社愛媛県支部は、県から救護班の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ、医療救護活動を実施する。

イ 日本赤十字社愛媛県支部の救護班は、医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び死体の処理等の応援を行う。

(3) 広域応援

ア 日本赤十字社愛媛県支部は、災害の状況に応じ近隣の支部に対し、救護班の派遣を要請する。

イ 日本赤十字社愛媛県支部は、日本赤十字社に対し、必要に応じ血液製剤の確保及び緊急輸送について援助を要請する。

ウ 日本赤十字社愛媛県支部の救護班及び血液の輸送のため必要があるときは、ヘリポート、輸送車両の確保について県に要請する。

(4) 後方医療機関への傷病者収容

ア 日本赤十字社愛媛県支部は、負傷者を県外の医療機関に収容する必要がある場合は、日本赤十字社及び近隣の支部に対し、傷病者の受入れを要請する。

11 公的医療機関・旧国立医療機関の活動

(1) 救護班の派遣

ア 公的医療機関は、県又は市町の派遣の協力要請に基づき、救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努める。

イ 旧国立医療機関は、県から救護班の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出勤させ医療救護活動を実施する。

- (2) 傷病者の受入れ
県又は市町から傷病者の受入れについて協力要請があった場合は、協力を努める。

1.2 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
- (2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

3-9-5 下水処理・し尿処理の実施

1 県の活動

- (1) 市町の要請に基づき、市町が行うし尿処理について、必要な助言と市町間の調整を行う。
- (2) 市町の要請に基づき、必要に応じて県が備蓄するポータブルトイレ等緊急援護物資を供給するとともに、民間事業者等の所有する仮設トイレについて、協定に基づき調達あっせんを行う。
- (3) 市町の要請に基づき、浄化槽の緊急点検及び応急復旧等について、協定を締結した公益社団法人愛媛県浄化槽協会に対して協力を要請する。
- (4) 市町の下水道施設の被災状況を把握し、市町から支援要請があったときは、速やかに中国・四国ブロック災害時支援連絡会議に連絡し必要な支援要請を行うほか、他県や国に対して、し尿処理の応援を要請する。また、特に、必要と認めた場合は、被災状況に応じ、市町の要請の有無にかかわらず他県や国に対し応援を要請する。
- (5) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに他県や国に対して応援を要請する。

2 市町の活動

- (1) 下水道施設の総点検を実施し、被災状況を速やかに県に連絡する。
- (2) 下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握出来るまでは、住民に水洗便所の使用をひかえ、仮設便所等で処理するよう広報を行う。
- (3) 下水道の被害状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用制限について広報を行う。
- (4) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して素掘り、仮設便所等で処理するよう指導する。
- (5) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。

3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 水洗便所は市町からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、市町に連絡するとともに、市町からの指示に従う。
- (2) 自主防災組織を中心に仮設便所の建設、消毒、管理を行う。

3-9-6 生活系ごみ処理の実施

1 県の活動

- (1) 市町の要請に基づき、市町が行うごみ処理について必要な助言と市町間の調整を行う。
- (2) 市町の要請に基づき、県内外のごみ処理業者等のあっせんを行う。
- (3) 市町の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。ただし、被災状況により応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。

2 市町の活動

- (1) 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、速やかに収集方法、仮集積場所及び収集日時を定めて住民に広報する。
- (2) 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋等を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、または処理するように指導・広報する。
- (3) 住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかにあらかじめ選択した処理場に運び処理する。なお、可能な限りリサイクルに努める。

- (4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

3 県民及び自主防災組織の活動

県民は、自主防災組織を中心として、市町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとる。

- (1) 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。
- (2) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。
- (3) 自主防災組織の清掃班を中心として、仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- (4) 仮置場のごみは、市町が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

3-9-7 災害廃棄物処理の実施

1 基本方針

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の倒壊、焼失及び解体によって発生する災害廃棄物をマニュアル（愛媛県災害廃棄物処理マニュアル）に従って迅速・適正に処理する。

2 県の活動

- (1) 災害廃棄物処理対策組織の設置
災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。
- (2) 情報の収集
ア 災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援する。
イ 市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。
- (3) 関係団体等への協力要請
収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。
ア 国、近隣県、県内非被災市町
イ 一般社団法人えひめ産業廃棄物協会
- (4) 処理方法の市町への周知
災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「愛媛県災害廃棄物処理マニュアル」等による災害廃棄物の処理方針を被災市町へ周知し、対応状況の把握を行う。

3 市町の活動

- (1) 災害廃棄物処理対策組織の設置
市町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
- (2) 情報の収集
市町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。
ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
イ 廃棄物処理施設等の被災状況
ウ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
エ 仮置場、仮設処理場の確保状況
- (3) 発生量の推計
収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
- (4) 仮置場、仮設処理場の確保
推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
- (5) 処理施設の確保
中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
- (6) 関係団体への協力の要請
収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
- (7) 災害廃棄物の処理の実施
被災状況を勘案した上で、県が示す処理指針や事前に策定した市町災害廃棄物処理計画により、災害廃棄物の処理を実施する。
- (8) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

4 事業者の活動

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、市町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

5 県民の活動

- (1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法により搬出等を行う。
- (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

3-9-8 防疫・衛生活動

津波災害における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

1 県（保健所）の活動

- (1) 災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。
- (2) 医師、保健師等による調査班を編成し、被災地域において疫学調査を行う。疫学調査の結果、必要がある場合には健康診断を実施する。
- (3) 市町からの要請に基づいて、職員を派遣する。なお、県内での対応が困難な場合には、厚生労働省又は他の都道府県に応援を要請する。
- (4) 感染症が発生したときやその恐れがあるときは、発生状況を調査したうえで、市町に対して、汚染場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除、生活用水の供給、臨時の予防接種の実施等必要な防疫活動についての指導・指示を行うとともに、これを支援する。
- (5) 市町において防疫薬剤・資機材等の確保が困難な場合には、必要な薬剤等を市町に供給する。また、県内での対応が困難な場合には、厚生労働省又は他の都道府県に応援を要請する。
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定による一類感染症及び二類感染症患者の発生した場合は、入院の勧告等を行うとともに、感染症指定医療機関等と連携して必要病床を確保したうえで、患者を医療機関へ移送する。
- (7) 被害が甚大で、市町が行うべき防疫業務が実施できないとき又は実施しても不十分であると認められるときは、感染症法に基づく措置を市町に代わって講じる。
- (8) 市町と協力して、保健師による巡回健康相談を実施するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行い、被災者の心身の健康保持に努める。
- (9) 被害状況、感染症発生状況、防疫活動状況等の必要な情報を厚生労働省に報告する。

2 市町の活動

- (1) 県に準じて防疫組織を設置し、対策を実施する。
- (2) 県の指導・指示により、汚染場所・汚染物の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除、生活用水の供給、臨時の予防接種の実施等必要な防疫活動を迅速かつ的確に実施する。
- (3) 飲料水の消毒及び衛生指導を行う。
- (4) 塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。
- (5) 防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- (6) 被災等により防疫機能が著しく阻害され、市町が行うべき防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは、県に応援を要請する。
- (7) 県（保健所）と協力して保健師による巡回健康相談を実施し、避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。
- (8) 感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、県（保健所）に報告する。
- (9) 保健所を設置する市は、県の項に定める措置のうち、感染症法により当該市が行うこととされている措置については、自ら行う。

3 県民の活動

県（保健所）及び市町の指導を受けながら、避難所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。また、自治組織を構成し、健康管理の徹底に努める。

3-9-9 保健衛生活動

津波災害に伴う被災者の健康管理を行うため、県及び市町は協力して保健衛生活動を行う。

1 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

- (1) 県は、避難所等の被災者の保健衛生活動を適切に実施するため、速やかに市町から避難所等の衛生状態など保健衛生活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康局に報告するとともに、関係者間で共有する。
- (2) 被災市町がその被災状況等により、情報収集ができない場合には、県が保健所等と連携して実施する。
- (3) 上記情報に基づき、国の助言を受け保健師等の派遣調整を行うとともに、適切な保健衛生活動を行う。

2 被災者等への保健衛生活動

- (1) 県及び市町は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。
- (2) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

3 保健師等の応援・派遣受入

- (1) 県及び市町は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により、その他の都道府県・市町村に保健師等の派遣を要請する。
- (2) 県は、被災者等の保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康局に公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の他の自治体の職員の派遣についてあせんに要請する。

3-9-10 死体の搜索及び処理

1 県の活動

- (1) 市町から要請があったときは、死体の搜索及び処理に必要な要員の派遣、死体処理器具・資材、輸送車両等の調達又はあせんを行う。
- (2) 市町から要請があったときは、必要に応じて大規模な死体収容所及び死体検案所を設置する。
- (3) 市町から要請があったときは、死体の処理及び火葬に関して近隣市町及び近隣県に協力を依頼する。受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市町に連絡する。

2 市町の活動

- (1) 警察官及び海上保安官の協力を得て、死体の搜索を行う。
- (2) 死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (3) 被害現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物等）に死体安置所を設置する。
- (4) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- (5) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (6) 市町長は、死体の搜索、処理、火葬及び埋葬について、当該市町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 搜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 搜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数

オ 死体処理に必要な器材、資材の品目別数量

(7) 災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、遺体の処理及び火葬を実施する。

3 県警察の活動（県警本部）

県及び市町と協力し、必要に応じ他の都道府県警察に応援を要請するなどにより、死体見分要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への死体の引渡し等に努める。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、市町及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。

4 県民及び自主防災組織の活動

行方不明者の情報等を市町や警察等に提供するよう努める。

3-9-11 災害時における動物（犬、猫等）の管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町、県民等による協力体制を確立する。

1 県の活動

- (1) 被災動物の広域的な把握
- (2) 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- (3) 所有者及び里親探しの情報提供
- (4) 市町等関係機関との連絡調整
- (5) 被災動物救護センターの設置
- (6) 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- (7) 愛媛県獣医師会へ負傷動物治療の協力依頼
- (8) 災害死した動物の処理
- (9) 動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布
- (10) ボランティアの確保、把握
- (11) その他動物に関する相談等

2 市町の活動

- (1) 被災動物の把握
- (2) 飼養されている動物に対する餌の配布
- (3) 危険動物の逸走対策
- (4) 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- (5) 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- (6) 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- (7) 災害死した動物の処理
- (8) その他動物に関する相談等

3 県民及び民間の活動

- (1) 被災動物の一時保護、応急処置、通報
- (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (3) 危険動物の逸走対策
- (4) ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営
- (5) その他行政への協力

3-9-12 死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、県及び市町は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

1 県の活動

- (1) 市町からの要請があったときは、埋却及び焼却処理の処分方法を指導する。
- (2) 市町からの要請があったときは、死亡した獣畜及び家きんの処理について近隣市町及び近隣県へ協力を依頼する。
- (3) 保健所長は、飼養者等から申請があったときは、処理場所が公衆衛生上適当かどうかを判断し、埋却及び焼却処理の許可（家きんの処理については、許可は不要）を与え、処理方法及び公衆衛生上必要な措置について指導する。

2 市町の活動

- (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。
- (2) 処理場所の確保について市町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

3 飼養者等の活動

- (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、保健所長の許可を受ける。
- (2) 処理場所を確保できないときは、市町へ協力を要請する。
- (3) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について保健所、市町の指導を受け、適正に処理する。

3-9-13 応急仮設住宅の確保等

1 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、被災者の住宅を応急的に確保する。

2 県の活動

- (1) 被害状況の把握
市町の被災状況により、県内全体の被災状況を把握する。
- (2) 体制の整備
応急住宅対策に関する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設
 - ア 被災状況等を基に、県内の建設戸数を決定する。
 - イ 既に協定を締結している（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や要配慮者に配慮した仕様の設定及び設計を行う。
 - ウ 状況により、知事が必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行う。
 - エ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (4) 公営住宅等の一時入居
 - ア 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空き家状況を把握する。
 - イ 県営住宅等の空き家に被災市街地復興特別措置法が適用された場合等必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。
 - ウ 必要に応じ国及び他県等へ、被災者の一時入居について要請する。
- (5) 民間賃貸住宅の応急住宅としての活用
民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。また、住宅情報等について、協定を締結した（公社）愛媛県宅地建物取引業協会との協定に基づき、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。
- (6) 応急住宅の入居者の認定及び管理
知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について、自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。
- (7) 住宅の応急修理
知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について、自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。
- (8) 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん
 - ア 県が実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、業者等に協力を求めて調達する。また、住宅の建設及び修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱

等により確保することができないときは、県又は市町が確保についてあつせんする。

イ 市町長からあつせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。

ウ 資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼する。なお、当該物資発注先において輸送できないときは、緊急輸送計画の定めるところにより措置する。

(9) 住居等に流入した土石等障害物の除去

知事は、市町長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あつせんを行う。

(10) 建築相談窓口の設置

地方局等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

3 市町の活動

(1) 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

(2) 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 建設を県から委任された場合は、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会の協力を得て建設する。

イ 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。

ウ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 応急住宅の入居者の認定

ア 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

イ 入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、自らの資力では住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させる。

(5) 市町営住宅等の一時入居

市町営住宅等の空き家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

(6) 応急住宅の管理

ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。各応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

イ 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

(7) 住宅の応急修理

ア 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

イ 市町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をとれば居住可能な住宅の応急修繕を推進する。

(8) 建築資機材及び建築業者等の調達、あつせん要請

ア 応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあつせん又は調達を要請する。

(ア) 応急仮設住宅の場合

- ① 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- ② 設置を必要とする住宅の戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

(イ) 住宅応急修理の場合

- ① 被害戸数（半焼、半壊）
- ② 修理を必要とする住宅の戸数
- ③ 修理を必要とする資機材の品目及び数量

- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

イ 住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にアッセン又は調達を要請する。

(9) 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市町長は、当該市町のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）

イ 除去に必要な人員

ウ 除去に必要な期間

エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

オ 除去した障害物の集積場所の有無

(10) 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

※資料	1	緊急援護物資	(資料編 10 - 1)
	2	緊急援護物資管理及び輸送体制	(資料編 10 - 2)
	3	市町備蓄物資一覧表	(資料編 10 - 3)
	4	家畜飼料の取扱業者一覧表	(資料編 10 - 4)
	5	米穀の調達に関する協定書	(資料編 10 - 5)
	6	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(資料編 10 - 6)
	7	災害時における自動車等の燃料の調達に関する協定	(資料編 10 - 7)
	8	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(資料編 10 - 8)
	9	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(資料編 10 - 9)
	10	災害時における物資供給に関する協定書	(資料編 10 - 10)
	11	災害時における食料（パン）の調達に関する協定	(資料編 10 - 11)
	12	災害時における応急生活物資の供給及び帰宅困難者への支援に関する協定	(資料編 10 - 12)
	13	災害時における救援物資提供に関する協定	(資料編 10 - 16)
	14	市町給水タンク保有状況一覧	(資料編 8 - 2)
	15	市町別給水能力一覧表	(資料編 8 - 3)
	16	災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定	(資料編 8 - 4)
	17	災害時における飲料水の調達に関する協定	(資料編 8 - 5)
	18	災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定	(資料編 8 - 6)
	19	災害時の医療救護に関する協定（愛媛県医師会）	(資料編 7 - 2)
	20	災害時の医療救護に関する協定（愛媛県看護協会）	(資料編 7 - 3)
	21	災害時の医療救護に関する協定（愛媛県歯科医師会）	(資料編 7 - 4)
	22	災害時の医療救護に関する協定（愛媛県薬剤師会）	(資料編 7 - 5)
	23	災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定	(資料編 7 - 6)
	24	災害時の柔道整復師支援活動に関する協定（愛媛県接骨師会）	(資料編 7 - 7)
	25	災害時における廃棄物処理の協力に関する協定	(資料編 9 - 6)
	26	愛媛県廃棄物応急処理計画作成指針	(資料編 9 - 7)
	27	愛媛県がれき・残骸物処理マニュアル	(資料編 9 - 8)
	28	災害時における仮設トイレの供給に関する協定	(資料編 9 - 9)
	29	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定	(資料編 9 - 10)

- 3 0 災害時における遺体搬送に関する協定 (資料編 7-11)
- 3 1 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定 (資料編 7-12)
- 3 2 災害時における協力に関する協定 (資料編 7-13)
- 3 3 生活衛生関係営業に係る災害時支援協定 (資料編 10-15)
- 3 4 災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定 (資料編 10-17)
- 3 5 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (資料編 12-4、5)
- 3 6 大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書 (資料編 12-10)
- 3 7 市町別災害救助法適用基準表 (資料編 13-2)
- 3 8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 (資料編 13-3)
- 3 9 災害救助基金の概要 (資料編 13-4)

第10章 応急教育活動

【私学文書課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課】

学校施設等が津波により被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実業を行うことができない場合、県及び市町教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護の措置を実施する。

3-10-1 応急教育計画の作成

1 実施責任者

- (1) 市町立学校の応急教育は、市町教育委員会が実施する。
- (2) 県立学校の応急教育は、県教育委員会が実施する。
- (3) 私立学校の応急教育は、設置者が実施する。
- (4) 国立学校の応急教育は、管理者が実施する。
- (5) 知事又は県教育委員会教育長は、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、市町教育委員会、又は県立学校の要請により必要な措置を講じる。

2 応急計画

学校長は、学校の立地条件も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設の応急整備、応急計画の方法等について計画を定めておく。

- (1) 県は、市町立学校に対し、耐震設計法等に基づき、計画的に補強・改築等の必要な処置をとるよう支援・協力する。
- (2) 県立学校においては、必要に応じて施設・設備等の点検を行い、その状況により改築・改造を行い、防災機能の強化を図る。

3 応急措置

- (1) 実施責任者は、施設の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と密接な連携をとり、被害が少ない地域の学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げや応急仮設校舎の建設等速やかに授業ができるよう措置する。

なお、応急仮設校舎の建設に当たっては、被害の状況により、必要があるときは市町又は地域の住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させる。

- (2) 学校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図

るため、次の措置を講じるとともに、必要に応じて被害状況等を実施責任者へ報告する。

ア 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じること。

イ 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休業等適切な措置を講じること。

ウ 災害の規模に応じて、児童生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに

に、関係機関と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

4 応急教育の実施

学校の施設が被災し又は学校が地域の避難所となった場合は、県又は市町は次の方法により応急教育を実施する。

- (1) 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお被害の状況により、必要があるときは市町又は地域住民等の協力を求める。
- (2) 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童、生徒等及び保護者に連絡する。
- (3) 全児童、生徒等を学校へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じる。

- (4) 児童、生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。
- (5) 教育活動の再開に当たっては、児童、生徒等の登下校時の安全確保に留意する。

5 学校が地域の避難所になる場合の留意事項

- (1) 学校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、管理者に対し、その利用について必要な指示をする。
- (2) 教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合には、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、市町等と必要な協議を行う。

6 教科書等学用品の調達

学用品の給付は、災害救助法を適用した場合、知事が行うものとするが、知事が委任した場合、市町長が行う。

なお、災害救助法が適用されない高校生の教科書等学用品の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

3-10-2 高等学校及び中等教育学校（後期課程）生徒の災害応急対策への協力

学校長は、登校可能な生徒に対し、教職員の指導監督のもとに学校の施設・設備等の応急復旧整備作業に可能な範囲で協力を求める。

また、状況に応じ、地域における応急復旧又は救援活動等に協力するよう指導する。

- | | | | |
|-----|---|----------------------|-----------|
| ※資料 | 1 | 災害救助法の適用について | (資料編13-1) |
| | 2 | 市町別災害救助法適用基準表 | (資料編13-2) |
| | 3 | 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 | (資料編13-3) |

第 1 1 章 要配慮者に対する支援活動

【危機管理課、保健福祉課、健康増進課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課】

県及び市町は、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の津波避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

3-11-1 県の活動

県は、要配慮者及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都道府県、他市町への応援要請等、広域的な観点から次の協力・援助・支援活動を行う。

- (1) 要配慮者及び社会福祉施設等のり災状況の把握
- (2) 要配慮者への情報提供
- (3) 応援要員の派遣
- (4) 他県及び他市町への応援要請
- (5) 一時保護が必要な要保護者への一時入所あつせん・調整
- (6) 被災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦資金の住宅資金貸付
 - ア 実施機関 県
 - イ 貸付対象 災害等により住宅が半壊・全壊した場合等
 - ウ 貸付額 母子及び寡婦福祉法施行令第7条の額

3-11-2 市町の活動

- (1) 避難行動要支援者の避難
市町は、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランに基づき、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。
- (2) 避難所等への移送
市町は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講じる。
なお、避難所へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。
 - ア 避難所への移動
 - イ 病院への移送
 - ウ 施設等への緊急入所
- (3) 応急仮設住宅への優先的入居
市町は、応急仮設住宅への収容にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。
- (4) 在宅者への支援
市町は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者ややむを得ず避難所に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供する。
 - ア 被災障害者に対する援助
 - (ア) 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
 - (イ) 被災障害者の更生相談
- (5) 応援依頼
市町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

第 1 2 章 孤立地区に対する支援活動 【消防防災安全課、危機管理課】

県及び市町は、津波による孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

3-12-1 県の活動

県は、孤立地区に対し、市町ほか関係機関と連携し次の措置を行う。

- (1) 県防災ヘリコプター等による情報収集、救出、物資輸送
- (2) 自衛隊、県警察本部等への航空偵察の要請
- (3) 緊急支援物資の確保・あっせん

3-12-2 市町の活動

市町は、孤立地区に対し、次の措置を行う。

- (1) 孤立地域の把握
- (2) 衛星携帯電話等による外部との通信手段の確保
- (3) 緊急救出手段の確保（ヘリコプター・バイク・船舶）
- (4) 集団避難の勧告・指示の検討
- (5) 住民不在地域における防犯パトロールの強化
- (6) 緊急支援物資の確保・搬送

第13章 応援協力活動・ボランティア等への支援

【消防防災安全課、危機管理課、保健福祉課、国際交流課、県警本部、第六管区海上保安本部、自衛隊】

大規模地震による激甚な津波災害が発生した場合においては、広範な地域に被害がおよび、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、各機関は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあつては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

また、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

3-13-1 行政機関の応援活動

1 県の活動

(1) 指定行政機関等に対する職員の派遣の要請

ア 知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し職員の派遣を要請する。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

(ア) 派遣のあつせんを求める理由

(イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣あつせんについて必要な事項

(2) 指定行政機関等に対する応急措置等の実施の要請

知事は、県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認められる場合は、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し応急措置の実施を要請する。

また、災害応急対策を実施するため必要があると認められる場合は、災害対策基本法第74条の3の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援又は災害応急対策の実施を要請する。

(3) 指定行政機関等に対する物資又は資材の供給の要請

知事は、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 他県及び民間事業者等に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、四国、中四国及び全都道府県の各都道府県知事並びに民間事業者等とあらかじめ締結した大規模災害時の広域応援等に関する協定に基づき、応援を要請する。また、地方公共団体間での要請等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと判断する場合は、内閣総理大臣に対して、他の都道府県知事に対して本県又は市町を応援することを求めるよう求める。

(5) 市町に対する応援

ア 知事は、市町長から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について支援・協力を行う。また、知事は、被災

市町の業務レベルが著しく低下したと判断される場合には、市町長からの応援要請の有無に関わらず、災害応急対策等について支援・協力を実施するほか、災害対策基本法第 73 条 1 項の規定に基づき、応急措置の代行を行う。

イ 知事は、市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、他の市町長に対し、次の事項を示して、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

- (7) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他応援に関し必要な事項

ウ 知事は、市町長から広域一時滞在について助言を求められた場合は、これについて助言を行い、都道府県外広域一時滞在についての協議要求があった場合は、他の都道府県知事と協議を行うものとする。また、市町が被災によりその事務を行うことができなくなった場合であって、被災住民の生命、身体を保護し、又は居住場所の確保が困難な場合において、広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞の必要があると認めるときは、被災市町の市町長に代わって広域一時滞の協議を行い、又は当該市町長からの要求を待たずに都道府県外広域一時滞の協議を行う。

(6) 民間団体等に対する応援協力の要請

ア 応援協力要請の対象となる民間団体等

- (7) 青年団体、婦人団体、商工団体、農林水産団体、日本赤十字社奉仕団
- (イ) 大学、高校、各種講習所、養成所等の学生・生徒
- (ウ) その他、奉仕活動を申し入れたボランティア団体等

イ 応援協力要請の時期及び要請事項

知事は、市町長から要請があったとき、又は知事が必要と認めるときは、次の事項を示して応援協力を要請する。

- (7) 応援協力を要請する人員
- (イ) 作業内容
- (ウ) 作業場所
- (エ) 集合場所
- (オ) その他応援協力要請に関し必要な事項

2 県警察の活動

(1) 警察災害派遣隊の運用

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、警察庁及び四国管区警察局長の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣等広域的な応援のための措置をとる。

(2) 都道府県に対する援助要請

公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法（昭和 22 年法律第 162 号）第 60 条に基づく援助要請を行う。

ア 援助を必要とする理由

イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品及び期間

ウ 援助を必要とする場所

エ 県内経路（特に道路の損壊がある場合）

オ その他必要事項

3 消防機関の活動

(1) 県内の消防応援

地震が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは災害の防御が困難または困難が予想される場合は、災害の態様や動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 43 条）を速やかに行う。

なお、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づく応援要請にあたっては、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

(2) 緊急消防援助隊

知事は、被害の状況により消防庁緊急消防援助隊の応援の必要があると認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。

- ア 災害の状況及び応援要請の理由
- イ 応援要請を行う部隊と人員、装備、資機材等
- ウ 応援部隊の進入経路及び集結場所
- エ 指揮体制及び無線運用体制
- オ その他必要事項

緊急消防援助隊の要請先は次のとおり。

区分		平日 (9:30~18:15)	左記以外
回線別		総務省消防庁広域応援室	総務省消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7552	03-5253-7553
消防防災無線	電話	63-90-49013	63-90-49102
	FAX	63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	64-048-500-90-49013	64-048-500-90-49102
	FAX	64-048-500-90-49033	64-048-500-90-49036

4 市町の活動

(1) 知事等に対する応援要請等

市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

また、都道府県外広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

(2) 他の市町長等に対する応援要請

市町長は、当該市町の地域にかかる災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を要請する。また、被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町長と協議する。

応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

なお、消防に関する応援要請については、消防組織法第39条に基づき締結された「愛媛県消防広域相互応援協定」による。

(3) 関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対する応援要請

市町長は、当該市町の地域にかかる災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するほか、知事に対してこれらの機関の職員の派遣についてあせいを求める。

5 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策の実施に際して、県外から必要な応援要員・部隊を受け入れた場合、知事及び派遣先の市町長は、これらの要員・部隊の進出・活動する拠点として、あらかじめ指定した広域防災拠点を提供するほか、各機関の要請に応じて、公園や道の駅等の施設で、進出・活動のための拠点として利用可能なものについても、可能な限り準備する。

3-13-2 ボランティア等の支援活動

1 県の活動

- (1) 県災害救援ボランティア支援本部の設置
県は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、愛媛県社会福祉協議会と連携して、県災害救援ボランティア支援本部（以下「県支援本部」という。）を県ボランティアセンター内に設置する。
- (2) 県支援本部の構成メンバー
県支援本部は、県社会福祉協議会、NPO、ボランティア関係団体、ボランティア・コーディネーター等で構成する。
- (3) 県支援本部の任務
 - ア 県内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティア不足状況等の把握
県、市町、市町災害救援ボランティア支援本部（以下「市町支援本部」という。）やボランティア団体等からの情報を取りまとめ、県内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。
 - イ ボランティアや被災住民等に対する情報提供窓口の開設
被災地の状況や救援活動状況やボランティアあっせん窓口等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。
 - ウ ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備
ボランティアが不足すると考えられる場合等において、必要人員、活動内容、活動拠点等の必要な情報をマスコミに提供すること等により、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。
 - エ ボランティアのあっせん
市町支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。
- (4) 県支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供
被災地の状況、救援活動の状況等の情報を提供する県の窓口を開設するとともに、地方局庁舎その他県有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。
また、ボランティア活動に必要な資機材を、可能な限り貸出すことにより、災害救援ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。
- (5) 県は、職員のボランティア休暇制度の周知を図り、ボランティア活動参加への支援に努める。

2 市町の活動

- (1) 市町災害救援ボランティア支援本部の設置
市町は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、市町社会福祉協議会と連携して、市町支援本部（必要に応じて支部を設置。）を市町ボランティアセンター内等に設置する。
- (2) 市町支援本部の構成メンバー
市町支援本部は、市町社会福祉協議会、市町ボランティアセンター、市町NPO支援センター、NPO、ボランティア関係団体、ボランティア・コーディネーター等で構成する。
- (3) 市町支援本部の任務
 - ア ボランティア活動に関する情報収集
県、市町、ボランティア団体や被災住民等からの情報を取りまとめ、市町内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。
 - イ ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設
被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。
 - ウ ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備
ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。
 - エ ボランティアのあっせん
被災住民、県災害救援ボランティア支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が

出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

(4) 市町支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を市町支援本部等に提供するとともに、市町庁舎その他所有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。

また、ボランティア活動に必要な資機材を、可能な限り貸出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

3-13-3 自衛隊の活動

1 自衛隊の情報収集・伝達活動（自衛隊）

気象庁等から県内において震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、陸上自衛隊第14特科隊長は、車輛による地上偵察を実施するとともに、上級部隊が行う航空機や艦艇等の偵察による当該地震発生地域及びその周辺の情報を収集する。

また、収集した情報は、直ちに県等防災関係機関に伝達する。

2 自衛隊の災害派遣の要請

人命及び財産の救助のためにやむを得ないと認められる事態で、他に実施可能な組織等がない場合において、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、知事は、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、派遣の必要が無くなった場合は、直ちにその旨を連絡する。

(1) 派遣要請事項

- ア 車両、航空機等による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- オ 消防機関に協力して行う消火活動
- カ 道路又は水路の確保の措置
- キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 被災者に対する給食及び給水支援
- コ 防災要員等の輸送
- サ 連絡幹部の派遣
- シ その他知事が必要と認める事項

(2) 派遣要請手続

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、まず、陸上自衛隊第14特科隊長に要請する。

また、海上自衛隊又は航空自衛隊の派遣を必要とする場合は、海上自衛隊呉地方総監又は航空自衛隊西部航空方面隊司令官あてに要請を行う。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(3) 市町長等の災害派遣要請の要求の依頼手続

市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請について(2)のア～エの事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう要求する。

ただし、緊急の場合は、県防災通信システム（地上系）等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。

また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第14特科隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

3 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、

自主的に部隊等を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること
- (4) その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

4 自衛隊の救援活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況や他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容や現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
車両、艦艇、航空機など状況に適した手段による偵察
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、傷病者等の捜索救助
- (4) 水防活動
堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
- (5) 消火活動
消防機関に協力して行う消火活動
- (6) 道路、水路等交通上の障害物の排除
施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援
被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
- (8) 通信支援
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援
- (9) 人員、物資の緊急輸送
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 給食及び給水の支援
被災者に対する給食、給水及び入浴支援
- (11) 宿泊支援
被災者に対する宿泊支援
- (12) 危険物等の保安、除去
能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

5 自衛隊の救護班の編成

陸上自衛隊第14特科隊長は、応急医療、救護及び防疫のため、必要に応じ救護班（チーム）を派遣する。

6 自衛隊との連絡体制

- (1) 情報交換

知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第14特科隊を通じて第14旅団司令部、海上自衛隊にあっては呉地方総監部、航空自衛隊にあっては西部航空方面隊司令部と密接な情報交換を行う。

機 関 名	電話番号	県防災通信システム(地上系)	FAX
陸上自衛隊第14特科隊	089-975-0911	6-6218	089-975-0911
海上自衛隊呉地方総監部	0823-22-5511	(衛星) 64-034-101-158	0823-22-5692
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	092-581-4031	—	092-581-4031

(2) 連絡班の派遣等

知事は、災害発生を予想する段階に至った場合は、陸上自衛隊第14特科隊長に対し、県災害対策本部又は県災害警戒本部（本部開設前には、危機管理課）に連絡班の派遣を依頼し、派遣要請の接受及びこれにともなう措置の迅速化を図る。

ア 陸上自衛隊第14特科隊を通じて、陸、海、空部隊に対し、連絡班の派遣を要請する。

イ 自衛隊派遣業務の円滑化を図るため、災害対策本部（災害警戒本部）又は地方本部に自衛隊連絡室を設置し連絡調整を行う。

(3) 自衛隊支援活動の総合調整

知事は、派遣部隊の長と協議し、対策の緊急性、重要性を判断し支援活動の優先順位を定め、自衛隊の実施する活動が円滑かつ効果的に実施されるよう調整を行う。

7 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

県及び市町は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資機材の準備

市町は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、次により可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、救援活動に支障がないよう措置を講じる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び資機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 派遣部隊の受入れ

市町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。

8 災害派遣部隊の撤収

知事は、当該市町長から撤収の要請があり、派遣部隊の長及び自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第14特科隊長、海上自衛隊呉地方総監又は航空自衛隊西部航空方面隊司令官に対し、派遣部隊の撤収を要請する。

9 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため要した経費は、原則として派遣を受けた市町が負担するものとし、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備に関するものを除く）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市町が協議する。なお、必要に応じて県が協議する。

3-13-4 海上保安庁の支援

1 海上保安庁に対する支援要請

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請する。

(1) 支援要請事項

- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

(2) 支援要請手続き

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、松山海上保安部を窓口として海上保安庁第六管区海上保安本部長に要請する。

ただし、緊急を要するときは、県防災通信システム（地上系）等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、松山海上保安部との連絡が困難である場合には、第六管区海上保安本部若しくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）。

- ア 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を必要とする期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

(3) 市町長の支援要請の依頼手続き

市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し海上保安庁の支援について(2)のア～エの事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災通信システム（地上系）等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

2 海上保安庁との連絡

(1) 情報交換

知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、海上保安部と密接な情報交換を行う。

(2) 連絡員の派遣

地震が発生したときは、松山海上保安部に対し連絡員の派遣を要請する。

機 関 名	電話番号	県防災通信システム（地上系）	FAX
松山海上保安部	089-951-1197	6-6216	089-951-7796
第六管区海上保安本部	082-251-5111	（衛星）64-034-101-159	082-251-5185

3-13-5 外国からの応援活動

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、自ら作成する受入れ計画に基づいて、県が受け入れる。

県は、受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう、県国際交流センター等を通じて通訳ボランティアを確保するとともに、市町等関係機関と連携を図りながら必要な支援を行う。

- ※資料 1 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定 (資料編17-1)
- 2 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目 (資料編17-2)
- 3 愛媛県広域応援・受援計画 (資料編17-3)
- 4 中国・四国広域応援協定 (資料編17-4)
- 5 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 (資料編17-5)
- 6 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目 (資料編17-6)
- 7 愛媛県警察災害警備用装備資機材一覧表 (資料編18-7)

8	愛媛県消防広域相互応援協定書	(資料編 4 - 2)
9	愛媛県消防広域相互応援計画	(資料編 4 - 3)
10	緊急消防援助隊受援計画	(資料編 17 - 9)
11	緊急消防援助隊愛媛県応援実施計画	(資料編 17 - 10)
12	ボランティア等の応援活動	(資料編 18 - 4)
13	自衛隊派遣要請計画	(資料編 17 - 11)
14	陸上自衛隊災害派遣装備品	(資料編 17 - 12)
15	広域防災拠点	(資料編 17 - 13)
16	海上保安部所属巡視船艇	(資料編 11 - 7)
17	海上保安部航空機要目	(資料編 11 - 9)
18	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	(資料編 5 - 6)
19	大規模災害時における救援支援活動に関する協定	(資料編 5 - 7)
20	災害時における水輸送の協力に関する協定	(資料編 10 - 13)

第14章 通信放送施設の確保及び放送事業者の活動

【危機管理課、県警本部、日本放送協会（松山放送局）、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、今治シーエーティービー株式会社、宇和島ケーブルテレビ株式会社、株式会社ハートネットワーク、株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸、株式会社四国中央テレビ、西予CATV株式会社、一般財団法人八西CATV】

大規模地震発生時には、建物の倒壊に伴う通信施設の損壊や地盤の揺れ等による中継所等通信関連施設の破壊が予想されるため、県、市町及び各防災関係機関等は、代替手段の確保等効果的な応急対策を実施する。災害時の無線局運用にあたっては、通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じて通信統制を行うなど通信の運用に支障をきたすことがないように努める。

また、放送は、地域住民等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠なものであるため、放送事業者は、津波警報や被害情報等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、発災後も円滑に放送が継続できるよう被災防止措置を講じるものとする。

3-14-1 通信施設

1 県防災通信システム施設

- (1) 県防災通信システム（衛星系・地上系）施設に障害が発生した場合、予備機切替え等により回線を確保し、保守要員による速やかな復旧措置を講じる。
- (2) 県防災通信システム（衛星系・地上系）施設の障害に対し、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努める。

2 市町防災行政無線施設

市町に設置する防災行政無線の設備に障害が発生した場合、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努める。

3 警察無線通信施設

- (1) 固定局の障害については、高出力型携帯無線機又は自動車用無線機を固定局の代行として運用する。
- (2) 中継局施設に障害がある場合は、代行中継局又は臨時中継局を開設して通信の確保を図る。

3-14-2 放送施設

- (1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、非常用の予備機材を用いて仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
- (2) 応急復旧に必要な資機材を早急に確保し、機器、設備等の機能回復の措置を講じる。

3-14-3 放送事業者

- (1) 大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報及び津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努める。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検及びその他の被災防止措置を講じる。

第15章 ライフラインの確保

【消防防災安全課、原子力安全対策課、環境政策課、都市整備課、発電工水課、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、四国電力株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、四国ガス株式会社、四国財務局、日本銀行】

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、津波災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、国、県、市町は情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先的に行う。

3-15-1 水道施設

市町及び水道事業者は、災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

また、配管の仮設等による応急給水に努める。

3-15-2 下水道施設

下水道管理者は、下水道施設が被災したとき、重大な機能障害、二次災害の危険性をとり除くための措置を講じる。

1 管渠

周辺住民に対して一時的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

2 終末処理場、ポンプ場

本復旧までの一時的な処理場機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更、仮設沈殿池などの応急復旧を実施する。

被害が甚大な場合は、住民に対して下水道の使用を中止するよう広報する。

3-15-3 工業用水道施設

- (1) 工業用水道事業者は、地震発生後、各事業者ごとに緊急時供給計画等に基づき、速やかに配水施設等の被害状況の調査を行い、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等必要な措置を講じる。
- (2) 被害の拡大防止と応急復旧等用水の確保に必要な措置を講じる。
- (3) 必要に応じ、広域的応援体制をとるよう努める。
- (4) 可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

3-15-4 電力施設

電力事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

1 災害対策組織の編成

電力事業者は、震災時に、直ちに定められた防災体制を確立する。

2 電力供給の確保

電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等に必要な措置を講じる。

また、電力供給施設に災害等が発生し、停電した場合は、迅速に復旧を行うとともに、速やかに電力供給施設等の被害状況の調査を行い、被害の拡大防止と応急復旧等電力供給に必要な措置を講じる。

なお、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じる。

3 他電力会社間の電力融通

震災時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他地域からの融通等により供給力を確保する。

4 災害時における広報

電力事業者は、被害状況及び措置に関して関係機関に連絡するとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を行う。

5 対策要員等の確保

電力事業者は、防災業務計画による出動体制に基づき対策要員を確保するとともに、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

6 災害復旧用資機材の確保

電力事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

7 広域応援体制の確立

電力事業者は、対策要員や復旧資機材の確保、電力の融通などの応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

8 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

9 設備の応急復旧

電力事業者は、次のとおり各種設備の応急復旧を行う。

ただし、電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明らかにするよう努める。

- (1) 水力・火力・原子力発電設備
共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- (2) 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。
- (3) 変電設備
機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用により復旧する。
- (4) 配電設備
応急復旧工法標準マニュアルにより迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。
- (5) 通信設備
可搬型電源、移動無線機等の活用により通信回線を確保する。

10 原子力発電施設による電力供給確保対策

- (1) 基本方針
国、県及び四国電力株式会社等の関係機関は、地震発生時における原子力発電所の安全確保対策について万全を期する。

なお、原子力防災対策については、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）により実施する。

(2) 四国電力の安全確認

伊方発電所においては、地震を検知した場合は、直ちに運転員が中央制御室の計器により運転状況を確認するとともに、検知された地震の加速度に応じて設備の巡視点検を行う。

なお、異常が発見された場合は、伊方発電所原子炉施設保安規定に基づき、原子炉を手動停止する等の必要な措置を講じるとともに、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、速やかに関係機関へ連絡する。

(3) 国の安全確認

伊方発電所に常駐している原子力規制委員会原子力規制庁原子力保安検査官は、運転管理状況を確認するとともに、必要な指導を行う。

(4) 通報連絡計画

伊方発電所から関係機関への通報連絡については、次の通信設備や経路を確保して的確に行う。

ア 県や伊方町などとの間に設置している直通専用回線（N T T専用回線）及び県防災行政無線

イ 経路、種類の異なる通信系統（マイクロ波無線2系統、光通信1系統）を多重設置している四国電力保安用電話回線

ウ 携帯電話

3-15-5 ガス施設

1 応急措置及び復旧対策

- (1) ガス事業者は、製造所において設備の運転に危険を及ぼす震度の地震が発生した時には、設備を緊急停止し、設備の緊急点検及び被災設備の応急保安処理を行い、二次災害の防止を図る。
- (2) ガス施設、住居、道路等の被害状況及びガス施設の点検結果により、ガス供給を地域的に遮断する。
- (3) 製造所の設備及びガス導管等の災害復旧は、事業者の支店及び関連会社等により速やかに復旧する。
- (4) 製造所等の被災した設備が復旧された後、設備の安全性を確認のうえ、ガスの製造を再開する。
- (5) 供給停止地域については、ガス施設の安全を確保した地区から、速やかにガス供給の再開を行う。
- (6) 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。

2 動員・応援体制

- (1) ガス事業者は、動員計画に基づき要員の確保に努めるとともに、必要に応じて、本店及び他支店等への応援要請を行う。
- (2) 災害の規模に応じて、日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

3 資材の確保

ガス事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は、本店、支店及びメーカー等から緊急転用措置をとる。

4 広報の実施

- (1) ガス事業者は、防災関係機関や報道機関に対して、被災の概況、復旧の現状と見通し等について情報の提供を行う。
- (2) 利用者に対しては、報道機関による放送や広報車等を活用し、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

3-15-6 電信電話施設

1 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

震災時には、次により臨時的措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るとともに、被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

(1) 通信の非常疎通措置

ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ、災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定

めるところにより、臨時に利用制限等の措置を行うほか、災害用伝言ダイヤルサービスを提供する。
ウ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 警察、消防、鉄道通信、その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

オ 携帯電話や他事業者網と固定網の優先接続の引継ぎの実施による重要通信の確保を行う。

(2) 通信の途絶措置

ア 衛星通信無線車、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の復旧を図る。

イ 電力設備被災局には、移動電源車を使用し、復旧を図る。

ウ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置により復旧を図る。

(3) 被災地の情報伝達支援

ア 災害救助法が適用された地域については、特設公衆電話を設置するとともに、停電時には公衆電話の無料化を図る。

イ 行政やボランティア等から発信される情報や被災者からの情報を円滑に伝達させるため、日常使用しているコンピュータネットワークの復旧を図る。

(4) 設備等の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等は、被災状況に応じた復旧工事を実施し、優先的に重要通信を確保する。

イ 災害発生後、速やかに被害状況把握や緊急回線作成を行うため、NTT西日本四国事業本部で約200名（NTT西日本愛媛支店で約60名）程度のレスキュー隊が編成できるよう復旧要員を登録している。

ウ アクセス系の被災状況を半日間で大まかに推定、4日程度で被災設備を完全に把握できるようにしている。

2 株式会社NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講じる。

(1) 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

(2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとる。

(3) iモード災害用伝言板の開設

3 KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講じる。

(1) 電気通信施設の整備及び保全

(2) 災害時における電気通信の疎通

(3) 災害用伝言板サービスの提供

3-15-7 応急金融対策

1 基本方針

大規模地震発生時には、関係機関が密接な連携をとりながら、金融機関等の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置等を適切に講じる。

2 現金供給の確保及び決済機能の維持

(1) 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のため必要な措置を講じる。

(2) 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援する。

3 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のため、必要な措置を講じるとともに、金融当局及び関係行政機関はこれを支援する。

4 非常金融措置の実施

国（四国財務局松山財務事務所）及び県は、日本銀行松山支店と協議のうえ、金融機関に対して次のような非常措置をとるようあつせん、指導を行うとともに、報道機関等の協力を得て県民に対して周知徹底

を図る。

- (1) 営業時間の延長、休日臨時営業等
- (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実効等について特別取扱い
- (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
- (4) 損傷銀行券及び貨幣の引替えに関する必要な措置

- ※資料 1 伊方原子力発電所からの通信施設概要図 (資料編 8-1)
- 2 災害時における応急対策活動に関する協力協定 (資料編 8-7)

第16章 公共土木施設等の確保

【総務管理課、情報政策課、農地整備課、漁港課、河川課、砂防課、港湾海岸課、道路維持課、都市整備課、松山空港事務所】

公共土木施設等における津波被害からの復旧対策のため、発災後、直ちに所管する施設・設備の調査を専門技術者により実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行う。

また、余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、協定を締結した（一社）愛媛県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送道路、公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

3-16-1 道路施設

道路管理者は、管理する道路について、早急に被災状況を把握し、国土交通省等へ報告するほか、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。

また、被災の状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講じるものとし、迂回路が確保できない場合は、仮道、仮栈橋の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じる。

3-16-2 海岸保全施設

海岸管理者は、堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び施設の増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

3-16-3 河川管理施設

河川管理者は、堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門、排水機等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

3-16-4 砂防等施設

砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の管理者は、砂防等施設の巡回（パトロール）を行うほか、砂防ボランティアによる現地調査報告や地域住民からの連絡等により、指定地等の被害情報を収集し、関係機関に連絡するとともに、施設の点検を行う。

また、余震や豪雨に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生する恐れがある場合は、危険箇所への立入禁止措置や、ビニールシートで覆うなど必要な応急措置に努める。

砂防等施設が損壊したり、二次災害の恐れのある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとともに施設の機能復旧に努める。

なお、避難等が必要な場合は、速やかに当該市町へ状況の連絡を行う。

3-16-5 港湾施設

港湾管理者は、地震後、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行うほか、関係機関の協力を得て、危険箇所への立入り禁止措置や機能欠損箇所の応急修繕、情報伝達等必要な措置を講じる。

また、港湾区域の航路等について、沈船、漂流物により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努める。

なお、港湾施設は、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、速やかに応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

3-16-6 漁港施設

漁港管理者は、地震後直ちに漁港施設の調査を実施し、被災状況の把握や二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関に報告する。

また、漁港区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努める。

なお、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。

3-16-7 空港施設

空港管理者は、滑走路、エプロンその他の空港施設が被害を受けた場合、空港施設の復旧に努める。

施設に被害を受けた場合には、空港業務を部分的にでも再開するため、応急復旧に努め、緊急物資等の輸送機能の確保に必要な措置をとる。

3-16-8 鉄道施設

1 応急復旧及び復旧対策

- (1) 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- (3) 早期の運転再開を期するため、復旧工事を行う業者に協力を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- (4) 非常緊急にかかわるものの輸送を速やかに行う。

2 旅客等への広報

- (1) 乗務員は、災害の情報等について、必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等をできるだけ速やかに放送して混乱の防止を図る。
- (2) 駅長は災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため、被害状況等について放送等を行う。

3 避難誘導

- (1) 乗務員は、列車又は線路建造物等の被害による危険が大きいと予測される場合や沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断した場合は、旅客を安全な場所に誘導する。
- (2) 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないように努めるとともに、消防救急機関等への早期通報を行う。

3-16-9 農業用ダム、ため池及び用水路

1 被害状況の把握

施設管理者は、農業用ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。

2 応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶ恐れがある下流域の市町長、警察署長及び消防署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講じる。

3-16-10 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

1 被害状況の把握

庁舎等の施設管理者は、地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

2 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

3-16-11 情報システム

県、市町及びその他関係機関は、地震災害時の情報システムの確保対策として、次の措置を講じる。

- (1) 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) 情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

3-16-12 都市公園施設

都市公園施設の管理者は、地震後、職員を現地に派遣して早急に被害状況を把握するとともに、状況に応じ使用や立入を禁止する措置を行う。

また、都市公園は、避難場所、避難所として利用される場合が多いため、被害を受けた施設は、速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る

- | | | | |
|-----|---|-------------------------|------------|
| ※資料 | 1 | 都市公園現況表 | (資料編12-7) |
| | 2 | 災害時における車両等の排除業務に関する協定 | (資料編11-28) |
| | 3 | 災害時における車両等の排除業務に関する細目協定 | (資料編11-29) |

第17章 危険物施設等の安全確保 【消防防災安全課、業務衛生課】

大規模地震に伴う津波により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出その他の事故が発生した場合は、被害の拡大防止と、軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

3-17-1 危険物施設

1 県の活動

防災関係機関と密接な連携をとり、複数の市町の区域にわたって設置されている移送取扱所における危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。

2 市町の活動

- (1) 関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
 - ア 危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送の停止措置
 - イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - ウ 危険物施設の応急点検
 - エ 施設の管理責任者と連携し、災害を防止するための消防活動や救出、広報活動避難の指示等必要な応急対策の実施
- (2) 火災の防御は、市町の消防機関が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、必要に応じ、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

3-17-2 高圧ガス施設

1 事業者の活動

高圧ガス施設が、危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。

2 県及び関係機関の活動

県は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認める時は、高圧ガス製造事業者、高圧ガス貯蔵事業者、高圧ガス消費事業者等に対し、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

3 流出容器の対策

流出した容器は、容器所有者が回収し処分することが原則であるが、大規模な災害では所有者不明の容器が発生する可能性が高いため、関係団体により津波による被害発生時の容器回収の協力体制を構築しておく

3-17-3 毒物劇物貯蔵施設

1 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、地震により毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じる。

2 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染する恐れがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

3-17-4 火薬類製造施設・貯蔵施設

1 事業者の活動

火薬庫が、危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。

2 県及び関係機関の活動

県は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認める時は、火薬類製造事業者、火薬庫設置事業者に対し、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、火薬庫等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

- ※資料
- | | | |
|---|--------------------------|---------------|
| 1 | 毒物劇物製造業者名簿 | (資料編 1 4 - 1) |
| 2 | 毒物劇物貯蔵施設等の災害時における緊急通報系統図 | (資料編 1 4 - 2) |
| 3 | 毒物劇物の災害時における事故処理要領 | (資料編 1 4 - 3) |

第18章 社会秩序維持活動 【県民生活課、県警本部】

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、県、県警察及び市町は、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

3-18-1 県の活動

1 県民への広報

被災住民をはじめ県民に対して正確な情報を迅速に提供するとともに、県民のとるべき措置等について呼びかけを行うなど、流言飛語をはじめ各種の混乱の発生を防止し、民生の安定を図り、社会秩序の維持に努める。

2 生活関連商品の価格、需給状況、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じ、愛媛県消費生活条例に基づき、次により物価の安定を図る。
 - ア 商品を指定し、物価監視を行う。
 - イ 事業者に対し調査、指導を行い、必要に応じ勧告又は公表を行う。
 - ウ 生活関連商品を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
- (3) 関係機関への協力要請
 - 国、他の都道府県、事業者団体等に対し、必要に応じ次の事項について協力要請を行う。
 - ア 情報提供
 - イ 調査
 - ウ 集中出荷
 - エ その他の協力
- (4) 物資収容等の措置
物資の円滑な供給を確保するため、必要があるときは、物資の保管命令や物資の収容等の措置をとる。
なお、強制措置の実施は、慎重に扱うとともに関係者に対し常にその趣旨の徹底を図り協力を求める。

3 国に対する緊急措置の要請

県は、生活関連商品の著しい不足や価格の異常な高騰など消費生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合、国に対し緊急措置の実施を要請する。

3-18-2 県警察の活動

1 警察独自及び自主防犯組織等との連携による安全の確保

- (1) 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。
- (2) 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。
加えて、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
- (3) 警察署等において、地域の自主防犯組織等との安全確保に関する情報交換、住民等からの相談受けなどにより、住民等の不安の軽減に努める。

2 銃砲、刀剣類に対する措置

- (1) 銃砲、刀剣類による犯罪を予防し治安を維持するため、銃砲等の所有者に所在確認と保管の徹底を指導する。

- (2) 避難している場合は、銃砲保管業者に一時保管委託をするように指導する。
- (3) 銃砲、刀剣類の運搬又は携帯の禁止等の緊急措置を講じる。
- (4) 銃砲、刀剣類の製造及び販売業者に対しては、特に、盗難等の事故防止のため厳重な保管を指導する。

3 関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救援活動等を行う関係機関に対し、可能な限り協力する。

3-18-3 市町の活動

1 住民への広報

市町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、当該市町の地域に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生する恐れがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、住民のとりべき措置等について呼びかける。

2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

3 県に対する要請

市町は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めるときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

- | | | | |
|-----|---|------------------------------|------------|
| ※資料 | 1 | 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定（緊急放送要請） | （資料編 5-2） |
| | 2 | 災害時等における報道要請に関する協定 | （資料編 5-3） |
| | 3 | 防災業務に従事する人員の状況 | （資料編 18-6） |

第4編 災害復旧・復興対策

津波による被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら県、市町が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、県、市町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1章 災害復旧対策

【農地整備課、漁港課、河川課、港湾海岸課、砂防課、道路維持課、都市計画課、都市整備課、建築住宅課、義務教育課、高校教育課、危機管理課、循環型社会推進課、県警本部、海上保安部】

災害復旧対策は、被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に実施する。

また、県、市町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動については、災害対策本部又は災害警戒本部と調整を図りながら迅速に実施する。

4-1-1 激甚災害の指定

1 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

2 県の活動

- (1) 知事は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部局に必要な調査を実施させる。
- (2) 知事は、被災概要を内閣総理大臣に報告し、激甚災害の迅速な指定を要請する。
- (3) 関係各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、国に提出する。
- (4) 激甚災害の指定を受けたときは、関係部局は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続き等を実施する。

3 市町の活動

- (1) 市町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 市町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

4-1-2 被災施設の復旧等

1 被災施設の復旧等

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。特に、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点

から対策を講じる。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。公共施設の復旧事業は、概ね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。
- (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港、下水道、都市公園施設については、公共土木施設復旧事業費国庫負担法により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。
- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。
- (8) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。
- (9) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (3) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

4-1-3 都市の復興

1 基本方針

都市計画区域内の市街地が被災し、災害に強い都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、復興の基本方針を定めるとともに、必要に応じて復興計画を策定し、市街地を復興する。

2 県の活動

- (1) 被害状況の把握
 - ア 市街地復興に関する被害状況調査について市町を支援する。
 - イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。
- (2) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成の支援
 - 市町と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要とされる区域（被災市街地復興推進地域）の都市計画案作成を支援する。
- (3) 建築基準法第 84 条による建築制限の実施
 - ア 特定行政庁である市については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 84 条による建築制限の実施を支援する。
 - イ 県が特定行政庁となる区域については市町長と調整を図り、建築基準法第 84 条第 1 項による建築制限区域を必要に応じ指定する。
 - ウ 必要に応じ、建築制限期間を延長する。
- (4) 都市復興計画の策定

市町と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興計画を策定する。

- (5) 復興のための都市計画案作成の支援及び基盤施設整備事業の実施
市町の復興のための都市計画案作成及び基盤施設整備事業の実施を支援する。

3 市町の活動

- (1) 被害状況の把握
市町は各機関と協力し被害状況の調査を行い、県に報告する。
- (2) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成
緊急に面的整備が必要とされる区域（被災市街地復興推進地域）の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
- (3) 建築基準法第 84 条による建築制限の実施
 - ア 特定行政庁となる市は、緊急復興地区を対象に建築基準法第 84 条第 1 項による建築制限区域を必要に応じ、指定する。
 - イ 必要に応じ、建築制限期間を延長する。
- (4) 都市復興計画の策定
県の都市復興計画を踏まえ、また県と調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興計画を策定する。
- (5) 復興都市計画案等の作成及び事業実施
 - ア 被災地域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。
 - イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

※資料 局地激甚災害指定基準（資料編 1 9 - 9）

第2章 復興計画

【危機管理課、総務管理課、財政課、総合政策課、県民生活課、保健福祉課、産業政策課、農政課、土木管理課、都市計画課、教育総務課、公営企業管理局総務課】

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

4-2-1 復興計画の作成

1 県の活動

- (1) 計画の策定
知事は、必要があると認めるときは、震災復興計画を策定する。
- (2) 計画の構成
計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
- (3) 計画の基本方針
計画策定に当たっては、県の長期計画との調整を図る。
- (4) 計画の公表
計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、県民に周知し、被災地の復興を促進する。
- (5) 国・市町との調整
計画策定に当たっては、県内の被災市町が策定する震災復興計画との整合を図るとともに、国や他の被災県との調整を行う。

2 市町の活動

- (1) 計画の策定
市町長は、必要があると認めるときは、震災復興計画を策定する。
- (2) 計画の構成
計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
- (3) 計画の基本方針
計画策定に当たっては、市町の総合計画との調整を図る。
- (4) 計画の公表
計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。
- (5) 国・県との調整
計画策定に当たっては、国や県等との調整を行う。

3 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

- (1) 県は、国が定める復興基本方針に即して、県復興方針を定める。
- (2) 市町は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (3) 県は、被災市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって必要な都市計画の決定等を行う。

- (4) 県は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係行政機関若しくは関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して職員の派遣のあっせんを求める。
- (5) 市町は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

4-2-2 防災まちづくりを目指した復興

- (1) 県及び市町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 県及び市町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 県及び市町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 県及び市町は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。
- (5) 県及び市町は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (6) 県及び市町は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (7) 県及び市町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (8) 県及び市町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- (9) 県及び市町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (10) 県及び市町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

4-2-3 復興財源の確保

1 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

2 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。

3 県の活動

- (1) 財政需要見込額、被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。
 - ア 復旧・復興事業
 - イ その他
- (2) 発災年度の予算執行の調整
緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施できるよう予算執行の調整を図る。
- (3) 予算の編成方針の策定
復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

4 市町の活動

- (1) 財政需要見込額の算定
被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。
 - ア 復旧・復興事業
 - イ その他
- (2) 発災年度の予算執行方針の策定
緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
- (3) 予算の編成方針の策定
復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

5 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

- (1) 県の活動
 - ア 地方債の発行 復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、次の措置を講じ、財源を確保する。
 - (ア) 災害復旧事業債
 - (イ) 歳入欠かん等債
 - (ウ) その他
 - イ その他の財源確保策
復興を目的とした宝くじの発行等により、復興財源の確保を検討する。
 - ウ 国への要望
復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を国に要望する。要望に当たっては、市町要望を踏まえたものとする。
- (2) 市町の活動
 - ア 地方債の発行 復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。
 - (ア) 災害復旧事業債
 - (イ) 歳入欠かん等債
 - (ウ) その他
 - イ その他の財源確保策
復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

- ※資料 1 土地区画整理事業実施業況 (資料編19-1)
2 大規模災害からの復興に関する法律の概要 (資料編19-10)

第3章 被災者の生活再建支援

【税務課、危機管理課、保健福祉課、健康増進課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課、産業政策課、経営支援課、企業立地課、観光物産課、労政雇用課、雇用対策室、農政課、農業経済課、林業政策課、漁政課、建築住宅課】

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

4-3-1 要配慮者の支援

1 基本方針

要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが困難であることが多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

2 県の活動

- (1) 被災状況の把握
要配慮者の被災状況や生活実態、社会福祉施設等の被災状況等調査を市町等と協力しながら実施する。
- (2) 一時入所の調整・斡旋
社会福祉施設や関係機関と調整を行い一時入所の斡旋を行う。
- (3) 巡回健康相談
市町と協力して、保健師による巡回健康相談を実施し、要配慮者の心身の健康保持に努める。
- (4) 被災児童への相談援助
児童相談所等に配置されている心理判定士等による相談援助を実施し、被災児童の心のケアに努める。

3 市町の活動

- (1) 被災状況の把握
次の事項を把握して県に報告する。
ア 要配慮者の被災状況及び生活実態
イ 社会福祉施設の被災状況
- (2) 一時入所の実施
県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。
- (3) 健康管理の実施・巡回健康相談
県（保健所）と協力して保健師による巡回健康相談を実施し、避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。
- (4) 成年後見制度の利用
義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

4-3-2 義援物資、義援金の受入れ及び配分

1 義援物資の募集

県及び被災市町は、義援物資を受け入れるため問い合わせ窓口を設置し、受入れを希望するもの、受入れを希望しないもの等、被災地のニーズを迅速に調査把握するとともに、その内容のリスト及び送り先をマスコミに公表することにより、義援物資の送付を要請する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

また、義援物資の受入れにあたっては、被災地での仕分け等に非常に労力を要することに理解を求め、被災地のニーズに合致し、かつ、まとまった単位で送付されるもの等に限り受け付ける。

なお、義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど被災地における円滑かつ迅速

な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

2 義援金の募集

(1) 県の活動

ア 県共同募金会及び日本赤十字社愛媛県支部、義援金募集関係機関と共同し、又は協力して募集方法、期間及び広報の方法等を定めて義援金の募集を行う。

イ 県への義援金を受け付けるため、必要に応じて、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

(2) 市町の活動

市町への義援金を受け付けるために、市役所や町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

3 義援金の配分

県は、統一的に義援金を配分するために、日本赤十字社、愛媛県共同募金会及び義援金募集機関等の関係団体から構成される配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。

4 配分委員会の活動

配分委員会は、以下のことについて協議決定する。

ア 配分金額

イ 配分対象者

ウ 配分方法

エ 配分状況の公表

オ その他義援金配分に関すること

4-3-3 災害弔慰金等の支給

1 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

2 県

市町の災害弔慰金等の対象者及び支給状況の把握

3 市町

(1) 支給対象者の把握

災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び市町条例に基づき支給する。

4-3-4 被災者の経済的再建支援

1 基本方針

被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行う。

2 県の活動

(1) 被災状況の把握

ア 被災者の経済再建支援に関する調査等について市町を支援する。

イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。

(2) 被災者に関する情報提供

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

- (3) 被災者生活再建支援金の支給
市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。
- (4) 租税の減免等
地方税法及び条例に基づき、県税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
- (5) 資金の貸付等
被災者のうち要件に該当する者に対して、市町や社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、次のうち適切な資金の融通措置を講じる。
 - ア 生活福祉資金
 - イ 母子福祉資金
 - ウ 寡婦福祉資金
 - エ 災害援護資金
- (6) 国への要望
国に対し、国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

3 市町の活動

- (1) 被災状況の把握
災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。
 - ア 死亡者数
 - イ 負傷者数
 - ウ 全壊・半壊住宅数 等
- (2) 罹災証明の交付
各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。
- (3) 被災者台帳の作成
被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- (4) 災害援護資金の貸付
災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
- (5) 被災者生活再建支援金の申請受付等
被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援基金により委託された事務を迅速に実施する。また、迅速かつ的確に処理するための体制整備等も図る。
- (6) 租税の減免等
地方税法及び条例に基づき、市町税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

4 社会福祉協議会の活動

生活福祉資金の貸付を被災世帯を対象に実施する。

4-3-5 恒久住宅対策

1 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

2 県の活動

- (1) 住宅復興計画の策定
必要に応じて、住宅復興方針等を定めた住宅復興計画を策定する。
- (2) 住宅再建支援
被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要

に応じ支援策を検討する。

- (3) 民間賃貸住宅の供給促進
民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ支援策を検討する。
- (4) 公的住宅に関する協議
公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について市町と協議する。
- (5) 県営住宅等の供給
必要に応じ、公営住宅や特定優良賃貸住宅等の県営住宅を供給する。
- (6) 住宅に関する情報提供
協定を締結した（公社）愛媛県宅地建物取引業協会からの民間賃貸住宅情報や公的住宅の入居等に関する情報等を提供し、自立再建を支援する。

3 市町の活動

- (1) 住宅復興計画の策定
県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。
- (2) 県との協議
公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。
- (3) 市町営住宅等の供給
必要に応じ、公営住宅や特定優良賃貸住宅等の市町営住宅を供給する。
- (4) 住宅に関する情報提供
相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

4-3-6 生活再建支援策等の広報

1 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

2 県の活動

- (1) 生活再建支援施策等の広報・PRの実施
ラジオ・テレビ等のマスメディアやホームページ、広報紙等を活用し、次の事項を広報・PRする。
 - ア 義援金の募集等
 - イ 各種相談窓口の案内
 - ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
 - エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
 - オ 被災者生活再建支援金に関する情報
 - カ ボランティアに関する情報
 - キ 雇用に関する情報
 - ク 融資・助成情報
 - ケ その他生活情報 等
- (2) 総合相談窓口の設置
被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。
- (3) 外国人への広報
外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。
- (4) 県外疎開者への広報・PRの実施
全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

3 市町の活動

- (1) 生活再建支援策の広報・PR
広報紙やホームページ等を活用し、震災関連情報や上記2（1）の内容を広報・PRする。

- (2) 総合相談窓口の設置
被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。

4-3-7 中小企業を対象とした支援

1 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

2 県の活動

- (1) 中小企業の被災状況の把握
市町や商工団体・業界団体等へのヒアリング調査、アンケート調査及び電話照会等により中小企業の被災状況を把握する。
- (2) 支援制度・施策の内容の周知
 - ア 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を市町、商工団体・業界団体等を通じ周知する。
 - イ 次の施策を必要に応じ、実施する。
 - (ア) 相談所の設置
 - (イ) 電話相談の実施
 - (ウ) パンフレットの作成・配布
- (3) 資金需要の把握
中小企業の被災状況を基に、再建資金等の需要を把握する。
- (4) 事業の場の確保
中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援及び民間賃貸工場・店舗情報の提供等を行う。
- (5) 金融面での支援
 - ア 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。
 - イ 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。
- (6) 金融機関等への協力の要請
中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。
- (7) 新たな支援制度の検討
被災中小企業の融資に対する利子補給制度等の新たな支援制度を検討する。
- (8) 国への要望
中小企業信用保険法の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。

3 市町の活動

- (1) 中小企業の被災状況の把握
県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
- (2) 事業の場の確保
事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
- (3) 支援制度・施策の周知
中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

4-3-8 雇用対策

1 基本方針

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用維持対策を実施する。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の再就職支援策を実施する。

2 県の活動

- (1) 雇用状況の把握
愛媛労働局・ハローワークと連携し、雇用状況を把握する。

- (2) 事業者支援の実施
県内の事業主や業界団体等に対し雇用の維持を要請するとともに、各種雇用支援制度を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。
- (3) 離職者のセーフティネットの拡充
雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を国に要請する。
- (4) 再就職の支援
離職者の再就職を促進させるため、次の施策を実施する。
 - ア 愛媛労働局と連携したきめ細かな職業相談の実施
 - イ 公共職業能力開発施設等における職業訓練、能力開発の実施
 - ウ 求人開拓の実施
 - エ 合同就職説明会等の開催

3 市町の活動

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に通知する。

4-3-9 農林漁業者を対象とした支援

1 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

なお、津波災害は沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。

2 県の活動

- (1) 農林漁業者の被災状況の把握
市町や協同組合等を通じ農林漁業関係者の被災状況を把握する。
- (2) 支援制度・施策の内容の周知
 - ア 市町や協同組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する。
 - イ 次の施策を必要に応じて実施する。
 - (ア) 相談所の設置
 - (イ) 電話相談の実施
 - (ウ) パンフレットの作成・配布
- (3) 天災融資法に関する措置の実施
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）の地域指定を受けるため、必要な措置を講じる。
- (4) 日本政策金融公庫資金に関する事業処理の迅速かつ的確な実施
農林漁業セーフティネット資金等の災害対策資金に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。
- (5) 金融面での措置
県独自の災害対策に関する融資制度を、必要に応じて創設する。
- (6) 金融機関への協力の要請
資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、融資機関等に要請し協力を求める。

3 市町の活動

- (1) 農林漁業者の被災状況の把握
農林漁業者の被災状況調査を、県と連携して実施する。
- (2) 支援制度・施策の周知
農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

4-3-10 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講じる。

1 県の活動

- (1) 企業誘致活動の実施
企業誘致促進のためのセミナー、イベントを開催する。
- (2) 誘客対策の実施
被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ市町や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。
 - ア 県内における観光地の復興イベント等の実施
 - イ 県外における誘客イベント等の実施
 - ウ マスコミを活用したPR
 - エ 大規模な会議等の誘致

2 市町の活動

- (1) イベント・商談会等の実施
必要に応じ、県や関係団体等と連携しイベント・商談会等を実施する。
- (2) 誘客対策の実施
必要に応じ、県や関係団体等と連携し誘客対策を実施する。

※資料編	1	被災者生活再建支援法の概要	(資料編19-8)
	2	災害援護資金貸付制度の概要	(資料編19-2)
	3	災害復旧貸付制度の概要	(資料編19-3)
	4	災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書	(資料編12-9)
	5	中小企業振興資金	(資料編19-4)
	6	災害復旧高度化事業の概要	(資料編19-5)
	7	日本政策金融公庫災害資金等の概要	(資料編19-6)
	8	天災資金の概要	(資料編19-7)